

Research Paper Series

No. 3

戦時戦後の配給統制
カーバイド統制株式会社の事例

山崎志郎†

2018年10月

† 首都大学東京大学院経営学研究科 客員教授

目次

はじめに

第1部 戦前・戦時のカーバイド統制

第1節 カーバイド統制機関の創設と戦時統制

- (1) カーバイド共販組合の設立
- (2) 統制価格の推移
- (3) 日本カーバイド工業組合への改組
- (4) 配給統制指示機関 カーバイド共販株式会社の設立
- (5) 統制会社への改組 カーバイド統制株式会社の設立
- (6) 外地の配給統制

第2節 カーバイド需給計画と実績

- (1) カーバイド供給の推移
- (2) 1940年度計画
- (3) 1941年度計画
- (4) 1942年度計画
- (5) 1943年度計画
- (6) 1944年度計画
- (7) 1945年度計画
- (8) 国外での供給状況

第3節 カーバイド統制機関の事業業績

- (1) 1941年度業績
- (2) 1942年度事業見通し
- (3) 1942年度業績
- (4) 1943年度業績
- (5) 1944年度業績
- (6) 1945年度上半期の業績

第4節 カーバイド統制の統制支援業務

- (1) 平衡資金勘定の設定
- (2) 企業整備と共助金債務の処理

第5節 終戦前後の配給機構と配給状況

- (1) 広域地方行政への転換
- (2) 終戦と広域行政の混乱

第2部 戦後のカーバイド統制

第1節 戦後統制への転換—1945年度下期配給計画

- (1) 戦後カーバイド生産計画と実績
- (2) 物資動員計画の再建、物資需給計画
- (3) 1945年度第3四半期配給計画

- (4) 1945年度第4四半期配給計画
 - (5) 1945年度下期配給計画の実績
 - 第2節 1945年度下期配給統制の混乱
 - (1) 統制行政の混乱
 - (2) 不正行為の氾濫
 - (3) 統制会社内部の規律違反
 - (4) 新規参入企業の規律弛緩
 - 第3節 カーバイド統制の統制支援業務
 - (1) 金融逼迫と決済迅速化の措置
 - (2) 戦後処理と統制機関
 - 第4節 統制価格の改訂
 - (1) 1945年12月物価改訂
 - (2) 1946年3.3物価改訂
 - 第5節 1946年度上期の配給統制
 - (1) 戦後統制方式の模索
 - (2) カーバイド需給計画の立て直し
 - (3) 1946年度第1四半期配給計画
 - (4) 1946年度第2四半期配給計画
 - (5) 1946年度上半期の出荷実績と闇配給
 - 第6節 1946年度上期配給統制の混乱
 - (1) 統制方式の混乱
 - (2) 不正行為の続発
 - (3) 新規市販開始企業の違反行為
 - (4) 封鎖預金への対策に関する違反
 - 第7節 1946年度下期配給計画
 - (1) 暫定配給方法案
 - (2) 行政主導の配給統制
 - (3) 1946年度下期カーバイド配給計画
 - (4) 出荷指図業務の中止
 - 第8節 カーバイド統制・カーバイド共販の戦後事業業績
 - (1) 1945年度下期業績
 - (2) 1946年度4-8月期業績
 - (3) 1946年8月-47年6月期業績
 - (4) 価格平衡資金の収支
 - (5) 価格調整公団への業務移管
- おわりに

はじめに

物資動員計画は、戦時下の総動員諸計画の根幹であり、戦時経済研究の焦点であった¹⁾。しかし、その実働機関である統制会、工業組合が担った、①原材料・資材調達と配当業務、②会員各社生産計画の策定、③統制会、工業組合傘下の一元的買取・販売機関による配給業務については、ほとんど知られていない。その中では、鉄鋼統制については比較的詳細な研究があり、岡崎哲二²⁾が鉄鋼統制会による物資動員計画への関与と①、②の業務を明らかにしている。しかし、③の物資動員計画に基づく鉄鋼販売統制の実態はほとんど解明されていない。銑鉄懇話会『銑鉄販売史』(1952年)が鉄鋼原料、銑鉄の販売統制機関の変遷、問屋制度整備、補償制度、プール平準価格制度などの詳細な制度解説をしており、鋼材に関しては佐藤升『増補新版日本鉄鋼販売史』(1978年)が鉄鋼問屋のカルテル販売、一元的販売統制機関となった鉄鋼販売統制株式会社傘下の委託店、指定問屋の配給統制業務を解説しているが、何れも銑鉄、鋼材問屋の取引先再編と利害調整といった問屋の視点からの制度紹介になっており、物資動員計画に基づく総合的割当計画に沿って、一元的販売統制機関を数量的、実態的に解明したものではない。また、戦後の物資需給計画や復興に向けた経済政策に対応し³⁾、一元的販売統制を分析した事例はほとんどないと言ってよい。重要物資ごとに設立された一元的販売統制機関の研究が少ないのは、戦後その多くが閉鎖機関に指定され、廃止・解散したことによると思われる。統制機関内部の業務・財務資料は、清算手続きのために閉鎖機関整理委員会に移管され、その後大蔵省が所蔵したまま2000年まで非公開とされていた。その存在は、ごく一部の研究者が知るだけであったため、配給統制業務は戦時経済研究の最も解明しにくい領域であった。しかし、戦前のカルテル組織が1930年代前半から政策順応へ傾斜し、戦時動員の下部機関として市場の組織化に重要な役割を演じる経緯、戦後も政府・業界が一体となってGHQの一元的統制の解体に反対する背景を探ることは、戦時経済総動員の中心的問題だろうと考える。

本稿では、閉鎖機関資料を利用して、1941年設立のカーバイド共同販売株式会社(44年からカーバイド統制株式会社)を中心に、戦時・戦後の一元的配給統制機関の業務を検討し、総動員計画から復興計画へと連続する総合需給調整システムの機能を検討する。カーバイドの需給統制は、不況下の共販組織が政策協調組織に変質する39年頃までの自治的統制の時代、40年からの公的な物価統制と需給計画計画の時代、45年度第3四半期から46年上半期までの復興統制の時代、46年度下半期の臨時物資需給調整法下の「民主的」統制への移行期、47年度以降の価格調整公団時代に分けることができ、本稿も基本的にその時期区分に沿っている。

カーバイドcarbideは、本来炭素化合物一般を指すものであるが、ここでは化学工業製品として多様な用途を持つ炭化カルシウム(炭化石灰) Calcium Carbide (CaC₂)の工業的生産と配給を対象としている。カーバイドは、通常石灰石を焼成した酸化カルシウム(生石灰)とコークスを電気炉等に投入し、高温の状態で $\text{CaO} + 3\text{C} \rightarrow \text{CaC}_2 + \text{CO}$ の反応を得て生産される。その重要性からカーバイドは、1940年度以降の物資動員計画、戦後の物資需給計画において計画対象に加えられ、主原料の無煙炭、コークスや、副原料の黒鉛、ピッチ等の電極原料が計画化された。また大量に消費する電力は交通電力計画によって供給計画が定められ、産業別優先順位を付して供給されていた。特に主原料の炭素材は太平洋戦争開戦前には良質な仏印産ホンゲイ炭に全面的に依存し、そのために後述のように41年度計画当初には貿易制裁措置から国内炭への切替が図られ、開戦後の第4四半期から再び仏印炭の確保に動くなど、日本の自給圏構想の推移にも大きく左右される事業であった。

カーバイド自体が物資動員計画の生産・配給計画化物資であるほか、これを中間製品とする石灰窒素肥料も計画化物資であり、硫安とともに戦時・戦後の食糧増産政策の重要物資として生産・配給統制が実施された。またカーバイドを中間製品とした合成化学工業では、ほとんどが軍需品であり計画物資でもあるベンゾール、ブタノール、トルオールなどの爆薬・液体燃料原料や、合成ゴムのほか、合成樹脂、人絹用酢酸繊維素などの各種合成繊維や染料、塗料など多様な製品が生産され、重点物資として扱われた。さらに、カーバイドそれ自体が市販品として需給が計画化され、機械工業、建設工業における金属切断・溶接材料として、鉱山業・漁業・農業の灯火用のアセチレンガスの発生剤として重視され、太平洋戦争期後半の企業整備・金属供出計画や、戦災からの復興に当たっては、施設・設備等のスクラップ化の切断材料として緊急確保を求められた。カーバイドの生産・配給計画は戦時の物資動員計画や戦後の物資需給計画における石炭、コークス等の配当を基礎に組み立てられ、その派生計画という性格を有している。最大300にも達する需給統制物資にはそれぞれこうした派生計画があり、カーバイドの需給統制は、その具体像を検証する一つ事例を提供するものと考えられる。

ただし、ここではカーバイド供給の全体ではなく、切断・溶接用、灯火用などとして配給統制機関によって一元的に買取販売され、需要者別に割当・出荷された部分のみを扱っており、カーバイドを中間原料として石灰窒素肥料と統制工業用に供給されたカーバイドについては、関連計画としてのみ扱っている。また、カーバイド共販・カーバイド統制の取引地域と対象は朝鮮・台湾を除く内地の需要者のみであり、外地は内地需給計画の部分的供給者として扱われるにとどまる。

その一方で、本稿では単に需要部門別の割当計画に基づいて企業別に発券し、生産工場に出荷指図し、代金を徴収する配給業務だけでなく、統制会社のさまざまな関連業務に触れている。公定価格の設定は円滑な需給調整の要であるが、カーバイド統制は生産者原価の調査を基に適切な生産者価格(仕入れ価格)、需要者価格(販売価格)を商工省・軍需省に申請し、そのまま認められている。その際には問屋(荷扱人)の口銭や、一元的買取・販売機関である統制会社の口銭についても認可を得るなど、製造業者の適正利潤、調整中枢の口銭から末端の手数料まで調整し、需給統制の中核業務に関与している。

全国一律の公定価格を維持するには、出荷の際の運賃負担をどう均衡させるかが重要になる。このため生産者価格から一定額を口銭として統制会社にプールし(運賃平衡資金)、輸送実費を平衡資金で処理する業務を担った。また、工場によっては増産のために渇水時や特配の電力を利用し、割高な料金を負担することがある。この負担を平準化するため、販売価格から一定額をプールし(電力平衡資金)、電力コストの平衡を図った。

さらに1943年末から44年にかけて中小問屋・小売商の企業整備が実施されたが、転廃業者に渡される共助金の原資を借り入れ、その返済資金を販売価格から差し引き、返済に当たる役割もあった。配給統制機関の解明には、それらの独自の業務を含む総合的な検討が求められる。

第1節 カーバイド統制機関の創設と戦時統制

(1)カーバイド共販組合の設立

昭和恐慌の深化の中で、素材産業の多くは在庫急増と価格急落を経験し、生産・価格・設備制限カルテルを通じて稼働率の安定と経営の健全性を維持しようとした。1931年3月に重要産業統制法が公布される前後から素材産業部門でカルテル組織を結成し、需給を調整する動きが活発となり、カーバイド製造業者による生産・販売協定は、同年5月25日に全国炭化石灰共販組合

表1 全国炭化石灰共販組合

	加盟(1931年6月)	非加盟(34年10月)
専業	九州電気工業	電気化学工業
	揖斐川電気工業	大同肥料
	電気興業所	北越水力電気
	昭和工業	国産肥料
	新潟電気工業	日本窒素肥料
	中央電気工業	加納鋁山
	山形電化工業所	植田水力電気
	織田商会	
	東京発電	
	北陸電気工業	
	京都電燈	
	大北工業	
兼業	電気化学工業	
	信越窒素肥料	
	大同肥料	
	昭和肥料	
	大日本人造肥料	

注:1934年9月までの加盟企業は、国産肥料、日本電気工業、鉄興社、盛岡電化工業所、中越電気工業。

出所:資源局『本邦主要経済団体調査』1935年、「カーバイド統制沿革」カーバイド共販株式会社『重要書類』(国立公文書館つくば分館所蔵閉鎖機関資料 カーバイド共販前後3号)所収。

を設立したことから始まった⁴⁾。共販組合は、36年5月までの5年間の協定期限を設定し、東部、関西、西部の3つの共販会社のもとで、①共同販売、②販売数量・価格・地域の協定、③規格・商標協定、④設備増設の禁止、⑤協定違反者への制裁などを定めた⁵⁾。当初の加盟企業は、表1のように専業12社と、兼業肥料会社5社の17社であった。生産業者は二十数社、うち専業事業者は半数以下であったので、兼業者の加盟率はやや悪かった。カーバイドを灯火用や金属溶接用に市販する専業者と、石灰窒素製造、合成工業者の兼業者では、価格変動への対応力には差があり、利害調整は容易でなかったと見られる⁶⁾。

当初の役員は大日本人造肥料の堀内明三郎を専務理事に、同社の種田龍、昭和肥料の芝辻正晴を常務理事とし、大手の兼業肥料メーカーから役員が出ていたが、その後37年5月には中央電気工業の今井五介が理事長、大日本人造肥料の田中壽一が専務理事となった。組合による需要予測に基づく集

荷割当では、小規模事業者の経営に配慮してやや制限率を緩めた上で、加盟製造会社の製品は共販組合が引き受け、販売することとし、価格は組合理事会で決定した。この結果、製造会社と販売店(荷受人)との直接決済はなくなり、製造会社系列の販売機関も消滅した。さらに製品規格を統一し、製品包装も詳細な規定を設け、地区販売会社は、相互に従来の販路を侵さないこととした。カーバイド工業は、37年12月には重要産業統制法の指定業種となり、販売価格・数量は届け出されて、アウトサイダー規制、公益規定に基づく政府介入規定などによって、共販組合の統制力には公的性格を帯びることにもなった⁷⁾。

しかし、共販組合の設立と市況の回復を実現する中で、兼業者を中心にしたアウトサイダー問題は解決しなかった。組合発足後、国産肥料、日本電気工業、鉄興社、盛岡電化工業所、中越電気工業の加盟があった一方で、1932年7月には電気化学工業が脱退し、大同肥料がそれに続いたため、34年9月時点の主な非加盟企業は7社になっていた⁸⁾。僅かに価格が上昇すると共販組合を離脱する動きが見られ、景気回復が著しくなった35年10月には、協定期限切れを待たずに電気化学工業、信越窒素肥料、大同肥料の初期加盟企業と、その後加盟した国産肥料(同10月日本カーバイドに事業継承)の兼業4社がアウトサイダーになり、電気化学工業の近藤鋳次を専務理事としてカーバイド懇話会を結成した。全国炭化石灰共販組合は中央電気工業の今井五介を理事長に、大日本人造肥料の田中壽一を専務理事として事業を継続した。こうした混乱を回避するため、同年12月共販組合と懇話会の18社をもって新たにカーバイド同業会が結成され(但し北越水力電気は不参加)、電気化学工業の金子武磨が幹事長に就任している。

この1930年代前半は、内閣資源局を中心に総動員期間計画の策定が進んだ時期でもあった。30年度からの暫定総動員期間計画の策定作業で石灰窒素、トルオールなど、カーバイド関連製品を含む重要物資の戦時需要量、緊急対応力、能力拡充目標が検討されている。32年度からの応急総動員計画の立案、34年度からの第2次総動員期間計画の立案作業では、軍需・軍需関連工業や食糧・金融など広範な重点産業の動員と可能な限りの自給圏化が検討されるようになる⁹⁾。その背景には、世界恐慌期の保護貿易主義、ブロック経済構想の世界的台頭、満洲事変以後の日本の国際的孤立といった「危機」認識を背景に国際的な同盟関係の構築の模索という事情が

あった。そうした中で、自治的統制機関の多くが不況対策カルテルから積極的な生産拡大へと組織目標を転換したものとみることができる。2.26事件後の広田弘毅内閣で馬場鑓一蔵相が軍備増強に向けた積極財政主義を打ち出し、36年8月には「国策ノ基準」を閣議決定した。平時における総動員準備として「準戦時体制」の構築が叫ばれ、総動員の行政的中枢機関となる国策統合機関が構想されるようになる。

こうした情勢の中で、31年6月1日にカーバイド同業会は加盟18社からなるカーバイド組合へと改組された。理事長には硫酸、アルミニウムの国産化に取り組んできた昭和肥料の森轟昶が就任し、専務理事には電気化学工業の金子が就いた。11月には、国内市場だけでなく、関東州・満洲向けなど輸出数量・価格の統制を実施した。1937年1月に為替割当が強化されるなかで海外優良炭に依存していた業界団体は一層政策協調的な姿勢を取るようになった。

この間の共販組合加盟企業と非加盟企業の生産は表2のように推移した。1932年に非加盟企業が増加し、その後36年に新組織への組織率が上がったことで、アウトサイダーは1割以下となっている。但し、37年1月時点の公称生産能力は加盟企業70.07万トン(92.6%)、非加盟企業5.54万トン(7.4%)の75.61万トンであることから、設備稼働率は加盟企業38.9%、非加盟企業48.9%と、他の指定産業に比していずれも低かった¹⁰⁾。これは、1年のうちの豊水期の低廉な電力で集中的に生産をするというカーバイド工業固有の事情を反映していた。

(2) 統制価格の推移

最低品1缶(5ガロン缶22.5kg)の1931年7月以降の価格推移を見ると、共販組合設立後も7月の1.3円から徐々に低落し、11月の0.9円まで下がったのち、12月の政友会内閣成立を機に市況が変わり、価格が回復を始め、32年3月には1.25円になった。共同販売と生産協定によって在庫調整が進み、生産量も31年を底に32年から上昇に転じた¹¹⁾。カルテル内の利害対立の火種は残していたが、価格は自治的統制によって1932、3年に上昇を続け、34年以降は概ね1.71円～2.18円の幅で推移した¹²⁾。品種ごとの生産者価格の年平均の推移は表3の通りである。37年まで安定であったが、38年以降漸騰したのち、40年以降は39年10月公布の価格統制令に基づき、公定価格制に移行した。その際に、やや大きく引き上げてからは、45年初まで固定された。その間、後述のように39年には工業組合への改組、44年には傘下の共販会社の統制会社移行によって強力な統制力を持つようになった。

価格統制には、漏れのない総合的需給統制とコスト管理が必要である。その点、カーバイドの主な原燃料であるコークス、電極、電力などは統制経済の根幹を担う素材でもあり、帝国コークス(44年10月に日本石炭に併合)のコークスの平均買取価格は39年9月のトン当たり62.7円から12月に55.2円に引き下げられたまま、45年4月に65.65円に上げられるまで固定されていた¹³⁾。これには原料炭を「特定産業向石炭価格」で供給されるなど、素材部門では比較的統制が有効に機

表2 カーバイド共販加盟・非加盟企業の生産動向 (トン)

	加盟企業		非加盟企業		合計
	生産量	%	生産量	%	
1931年	158,301	91.8	14,159	8.2	172,460
1932年	76,110	39.4	117,227	60.6	193,377
1933年	86,626	40.2	128,988	59.8	215,614
1934年	88,112	41.1	126,472	58.9	214,584
1935年	164,584	56.7	125,512	43.3	290,096
1936年	272,259	90.9	27,133	9.1	299,392

注:自家用・販売用の合計。1932年の合計が一致しないが原資料のまま。

出所:内閣調査局「重要産業統制法指定各産業ノ生産高及操縦率」1937年3月(福島大学図書館蔵)

表3 カーバイド生産者価格年平均推移 (円/缶)

	1号品	2号品	3号品	4号品
1933	1.64	1.59	1.54	1.54
1934	1.84	1.79	1.74	1.74
1935	1.84	1.69	1.59	1.49
1936	1.79	1.74	1.69	1.59
1937	1.89	1.79	1.74	1.69
1938	2.54	2.39	2.29	2.19
1939	2.55	2.40	2.30	2.20
1940-44	3.70	3.55	2.45	2.35

出所:カーバイド共販株式会社「カーバイド生産者価格表」1946年10月22日調べ『重要書類綴』前25番所収。

能し、廉価で安定的な供給を保障したことが効いていた。この結果、カーバイド生産者価格は戦前から44年までは2倍以内を維持していた。

一方、販売価格は輸出入品等臨時措置法に基づく物品販売価格取締規則(38年7月)第1条の規定により、1939年5月1日の商工省告示から指定が始まった。

表4 カーバイド販売価格の推移 (円/缶)

	1号品	2号品	3号品	4号品	等外品
1939年5月1日	3.50	3.35	3.25	3.15	3.05
1940年4月5日	4.50	4.35	4.25	4.15	3.05
1943年11月22日	6.15	5.90	5.70	5.50	5.25
1945年2月8日	8.50	8.15	7.85	7.55	7.20
1945年12月1日	31.40	29.95	28.90	27.80	26.00
1946年3月3日	70.00	66.00	64.00	62.00	58.00

出所:「官報」告示。

その後国家総動員法に基づく価格等統制令(39年10月)による指定に切り替えられたが、これも表4のように44年までは2倍程度までに抑えていた。この間、43年11月の改訂の際、深刻な容器不足への対応として、容器の回収、再利用を促進することになり、工場所有容器を買い主が返送する場合は同表の販売価格より10銭引き(容器の輸送費は買い主負担)、買い主所有容器を利用し工場に返送する場合は68銭引き(同前)と設定した。このため、カーバイド共販では、製品の販売のほかに、同社所有容器を使って買い主に製品を輸送し、回収業者を利用して、出荷用として買い主から工場へ回送するという業務が生まれることになった。

敗戦の直前からインフレが急速に進行し、1940年以来長期にわたって据え置かれてきたカーバイド価格も実勢を反映した改訂が不可避となった。価格改訂の申請が慌ただしくなり、1945年1月の申請では、44年「下期ニ至リ主要原材料殊ニ石灰、コークス、容器等ノ大巾値上ニ伴ヒ生産費増嵩シ採算著シク窮屈トナリ」、生産、配給上「一大支障」を生じていることが指摘され、このままでは「航空機、造艦船、其他重要兵器ノ生産ニ影響スルトコロ甚大」であるとしていた。そこで、44年上期の10社11工場の原価と、9月～10月の石灰、コークス、容器の値上がり分を加味して価格改訂を申請し、2月7日に軍需省は申請通り同年上期の生産者価格(買受価格)を決定した¹⁴⁾。これによって1号品は1缶3.7円から7.68円へ、4号品で2.35円から6.73円へと大幅に引き上げられ、年平均も一挙に2倍以上になった。この半年後の1945年6月にも申請の機会はあったが、下期の価格と取扱数量の許可申請では、現行価格を据え置き、45年1～12月の購入予定数量132,800トンの半数として、原計画のままとした¹⁵⁾。ただし、この直後からインフレが一層急激化し、後述のように12月にはさらに大幅な価格改訂を申請することになる。戦後の価格改訂については改めて検討する。

(3) 日本カーバイド工業組合への改組

工業組合制度は1837年8月の工業組合法改正で、業種指定が撤廃されて適用範囲が拡大し、定款によって組合統制力を強化することが認められた。39年4月の改正では「協同組合的自治性」は後退し¹⁶⁾、所管省庁による定款・統制規程の変更命令、役員任命権などが規定され、物資動員計画を根幹とする経済総動員行政における生産・販売統制の末端業務を担うことになった。

同改正法の施行日である8月1日には、カーバイド組合を日本カーバイド工業組合に改組することになった。事務所をカーバイド同業会のあった日本橋区呉服橋の東京建物ビルから麹町区丸ノ内の明治生命館内に移し、理事長には森谷秀三郎、常務理事には河久保子朗が就任した。これによって、同組合はカーバイド生産・販売の公的統制組織となった。同年12月の商工省令74号カーバイド配給統制規則により、物資動員計画の需給計画に基づく原材料の割当と生産計画を支持され、輸移入分を含む全ての需給調整を工業組合が一元的に扱った。こうして、39年度末までに配給機構は整備され、40年度からは物資動員計画に沿った配給統制機関となった。

物資動員計画に基づくカーバイド需要者への割当は、商工省から四半期ごとに需要統制団体

(41年度末で18団体)または各地方長官に通知され、それを受けて統制団体、地方長官から割当証明が発行された。需要統制団体の加盟企業は工業組合の委託代行業者から購入し、地方長官を通じて割当証明を受けた各地の小規模需要者は小売商業組合加盟の小売商から購入した。需要者は原則的に割当証明書を持って購入した。内地以外で購入し移輸入した場合でもその使用は商工大臣の許可を要し、生産、販売実績は毎月商工大臣に報告することになった。

ただし、農業用と沿岸漁業用カーバイドについては共販会社から全国購買組合联合会(1923年4月設立、41年1月全国購買販売組合联合会)と全国漁業組合联合会(38年10月設立)に一括販売し、両機関が農林省の指示に従って配給した。また陸海軍需用の購入に当たっては¹⁷⁾、割当証明を不要としたが、商工大臣から製造業者に命じて直接配給した。たとえば、陸軍需については陸軍省兵器本部に割り当てられた後、需要動員部隊は割当証明を工業組合に提出し、工業組合は月単位にまとめた割当証明を兵器本部送付して計画的配当を実施した。民需のうちでも軍需品生産に要するものや軍用営造物の工作に間接的に要するものは、軍需に準じるものとして軍が配給斡旋をすることとした。官需についても割当証明に依らずに直接配給したが、いずれの需要も統制機関であるカーバイド統制を通じて配給された。

こうして工業組合・共販会社は物動計画と商工省の配給指示に従いカーバイドの需給調整を行ったほか、カーバイド原料の石炭、ピッチ・ピッチコース等の配給統制にも当たった。このため同組合は商工省内に設置された需給調整協議会に参画して、関連分野との調整を担い、容器の割当配給業務も行った。

その後、1943年6月30日から生産統制業務は、42年10月に発足した化学工業統制会に新たに酸素カーバイド部会を設置する形で引き継がれ、カーバイド工業組合は解散した。カーバイド工業は他の部会に比して小規模ではあったが、肥料、軍需品などに幅広く需要があったことから、やや遅れて統制会の部会扱いになったものと見られる。

(4) 配給統制指示機関カーバイド共販株式会社の設立

工業組合の形で販売統制機能を果たしていた市販用のカーバイド工業各社では、1941年2月1日に、商工省の指示によって工業組合から販売統制を分離した。組合加盟の生産業者の共同出資によって、近藤鍊次を代表取締役会長、久留島政治を社長に、常務取締役に川久保子朗、蛭間常次を擁するカーバイド共販株式会社が資本金100万円で設立され、10月1日から本格的に業務を開始した。カーバイド共販の委託販売機関としては、従来の販売地区を3地区から4地区に変更した上で、東部(資本金18万円)、中部(同10万円)、関西(同18万円)、西部(同15万円)の地区カーバイド配給株式会社が設立された。カーバイド共販は4社の概ね2割の株式を引き受け、8割は各地の有力販売店が出資した。そして、管轄下の都道府県別のカーバイド小売商業組合を通じて配給することになったが、流通機構が整備されるのは42年4月までかかった。また、共栄圏への輸出分については三井物産を利用した。

(5) 統制会社への改組—カーバイド統制株式会社の設立

配給統制機構の強化に向けて、1943年10月統制会社令が公布された。輸出入品等臨時措置法などの法令、配給統制規則に基づいて設立されていた各種の「共販株式会社」、「配給株式会社」、「配給統制株式会社」などは、42年11年時点で主要会社で213社、地方的配給会社を含めると600社以上が存在していたが、統制会社令以後、順次所管省の指示によって強力な権限を持つ「統制会社」に改組されることになった。統制会社の業務は、「国民経済ノ総力ヲ最も有効ニ發揮セシムル為」の物資の生産(加工、取り付け、修理を含む)、配給、輸出、輸入、保管、運送を

統制することであり、強い統制権限を有した¹⁸⁾。

カーバイド共販は、1944年2月25日軍需大臣命令を受け、3月31日に統制会社に改組された。資本金は100万円のままで、生産者のみであった株主構成は生産者と販売業者との折半となり、社名はカーバイド統制株式会社とした。統制会社の設置と平行して後述のように小売業整備など流通の簡素化が進められ、各地4共販会社を解散した。これに代わってカーバイド統制が設置した営業所の下に、商業組合から有力販売商を「荷扱人」を選抜して販売統制の実務機関とするとともに、府県商業組合を解散させた。統制会社の役員構成は社長島野亨二、常務理事飯田弘、川久保子朗などであった。同社は戦後統制会社令の失効とともに46年9月末に、商法上の一般会社であるカーバイド共販株式会社に改組されても、資本、役員構成はそのままとし、なおしばらくは強力な統制機関として機能した。

(6) 外地の配給統制

こうした日本内地の配給統制の機構整備と平行して、外地でも統制機構が整備された¹⁹⁾。朝鮮では豊富な水力発電を利用してカーバイド工業が発達し、朝鮮窒素肥料興南工場、日本化成工業順川工場、三陟開発北三化学工業所、朝鮮電気冶金富寧工場が朝鮮内の需要を上回る生産をし、満洲、中華民国、仏印等に輸出していた。その後、内地の配給統制に合わせて1940年4月の朝鮮カーバイド配給統制規則(朝鮮総督府令111号)が施行された。上記製造業者とその代理販売業者(朝鮮窒素肥料販売、三菱商事、三井物産)によって同年6月に組織された朝鮮カーバイド協会が配給統制機関となり、移輸出と域内の配給計画を策定し総督府の承認を受けた。

域内の配給は、出光興産、小沢石油合資、立石商店、京城日扇商会、朝日商事、共栄興業、朝鮮冶金販売の1次販売(卸売)会社が組織した朝鮮カーバイド配給組合が上記配給計画に基づき域内の配給指示と大口需要者への配給に当たった。小口は2次販売(小売)業者からなる各道カーバイド販売組合が一般需要者へと配給した。朝鮮内での統制価格は、内地より1号品、2号品で15%程度高く、3号品以下では50%以上高い、不自然な設定になっているが、仏印炭輸入を抑制した代償として、低級品に収益性を保障したものと考えられる。なお、これを低価格設定をしている内地へ移出した場合に製造業者に生じる「損失」は、協会内のプール制などで均衡を図ったと思われるが、実態は判明しない。

第2節 カーバイド物資動員計画と実績

(1) カーバイド供給の推移

カーバイド生産量には、表5のようにいくつかの異なるデータがあるが、恐慌からの回復後も着実に増加し、37年頃を境に成長を鈍化させながら、日中戦争期末の41年に36万トン程度まで伸びたことが概ね一致している。41年の用途別供給量は石灰窒素肥料用17.6万トン、合成用5.3万トン、照明・溶接など多様な用途に向けた市販用が11.9万トンを記録している。肥料用はもちろんのこと、軍需品のブタノール、合成ゴム等の合成用が急増し、さらに企業整備や未稼働施設の供出のため、金属切断用需要も増加していたにも拘わらず、原料無煙炭やピッチコークスの制約から41年を境に減少を続けた。参考欄1のデータは、35年から38年、41年、42年のデータが相当大きく食い違い、参考1では39年の急落、41年の急増、43年の急落など不自然な動きがある。後に編纂された出典の参考欄2では、36年までのデータが他の2つと異なる。この点は改めて検討するが、全体の傾向としては32年から上昇に転じ、37年から停滞して、41年にピークを迎えるという点で一致している。

統制経済下では市場と企業間競争を通じて適正な生産量が決定されるのではなく、政策的必要量を生産要素の配分計画を適合させつつ需給バランスが設計されている。カーバイドは既に見たように厳格な計画物資であり、また総動員計画では朝鮮・台湾の生産計画を含めて需給計画が策定されている。このため、こういった生産の推移を検討し、その意味を理解するには物資動員計画の内容を確認する必要がある。

本格的統制経済への移行は、1938年1月に決定された物資動員計画がその画期である。しかし、直後からの予測を超える貿易収支赤字や投機的な在庫積み増しなどの仮需要の拡大で需給見通しが破綻し、38年半ば過ぎから輸出入品等臨時措置法に基づく非鉄金属類の使用制限規則や広範な物資の配給統制規則が公布され、計画化が実質化していく。工業組合などの需要団体ごとの物資割当が所管省から指示され、これに基づいて組合員への原料・資材の割当・発券が始まり、これが工業組合員各社の生産計画を規定するようになった。39年度には物資動員計画と一体の関係を保ちつつ、労務動員計画、交通電力動員計画、資金統制計画、生産力拡充計画の貿易計画などの国家総動員諸計画も策定され、企業の事業計画を規制するようになり、物資動員計画は体系化された。カーバイドの場合は第2次欧州大戦勃発後の39年12月に配給統制規則が公布され、1940年度から物資動員計画に組み込まれた。

(2) 1940年度計画

1940年度物資動員計画の策定は、40年1月頃から物動物資の供給に要する鋼材等の需要量とその査定作業や物動物資それ自体の部門別需要量の査定が始まっている²⁰⁾。表6の上段は内地、朝鮮、台湾にある一般民需向けカーバイド工業向けの鋼材需要量とその査定額である。要求は新規設備用3,990トン、補修用3,767トンと製品(容器)の8,200トンであったが、査定の結果残ったのは容器用4,000トンと新規設備500トン、補修用1,500トンのみで、6割も削減された²¹⁾。朝鮮分の鋼材は補修用素材を中心に当初4,500トンが認められていたが、6月末の閣議決定計画では3,500トンに削減され、合計で9,725トンとされた。その後の深刻な容器不足に陥ることを予想される厳しい査定であった。

表5 カーバイド生産と消費の推移 (千トン、参考欄はトン)

年度	生産	供給					生産	
		肥料	合成	市販	輸出	計	参考1	参考2
1930	283	120	6	62	5	193	285,070	187,100
1931	171	123	7	50	6	186	170,742	229,800
1932	234	128	9	55	6	198	233,892	191,200
1933	217	156	12	61	9	238	216,728	229,300
1934	254	158	17	68	12	255	254,174	243,500
1935	280				15		388,911	369,522
1936	329	261	26	82	16	385	423,652	381,496
1937	357	279	33	80	14	406	442,960	357,239
1938	351	267	41	92	12	412	417,082	350,722
1939	357						357,122	357,122
1940	357						356,957	356,957
1941	360	167	53	119	21	360	487,017	360,280
1942	306	139	46	108	14	307	435,917	306,388
1943	301	119	62	99	15	295	301,143	301,143
1944	272	111	70	98	5	284	291,580	271,580
1945	143	78	13	34	3	128	145,086	143,272
1946	214	147	24	39	2	212	204,126	212,251
1947	265	163	23	59	6	251		257,506
1948	372	206	33	99	10	348		369,009
1949	421	285	35	83	12	415		420,388
1950	483	332	56	102	8	498		483,162

出所:電気化学協会編『日本の電気化学工業の発展』1959年、159～161頁。参考1欄は大蔵省・日本銀行『昭和23年財政経済統計年報』676頁。参考2欄は、カーバイド工業会『カーバイド工業のあゆみ』1968年、385頁(同工業会調査)。

表6 1940年度カーバイド工業需給状況 (トン)

		内地	朝鮮	台湾	その他	計
カーバイド工業の鋼材需要	需要額	15,957	7,000	1,346		24,303
	査定額	6,000	4,500	225		10,725
	素材	1,500	4,214	225		5,939
	機械	500	200			700
	製品	4,000	86			4,086
カーバイドの用途別一般民需配当計画	石灰窒素用	175,000	35,000	7,600		217,600
	合成工業用	65,000	7,000			72,000
	その他用	38,255	18,100	1,700	882	58,937
	計	278,255	60,100	9,300	882	348,537
カーバイドの用途別一般民需配当実績	石灰窒素用	204,200	21,100			
	合成工業用	51,600	1,000	12,080		
	その他用	(40,774)	15,620		250	
	計	(296,574)	37,720	12,080	250	346,624

注:その他地域は樺太、南洋の合計。内地の「その他用」配当実績が判明しないため、石灰窒素用、合成工業用の実績率から推計した。

出所:「改訂内地昭和15年度物動計画C5需要細分表」、「朝鮮昭和15年度物動計画C5需要細分表」、「台湾昭和15年度物動計画C5需要細分表」前掲『初期物資動員計画資料』第10巻所収、企画院「需給対照及補填対策一覧表」1940年6月29日前掲『初期物資動員計画資料』第11巻所収、企画院「昭和十五年物資動員計画一般民需配当計画並実績対照表」1941年3月14日『開戦期物資動員計画資料』第1巻、342頁。

これを踏まえた一般民需向けの配当計画量は閣議決定では348,538トンとなった²²⁾。一般民需に加え、陸海軍需、生産力拡充計画需要などの部門別のカーバイド配当を見たのが表7である。物動配当区分では、内地・外地をまとめて国内の部門別に陸軍需A、海軍需B、充足軍需C₁、生産力拡充計画需要C₂、官需C₃、輸出および輸出处製品の原料需要C₄と、一般民需C₅が配分される。40年度のC₅には原料用が合算されているが、41年度計画から固有の一般民需C₅と原料用C₆に分離され、C₅が市販用一般民需のみに純化され、A、B、C₁～C₅が市販用となる。このうち、朝鮮、台湾、樺太、南洋などの外地分は外地行政機関と自治統制機関が執行し、内地割当分は商工省からの割当通知を受けてカーバイド工業組合、その後のカーバイド共販と需要団体が配給統制に当たった。しかし、商工省(43年11月から軍需省)からカーバイド共販やカーバイド統制に指示された内地向け市販用カーバイドの部門別割当計画の資料を、戦時期については見いだせない。このため、ここでは物資動員計画とその実績として検討することになる。

表7 1940年度カーバイド需給計画
(トン)

		計
生産	内地	380,000
	朝鮮	110,000
	台湾	14,000
供給合計		504,000
配当	陸軍需A	35,518
	海軍需B	32,300
	生産拡充C ₂	63,425
	官需C ₃	6,000
	輸出(満支)C ₄ イ	18,420
	輸出(第三国)C ₄ ロ 一般民需C ₅	348,537

出所：企画院「需給対照及補填対策一覧表」1940年6月29日原朗・山崎志郎編『初期物資動員計画』第11巻186頁。

1940年6月末時点の年度計画では504,000トンの供給量を一般民需348,527(うち原料用は28万トン程度)のほか、陸海軍需で67,818トン、15の生産力拡充計画産業へ63,425トン配当し、それらを4等分して、各四半期126,000トンの計画とした²³⁾。生産力拡充産業向けの34.8%は鉄鋼業向けで、次いで17.4%が非鉄金属業向けであり、以下、石炭業12.5%、造船業10.2%、民間の鉄道車両業9.2%などが続いた。官需の61.2%は鉄道省向け、25.8%は朝鮮総督府でいずれも国有の鉄道・車両業向けが中心であった。満支の円ブロック向けは65.1%が満洲国、関東州向けであったが、40年3月30日の中華民国(汪兆銘政権)の成立とともに、蒙疆、北・中・南支の経済建設に向けも一定量の輸出が計画化された²⁴⁾。

その後の四半期実施計画を見ると、12月4日の第三四半期実施計画では121,000トンの生産計画となり、僅かに縮小されているが、概ね配分比率も維持された²⁵⁾。第4四半期実施計画では生産が89,840トンに縮小する分、在庫取崩45,480トンを加えて、供給総額が135,320トンに引き上げられ、当初の物動計画の第4四半期計画に対して軍需100%、民需95%の達成を目指すものになっている²⁶⁾。40年度の配給実績が判明するのは一般民需分だけであるが、その実績は前掲表6の下段のように一部推計を含めて346,624トンとなり、朝鮮での供給がやや不振であったものの、ほぼ計画を達成している。陸海軍需、生産力拡充計画分の配給は一般に優先され、特に軍需は100%を達成を目指していたことを考えれば、軍需・生産力拡充向け13万トンの供給計画も同様に達成率は高いと考えられ、年間で50万トン程度の配給を実現したと見ることができる。

なお、前掲表の参考欄数値が用途別の生産・供給データより、35年以降、年によって10万トン程度の食い違いが出る理由は、参考欄に年度によって朝鮮・台湾の生産量が含まれているためである可能性がある。

(3) 1941年度計画

1941年年度は6月に日蘭経済交渉が決裂し、年初からの日米交渉も難航を続け、7月末日には米英蘭の対日資産凍結が実施され、年度計画の見通しが立たなくなった。このため、41年度のカーバイド需給計画については、外交交渉が妥結し、通商が回復することを想定して5月に策定された物資動員計画基礎案と、交渉の推移に応じて四半期ごとに策定された実施計画の推移を

見ておこう。表8のように基礎案ではカーバイド年供給計画は575,000トンと前年を14.1%上回るものであり、四半期平均では143,750トンであった。41年度からは円ブロック圏、第1補給圏(仏印・タイ)、第2補給圏(その他の東南アジア地域)の原料調達地域別に生産計画を策定した点で、対外関係の悪化が反映されている。仏印炭の年間輸入計画は586,000トンで

表8 1941年度カーバイド需給計画

		(トン)							
		基礎案	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	四半期計		
生産	国内原料	575,000	183,900	136,400	131,500	20,000	471,800		
	第1補給圏原料					51,100	51,100		
在庫取崩				43,590		35,000	78,590		
供給合計		575,000	140,310	179,990	131,500	106,100	557,900		
配当	市販用	陸軍需A	33,713	7,080	10,100	7,644	3,500	28,324	
		海軍需B		7,090	11,600	10,920	3,000	32,610	
		充足軍需C ₁		27,000					0
		生産拡充C ₂		61,280	13,210	13,300	15,776	10,000	52,286
		官需C ₃		7,747	1,000	1,580	1,807	1,585	5,972
		輸出C _{4I} (満洲)		14,000	3,750	3,300	3,350	3,350	13,750
		輸出C _{4I} (支那)		8,200	2,500	1,300	1,300	1,300	6,400
		輸出(第三国)C _{4II}							375
		一般民需C ₅		423,060	21,810	23,810	22,203	22,990	91,188
		計			56,440	64,990	63,000	46,100	230,530
原料用C ₆			83,870	115,000	68,500	60,000	327,370		
保留			43,590				43,590		

出所:企画院「昭和十六年度物資動員計画及第二、四半期物資動員実施計画ニ対スル供給力計画(供給力総括)」1941年7月28日、企画院「昭和十六年度物資動員計画及第二、四半期物資動員実施計画ニ対スル配当計画(配当総括)」1941年8月17日『開戦期物資動員計画資料』第3巻、69、290頁、企画院「昭和十六年度第一四半期物資動員暫定実施計画」1941年3月20日、企画院「昭和十六年度第四四半期物資動員実施計画(配当)」1941年12月8日『開戦期物資動員計画資料』第4巻、38頁、557頁、企画院「昭和十六年度物資動員計画基礎案」1941年5月28日『物資動員計画重要資料』第1巻、51頁、企画院「昭和十六年度物資動員計画第三四半期実施計画(配当)」1941年9月18日『物資動員計画重要資料』第2巻、351頁。

あったが²⁷⁾、カーバイド工業には仏印炭の割当がなく、国内原料への転換が計画された。基礎案の配当計画では陸海軍需が充足軍需を含めて6万トン余り、生産力拡充計画も6万トン余とやや抑え、新たに設定された原料用C₆と第三国輸出用を含めた民需は、7万トン以上増やして42万トン余とした。

第1四半期計画は基礎案以前の3月に策定した暫定計画であるが、豊水期の電力を利用して一挙に増産し、43,590トン(在庫積増し)に回すという計画であった。しかし、7月以降策定が進んだ第2四半期実施計画では、開戦の可能性を考慮し、基礎案を修正した上で増大する軍需と調整することになった。カーバイドでは、基礎案から第1四半期の暫定割当を除いた分を91%に修正した上で緊急保留分39,219トン(在庫積増し)を控除して第2-4四半期割当を352,971トンと算出し、そこから軍需と調整をした結果、第2-4四半期割当は334,499トンとなった²⁸⁾。さらに陸海軍からは29,914トン(陸軍19,914トン、海軍10,000トン)の追加要求が出され、これを緊急保留分から供出することで調整している²⁹⁾。結局第2四半期の国内生産は136,400トンと見込み、前期の在庫積み増し分43,590トン(在庫積増し)を崩して供給力を179,990トンに増強し、軍需との折り合いを付けた。

第3四半期は渇水減産期にも拘わらず国内生産分のみの131,500トンの配当となり、やや軍需に厚く配当した。特異なのは12月8日に策定された第4四半期実施計画である。ユークス等の原料輸送力の削減と見られる理由で内地炭素材原料による生産を計画から外した上で、朝鮮・台湾の域内原料による20,000トンと、軍徴用船の復路を利用すると見られる仏印・タイの第1補給圏からの輸入原料に再転換して51,100トン(在庫積増し)を計画し、計71,100の生産を計画した。これに在庫取崩で35,000を確保して、106,100トンの供給力とし、軍需と肥料用・合成用をやや抑える形で需給調整した。当初の基礎案と四半期実施計画の合計を比較すると、第2、第3四半期に軍需へ集中的に割り当て、民需分で調整している。最終的に官需は当初の計画通り、生産力拡充産業は約1万トン減、円ブロック向けは汪兆銘政権の中華民国向けがやや悪く、一般民需と原料用については基礎案の内訳が分からないものの、大きな変更はなかった。とはいえ、41年度は従来主原料であった仏印産の良質な無煙炭(ホンゲイ炭)の入手が困難となり、朝鮮三陟産の無煙炭などへの切り

替えを進めた。しかし、多く含まれる灰分のため電気炉処理の効率が低下し、生産は思うように上がらず、第4四半期から仏印産原料に戻そうとしたことが分かる。また原料用C6には湯水期に備えた在庫積み増し(次期繰越)の分が含まれていると見られ、C6配当は下期に縮小する。

1941年度の物資動員計画の達成率は比較的高く、海上輸送計画が9%減、海上輸送力への依存度が高い鋼材が9%減、石炭が5~10%となったが、主要物資の多くは計画どおりか、計画よりやや良好と報告されている。カーバイド工業向けの鋼材配当計画の達成率は92.5%であった³⁰⁾。カーバイド全体の計画達成率は判明しないが、一般民需C5と原料用C6の実績を見ると、内地で115,347トン、国内全体で174,683トンとなった。内地の実績からC6の石灰窒素用45,500トンと合成工業用17,120トンを引くと、内地の一般民需配給実績は52,727トンとなる³¹⁾。一般民需の計画は僅かな第三国輸出用を合わせて、91,188トンであるから、一般民需の達成率は6割程度だったと見られる。軍需A・B、官需C3、生産拡充用C2を含む市販用全体の実績は判明しないが、通常それらは一般民需よりは1割程度高いと見てよい。前掲表の41年生産実績は36.0万トンであり、実績率は64.5%となるので、データ上は大きな矛盾はなさそうである。市販品供給計画230,530トンの達成率もこの水準とすれば、供給実績は15万トン弱であったことになる。

(4) 1942年度計画

1941年10月に策定された42年度物資動員計画の1次案は、年度内の対英米蘭開戦を前提とした計画であった。最重要原料である仏印炭の輸入計画は内地分389,000トン、朝鮮15,000、台湾7,000トンの計411,000トンしか見込めず、41年度比70.3%となった。内地のカーバイド工業はこの仏印炭のうち190,000トンを利用して277,680トンを生産し、これに国産コークス21,000トンによる30,320トンを加えて308,000トンの生産を見込み、安全率を見て表9のように内地は300,000トンを生産計画とした。朝鮮は極力三陟炭を

利用して100,000トン、台湾は仏印炭7,000トンと島内炭600トンで11,000トンとした³²⁾。供給量411,000トンは前年度計画の77%であり、朝鮮から内地へは20,000トンの移入を予定していた³³⁾。原料用と市販用の地域別の内訳は、表10のようになり、原料用の石灰窒素用215,900トン、合成工業用73,000トン、市販用122,100トンであった。肥料用などで大幅な削減は避けられなかった。

しかし、緒戦の勝利と南方軍事占領が一挙に進

表9 1942年度カーバイド需給計画

	1次案	年度計画	生産・配給実績					達成率
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	四半期計	
内地(第1補給圏原料)	277,680	358,500		79,470	*81,819	38,782	*200,071	55.8
内地(国産原料)	22,320	0	119,578			0		
朝鮮(域内原料)	100,000	108,000	27,270	22,687	**31,559	26,565	**227,659	210.8
台湾(域内+第1補給圏)	11,000							
在庫取崩		55,500		7,259		27,555	34,814	
供給合計	411,000	522,000	146,848	109,416	113,378	92,902	462,544	88.6
原料用C6	288,900	280,660	75,260	61,792	55,577	42,359	234,988	83.7
市販用								
陸軍需A	16,920	45,000	7,549	9,511	10,768	15,412	43,240	43.0
海軍需B	16,920	40,000						
移管船舶造修		15,550	0	0	0	0	0	
充足軍需C1	3,760	0	0	0	0	0	0	
生産拡充C2	29,200	32,000	15,635	7,420	8,977	8,490	40,522	126.6
官需C3	4,160	7,000	2,458	713	1,591	522	5,284	75.5
輸出C4イ(満洲)	8,320	14,000	1,826	3,517	2,254	2,636	10,233	73.1
輸出C4ロ(支那)	4,160	6,200	1,981	1,471	1,089	1,055	5,596	90.3
輸出C4ハ(第三国)	1,500	2,000	373	370	0	53	796	39.8
一般民需C5	29,200	79,590	27,068	24,622	22,880	22,375	96,945	121.8
民需保留(在庫)	7,960		14,698	0	10,207		24,905	
計	122,100	241,340	71,588	47,624	57,766	50,543	227,521	94.3

注:1次案の内地生産は277,680トン+30,320トンの308,000トンであるが、安全率を考慮して合計で300,000として、計画化した。第3四半期生産実績と四半期合計実績の上段の*は第1補給圏原料による内地、朝鮮、台湾の合計。下段**は国産原料による内地、朝鮮、台湾の合計。

出所:企画院「昭和十七年度物資動員計画第一次案(総括)」1941年10月10日『物資動員計画重要資料』第2巻、76頁、企画院「昭和十七年度物資動員計画及各四半期物資動員実施計画(供給力計画)」1972年4月20日、企画院「昭和十七年度物資動員計画及各四半期実施計画(配当及取得区分別計画)」前掲『開戦期物資動員計画資料』第7巻、329,496頁、商工省総務局調査課「昭和十七年度物資動員計画供給並配給対スル実績総括表」1943年8月『開戦期物資動員計画資料』第11巻、354頁。

表10 1942年度第1次案のカーバイド配当計画(トン)

	内地	朝鮮	台湾	計
市販用	67,000	52,500	2,600	122,100
合成工業用	68,000	500		73,000
石灰窒素用	185,000	22,500	8,400	215,900
計	320,000	80,000	11,000	411,000

出所:企画院「昭和十七年度物資動員計画第一次案(備考)」1941年10月10日『物資動員計画重要資料』第2巻134,135頁。

展したことなどから、南方原料の大量輸送を前提に、物動計画全体も、またカーバイド計画も大幅に拡張されることになり、4月に策定された1942年度計画は、非常に楽観的な計画になった。カーバイド供給は在庫取崩も加えて1次案より11,000トン拡大して、年度計画は522,000トンとなった。

内地は第1補給圏原料を利用して58,500トン増産し、朝鮮、台湾は極力域内原料に切り替えて、第1次案の水準を維持しようとした。同時に策定された各四半期の配当計画では、渇水期の下期に55,500の在庫を取り崩すことで、第1四半期の147,508トンから第4四半期も107,991トンへの縮小にとどめた。配当内訳でも各部門ごとに満遍なく増強された。原料用C6は第1次案とほぼ同じであるが、軍需AB、一般民需C5を中心に第1次案を大きく上回る配当となった。

なお、年度計画の一般民需79,590トンの地域別、用途別の内訳を見ると表11のとおりである。第1次案では前年度実績より15.2%圧縮され、小型汽船、機帆船の船舶造修用が溶接用から分離され重視されるようになり、漁業・農業など食糧関係が強化され、金属回収用や代用燃料化を進めた自動車燃料用が増強されていることが分かる。なお、同表の朝鮮の市販用からは満支、仏印への輸出も予定し、供給圏を日満支ブロックから共栄圏第1補給圏にまで拡張した。

その後四半期計画は若干の修正をしながら進められたが、ここでは四半期実績だけを見ておく³⁴⁾、第1四半期に内地の仏印炭への全面切替はできず、国内炭による生産実績が12万トン近くあり、第2四半期以降仏印炭によって第2、第3四半期は8万トン程度の生産実績があった、データの区分が途中で変わっているため、正確さは欠くが、年間を通じて仏印炭による生産は20万トン、国内炭による生産は23万トン弱であった。供給実績も全体で計画の88.6%に達し、原料用は計画の83.7%であった。市販用は、全体で94.3%という達成率になり、第1次案から年度計画策定にかけて急増した軍需配給が、実績では43.0%と低く、実施段階で大幅に軍が譲歩している。生産拡充計画産業向けは126.6%としたり、一般民需も重点需要に集中させて、121.8%を実現した。

(5) 1943年度計画

1943年度の生産計画の立案に当たっては、42年秋以降の喪失船舶の増加で鉄鋼生産、石炭輸送力が低下し、国内生産の全面的な縮小が始まり、石炭、コークス、電力を大量に消費するカーバイド工業にも大きな影響が出るようになった。42年末に第1次案、43年1月に第2次案が策定されたが、内地生産の下期の減少が大きく、第2次案では表12のように内地で年間215,000トン、全体で353,300トン程度しか見込めず、前年度計画の68%であった。その後も、相次ぐ船舶輸送計画の縮小改訂によって、43年度物資動員計画の立案は難航し、結局輸送力の強引な捻出と増強によって計画値を引き上げ、それに見合うように徹底して国

表11 1942年度市販用カーバイドの供給

		(トン)	
		41年度実績	42年度計画
内地	溶接	20,253	19,862
	船舶造修用		658
	漁業燈火	3,718	10,000
	鉾山燈火	839	920
	農業燈火	530	2,000
	その他燈火	929	1,440
	自動車燃料	4,648	5,450
	金属回収用	300	3,060
	その他	21,510	1,400
	計	52,727	44,790
朝鮮	35,871	32,515	
台湾	4,031	1,978	
樺太	837	61	
南洋	346	246	
合計	93,812	79,590	

出所：企画院「昭和十七年度物資動員計画一般民需配当表(附 前年度配当実績表)」1942年5月30日前掲『物資動員計画重要資料』第3巻、227,228頁。

表12 1943年度カーバイド生産配給計画第2次案

		(トン)				
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
生産	内地	64,500	64,500	43,000	43,000	215,000
	朝鮮	28,750	28,750	28,750	28,750	115,000
	台湾	3,500	5,900	5,900	8,000	23,300
	計	96,750	99,150	77,650	79,750	353,300
	対前年比	66	72	60	74	68
配給	原料用	146,591	137,708	129,417	107,770	519,559
	内地	56,575	56,575	46,575	46,575	206,300
	朝鮮	20,620	20,620	9,120	9,220	59,580
	台湾	18,175	18,175	18,175	18,175	72,700
	樺太	1,250	3,650	3,650	5,750	14,300
	南洋	100	100	100	-	300
	計	96,750	99,150	77,650	79,750	353,300
	計	96,750	99,150	77,650	79,750	353,300

出所：企画院「昭和十八年度物資動員計画第二次案(供給力計画)」1943年1月13日原朗・山崎志郎編『後期物資動員計画』第1巻246頁、288頁。

内資源を動員することになった。この策定手法は海上輸送力でも鉄鋼生産でも同様であり、民間原料在庫の極度の切り下げや新原料・代替原料の模索など無理を重ねたものであった。こうした作業の結果、4月に策定されたカーバイドの年間供給計画も表13のように対前年度計画比97%の51万トンに引き上げられた。

表13 1943年度カーバイド生産配給計画

		(トン)					
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	
生産	内地	110,750	110,750	66,250	66,250	354,000	
	朝鮮	28,750	34,750	35,750	35,750	135,000	
	台湾	3,500	4,500	6,500	6,500	21,000	
供給合計		143,000	150,000	108,500	108,500	510,000	
配当	市販用	陸軍需A	7,750	9,150	9,200	8,900	35,000
		海軍需B	6,440	6,510	8,860	8,190	30,000
		造船Bx	6,000	6,500	6,000	6,000	24,500
		生産拡充C ₂	8,303	8,623	7,727	8,847	33,500
		官需C ₃	1,821	1,961	2,096	2,122	8,000
		輸出(滿支)C _{4イ}	1,550	2,150	2,250	2,250	8,200
		輸出(第三国)C _{4ロ}	250	250	250	250	1,000
		一般民需C ₅	21,731	25,671	27,022	26,676	101,300
		船舶造修	180	180	170	170	700
		回収用	250	250	250	250	1,000
		南方開発C ₇	480	510	520	490	2,000
計	54,325	61,325	63,925	63,925	243,500		
原料用C ₆		88,675	88,675	44,575	44,575	266,500	

出所：企画院「昭和十八年度物資動員計画及各四半期実施計画(供給力計画)」1943年4月15日、企画院「昭和十八年度物資動員計画及各四半期実施計画(配当計画)」1943年4月22日原朗・山崎志郎編『後期物資動員計画』第2巻126頁、231頁。

部門別配当では下期の減産分の多くは、石灰窒素や合成用の原料としての配給を減らすことで対応し、市販用は概ね安定供給を図るようにした。その上で、陸海軍需は対前年度77%に抑制した分、造船用は160%、生産拡充用と南方開発用は110%に増強した。既に極度の圧縮によって各所で破綻が始まっていた一般民需については、木造船などの小型船の「船舶造修」用、金属回収の強化用に一定量を確保するため95%となった³⁵⁾。

徹底した重点化を図ったことから、第1四半期のカーバイド供給は、内地120,533トン(計画比109%)、朝鮮25,875トン(90%)、台湾3,866トン(110%)の合計150,274トンと105%の計画達成率となった³⁶⁾。

しかし、1942年12月に実施された第1次船舶増徴計画の42年度第1四半期中の解備予定が遅れた上に、6月になって物動計画の根幹を揺るがす大量の船舶増徴計画が決定となった。物動計画全体が鉄鋼、石炭、造船、航空機などの超重点物資を中心に組み替えられた。カーバイド用の石炭・コークスなどは大きく絞られ、これを機に総動員諸計画は相当に無理を重ねたものになっていった。カーバイド生産実績の推移が判明するのは内地分だけであるが、第2四半期実施計画では生産計画が引き上げられ112,220トンの計画としておきながら、実績は炭素材供給や輸送力の減少から72,085トンにとどまり、上期計画の達成率は86.5%に低下した。渇水期の下期は当初の年度計画では第3、第4四半期とも66,250トンとしていたが、第3四半期の内地生産計画を88,650トンに引き上げたため、実績は77,152トンと伸びたが、実績率は87.0%にとどまった。これについて軍需省化学局長津田広は1944年2月の軍需省局長会報で「上半期ハ豊水期デアツタガ、労務者ガ集マラナイノデ十分デナカッタ」と説明した上で、「第四、四半期ハ電力ノ関係デ又低下スルモノト思ハレル。従テ年間ノ生産目標ハ三十五万噸デアアルガ三十万噸位ニシカナラヌノデハナイカト思ハレル」としていた³⁷⁾。実際、第4四半期生産は31,334トン程度まで落ち込み、43年度の内地生産実績は、301,384トン、達成率は85.1%にとどまった³⁸⁾。

(6) 1944年度計画

1944年度物資動員計画における鋼材配当の内示を受けて、4月初めに軍需省化学局では所管物資の供給見通しを検討した。カーバイド工業の大きな隘路となっていた容器問題の処理はこの鋼材配当に掛かっていた。しかし、4月4日の軍需省局長会報では、津田化学局長からカーバイドの44年度鋼材割当2,360トンでは「到底容器ガ作レナイ」ため、生産量は23.7万トンと前年よりさらに減産になると指摘する一方で、43年度の配当予定の鋼材10,112トンの残りの5,436トンが合わせて供給され、設備が整備されるのであれば、航空機や造船などの最低所要量の40万トンの

表14 1944年度カーバイド供給計画と実績

									(トン)					
	年度計画	第1四半期	第2四半期	同改訂	第3四半期	第4四半期	同改訂	四半期計	上期実績	達成率	下期実績	達成率	年度実績	達成率
内地	315,000	120,000	90,000	110,000	55,000	40,000	46,000	331,000	196,810	85.6	95,200	94.3	292,010	88.2
朝鮮	110,000	22,800	27,100	27,100	25,000	25,000	25,000	99,900	56,699	113.6	57,302	114.6	114,001	114.1
台湾	14,400	3,600	3,600	3,600	3,200	3,000	3,000	13,400	5,003	69.5	1,879	30.3	6,881	51.4
在庫					20,000	25,000	25,000	45,000			45,000		45,000	
計	439,400	146,400	120,700	140,700	103,200	93,000	99,000	489,300	258,512	90.0	199,380	98.6	457,892	93.6

注:年度計画は1944年4月の当初計画、四半期計画は各四半期実施計画とその改訂実施計画、四半期計は四半期改訂実施計画の合計。

出所:軍需省「昭和十九年度物資動員計画(案)」1944年4月14日、軍需省「昭和十九年度物資動員計画第一、四半期実施計画」1944年4月14日、軍需省「昭和十九年度物資動員計画第二、四半期実施計画」1944年6月26日前掲『後期物資動員計画資料』第10巻所収、軍需省「昭和十九年度物資動員計画・第三、四半期実施計画(案)」1944年10月1日、軍需省「昭和十九年度物資動員計画第四、四半期実施計画(案)(主要物資供給計画)」1944年12月12日、軍需省「昭和十九年度物資供給実績調査」1945年5月『後期物資動員計画資料』第11巻所収。

生産が可能になるという見通しを示した。44年度の戦力増強目標は航空機生産が前年度実績の2.5倍の5万機、輸送力増強目標は船舶建造は1.7倍の190万総トンを目指すものとなり³⁹⁾、物資動員計画は、無理や積み重ねるものになった。カーバイド40万トン計画もこれに合わせたものであった。津田は「昨年四〇万トン計画ヲ樹テ陸軍カラハ豊水期ノ電力ヲ利用シテ其ノ半分位ハ作レト言フコトヲ八釜シク言ハレタガ鋼材ノ配当ヤ石炭ノ配当ガ減ラサレレバ幾ラ電力ガ余ツテキテモ思フ通りノ生産ハ出来ナイ」と指摘し、岸信介国務大臣からも「今ノ説明ハ鋼材ダケノ配当カラ見テ減ルト言フノカ」との発言があるなど、鉄鋼、電力、炭素材などの多くの隘路があることが確認されている⁴⁰⁾。

1944年度の当初物資動員計画では、結局前年度の51万トンには及ばず、供給計画は表14のように内地31.5万トン、朝鮮11万トンなど全体で43.94万トン余となった。前年度の全体の実績が判明しないが、内地分は前年度計画の11.0%減であるが、前年度実績に対しては4.5%増で決着した。朝鮮は前年度計画の18.5%減、台湾は31.4%減となった。また、44年度計画では年間の正確な見通しが立ちにくく、4月時点では年度計画と第1四半期計画のみが策定され、その後は四半期ごとに実施計画が策定され、第2四半期と第4四半期には増強改訂の計画が策定された。供給計画の推移と供給実績を見ると、年間43.94万トンの当初計画を内地の豊水期に極力集中しようとしていたことが分かる。内地の第2四半期計画は、さらに改訂計画で9万トンから11万トンに引き上げられており、需給逼迫が極度に進んだ状況が窺える。第3四半期は内地生産が急落する分、電力に余裕のある朝鮮、台湾で生産を維持して、さらに在庫の取崩2万トンと合わせて10万トン余を確保し、第4四半期も途中改訂計画で内地の供給を増やし、在庫取崩2.5万トンを加えて9.9万トンとした。この結果、四半期改訂実施計画の合計は当初計画を上回る48.93万トンとなり、

表15 1944年度カーバイド配当計画

コークス、特配の電力などの集中的動員を企図したことがわかる。

1944年度および各四半期の配当計画は、表15のとおりである。原料用は231,800トン、市販用は207,600トンとし、同時に策定された第1四半期計画には年度計画の30.3%を集中することになった。特に軍需より生産拡充、輸送増強、一般民需が増強されているが、これはこの時期の経済動員の焦点が、機

	(トン)					
	年度計画	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	四半期計
陸軍需A	91,170		6,040	5,470	5,270	88,545
海軍需B			6,065	5,630	6,590	
航空機D			6,300	5,480	6,500	
造船Bx			5,000	3,920	3,900	
生産拡充C2	30,150	8,925	7,005	6,090	6,490	28,510
市販官需C3	845	195	205	175	165	740
輸出C4	5,120	1,040	1,150	930	800	3,920
輸送力増強Cx	7,815	2,555	1,945	1,400	1,340	7,240
南方開発Cy	0	0	130	0	0	130
一般民需C5	72,500	20,570	15,575	13,090	11,275	60,510
調整用保留	0	0	0	12,565	3,720	16,285
次期保留	0	12,830	7,570	0	1,700	22,100
計	207,600	55,665	49,415	54,750	46,050	205,880
原料用C6	231,800	77,905	63,715	48,450	45,250	235,320
合計	439,400	133,570	113,130	103,200	91,300	441,200

注:生産拡充には乙造船(500総トン以下汽船、機帆船)を含む。保留の第1、第2四半期は下期配当用、第3は調整用、第4四半期は調整用と一部は1945年度への繰越用。次期保留分は各期の合計から除外した。

出所:軍需省「昭和十九年度物資動員計画(案)」1944年4月14日、同「昭和十九年度物資動員計画第二、四半期実施計画」1944年6月26日前掲『後期物資動員計画資料』第10巻所収、同「昭和十九年度物資動員計画・第三、四半期実施計画(案)」1944年10月1日、同「昭和十九年度物資動員計画第四、四半期実施計画(案)(主要物資供給計画)」1944年12月12日『後期物資動員計画資料』第11巻所収。

表16 1944年度市販用カーバイド出荷実績と生産予定

(トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期	年間	生産計画
揖斐川電気工業	288	486	443	365	428	740	2,750	715	1,112	794	539	451	501	4,112	6,862	9,600
新潟電気工業	142	378	183	277	199	196	1,375	252	129	141	18	49	147	736	2,111	3,600
日本カーバイド工業	2,064	2,615	1,791	2,016	2,421	1,370	12,277	1,659	2,529	2,027	865	1,631	1,747	10,458	22,735	27,600
日産化学工業	159	465	374	464	500	155	2,117	398	228	315	333	190	205	1,669	3,786	2,400
日本合成化学工業	311	327	298	244	371	393	1,944	260	316	325	234	241	292	1,668	3,612	4,800
北海電化工業	83	12	1	10			106							0	106	0
北越電化工業 蔵王工場	442	381	585	691	705	673	3,477	375	571	400	87	536	158	2,127	5,604	10,800
北越電化工業 土合工場	123	133	74	47	59	103	539	120	155	114	73	237		699	1,238	0
東北電気製鉄	51	30	59	36	9	11	196	59	42	23	27	26	82	259	455	3,600
中越電気工業	440	247	313	578	458	503	2,539	345	496	337	222	581	721	2,702	5,241	8,400
加納鉱山炭灰石灰工場	14	33			9	31	87	9	28	7	9			53	140	240
大日本セルロイド	188	208	618	523	409	269	2,215	211	84	50	9	43	92	489	2,704	0
大北工業	225	331	343	283	278	238	1,698	139	219	141	36	77	133	745	2,443	8,400
大同化学工業	479	391	382	489	417	568	2,726	439	460	577	262	188	766	2,692	5,418	6,000
土佐電化工業	157	243	363	49	304	235	1,351	304	275	198	100	76	95	1,048	2,399	3,600
永井化学工業	37	17	108	33	21	9	225	19	28	65	36	148		148	373	600
福電興業					9		9		9	9	2			20	29	240
電気化学工業 大牟田工場	759	736	210	413	303	290	2,711	557	369	1,188	899	1,024	1,282	5,319	8,030	10,800
電気化学工業 青海工場	511	409	324	80	51	128	1,503	211	292	453	169	383	126	1,634	3,137	3,000
鉄興社			26	58	14	14	112							0	112	0
浅野セメント							0				11	91	105	207	207	240
九州電気工業	78	123	90	41	70	32	434	78	40	35	5	7	23	188	622	600
昭和電工	944	646	454	322	296	208	2,870	377	369	393	252	436	274	2,101	4,971	12,000
信越化学工業	346	470	553	1,015	409	382	3,175	155	223	326	47	430	216	1,397	4,572	13,200
盛岡電化工業所							0	37	55	48		140	3	283	283	360
合計	7,841	8,681	7,592	8,034	7,740	6,548	46,436	6,700	8,001	7,920	4,227	6,902	7,004	40,754	87,190	130,080

出所：日本カーバイド統制株式会社「昭和十九年度出荷高調表」前掲「重要書類」前25号所収。

帆船、陸・海運の連絡施設などの輸送問題、43年度後半に推進された戦力増強企業整備によって大量に発生が予想された廃棄設備の処理問題にあったことを背景にしている。軍需では、超重点産業である航空機に最大規模の枠を確保している。豊水期の第1、第2四半期には次期保留分が設定され、第3、第4四半期の供給計画にはそれを超える第3四半期2万トン、第4四半期2.5万トンの在庫取崩が供給を支えている。これには前年度から引き継いだ在庫の多くを注ぎ込む計画になったと見られる。

生産実績の推移を見ると、軍需省化学局では上半期の内地生産計画を物動改訂計画の210,000トンよりやや高い229,600トンとしていたものの、その実績は196,223トン(その後196,810トンに訂正)となった。しかし改訂前の物動供給計画の内地分は達成し、第2四半期に急落した前年度上期に対しては102%の実績を上げるなど、順調なスタートとなった。主要な隘路として指摘されたのは労務だけであり、他の化学製品の生産実績報告では、原料、石炭、容器、労務などが複数上げられたのに比してカーバイドでは優遇措置がとられたと見られる⁴¹⁾。

しかし、例年のことであるが下期は内地生産の落ち込みが大きい。その中で朝鮮で僅かに増産を実現し、計画も超過達成しているが、国内全体では顕著な減産になった。それでも在庫取崩の4.5万トンに依存して出荷実績では表14のように前年実績に近い水準を維持していたことが分かる。前期計画の達成率は計画が大きいことをも反映して90.0%、後期は98.6%となり、通年でも93.6%に達した。これは、カーバイド工業においては最後の動員資源を供出したことになり、45年度計画に向けて深刻な事態を招くことになった。

総合的には高い実績率を示している一方で、市販用カーバイドの生産予定量と各社の出荷実績を見ると、表16のように上期の出荷量は46,436トンであったが、9月頃から停滞が始まり、下期出荷量は40,754トンにとどまった。この出荷量はカーバイド統制の取扱量であり、在庫の取崩分も含まれていると考えられる。個別に見ると、最大手の日本カーバイドが対生産予定17.6%減だったものの、これに次ぐ大手の信越化学工業は65.4%減、さらに昭和電工58.6%減、電気化学工業大牟田工場25.6%減、北越電化工業蔵王工場48.1%減などが深刻であり、これを市販用の計画がなかった北越電化工業土合工場、大日本セルロイドなどからの供給が若干カバーした形になった。しかし、年間生産に対する出荷実績率では67.0%に過ぎず、物動の市販品供給計画に対しては僅かに42.3%という実績率になり、これは明らかに低すぎる。カーバイド全体の達成状況

が良好ななか、後述のように45年1月まで価格改訂を遅らせた結果、カーバイド統制を通さない非正規の市販品が正規品と同量程度流通した可能性がある。

なお、カーバイド統制が取り扱った上期出荷量は51,613トン(206.4万缶)、11,544,733円であった。1缶当たりの販売価格は5.59円となり、これは3号品の5.70円、4号品5.50円の間である。生産の中心が低級の4号品になっており⁴²⁾、炭素材の仏印産から内地産への転換と低質化を示している。

(7) 1945年度計画

1944年から生産は漸減し、45年年度に入って顕著に減少するが、その背景には石炭生産の量と質が急速に低下する中で、カーバイド工業への優先度が低いままであったことがある。45年2月時点の配炭計画における優先順位は、主な66産業中48位であった⁴³⁾。第1四半期計画は、関門海峡の渡航が困難になり、大陸との関

係が途絶しかかっていた4月に策定され、表17のように内地生産56,000トン、朝鮮生産19,000トンの計75,000トンの供給計画となった。朝鮮生産分は域内の軍需2,000トン、民需8,500トンの市販分と、原料用8,500トン(石灰窒素用5,600トン、合成用1,900トン、カーボンブラック用1,000トン)として配当され、満洲輸出1,000トン、支那輸出70トンも民需枠から割り当てるといものであった。内地生

表17 1945年度第1・第2四半期カーバイド需給計画 (トン)

		第1四半期			第2四半期		
生 産	内地	56,000	内地生産		43,000		
	朝鮮	19,000	供給合計		43,000		
供給合計		75,000	配 当	中 央 計 画	陸軍需A	2,810	
配 当	軍 需	海軍需B			5,300	海軍需B	3,840
		航空機D			5,510	航空機D	4,400
		造船Bx			3,300	造船Bx	2,000
	市 販 用	輸送増強Cx			1,700	計	13,050
		生産拡充C2			5,100	輸送増強Cx	850
		官需C3-一般民需C5			11,630	通信	20
民 需	輸出(満洲)	1,000			中央保留	2,000	
	輸出(支那)	70			計	2,870	
	民需保留	2,500			地方計画	27,080	
計		40,500					
原料用C6		34,500					

出所：軍需省「昭和二十年度物資動員計画第一、四半期実施計画」1945年4月26日、同「昭和二十年度物資動員計画第二、四半期実施計画」1945年7月5日前掲『後期物資動員計画資料』第14巻、158、341頁。

産分は軍需18,500トン、民需13,500トン、原料用26,000トンとして配当された。また中央政府は大綱的基準を設定するに止め、「実施上ノ調整ハ地方行政協議(軍需監理部)ニ移譲スルコト⁴⁴⁾」になった。生産実績は後掲表28によれば53,036トンとなった。

第2四半期は、「大陸ノ連絡輸送力ハ戦局ノ進展ニ伴ヒ愈々低下シ」、「国内海陸輸送ニ関シテモ計画の一環輸送ノ実施ハ逐次困難ニ陥ルコトアルヲ考慮シ」て策定された⁴⁵⁾。後述のように、軍需や民需最重点事項は中央政府から配給指示をする以外は、「本土戦場化」に備えて8つの地方総監府を設置し、分権的配給体制を組むこととなり、国内供給43,000トンのうち27,080トンを地方計画に割り当てた。生産拡充計画、官需、一般民需などは基本的に地方計画として実施されることになった。生産実績は後掲表28から26,346トンと見られる。また朝鮮からの供給は需給計画には組み込まれず、欄外に外数として18,000トンの供給力があることを注記するに止められた。こうして、港湾の機雷封鎖と船舶の急減によって大陸とは分断されることになった。上期のカーバイド全体の生産実績は79,381トンであったが、このうち市販分の供給は後述のように概ね3万トンと見られる。

(8) 国外での供給状況

カーバイド生産は、豊水期の電力を集中的に利用したが、軍需産業との競合から戦時下で電力融通が不円滑となっていた。このため、電力の比較的豊富な国外での増産も進められた。電気化学工業各社の子会社、傍系会社もいくつか設立された⁴⁶⁾。

台湾電力日月潭発電所の余剰電力を利用して台湾電力と電気化学工業は共同出資で1940年5月台湾電化株式会社を設立し、基隆工場でカーバイド、石灰窒素を生産して、台湾の需要に

対応していた。また日本窒素肥料27年に設立した朝鮮水力電気と朝鮮窒素肥料を設立し、豊富な電力を利用して朝鮮窒素興南工場でカーバイドを生産し、液体燃料原料や合成ゴムを陸海軍に供給した。このほか、僅かではあるが三陟炭を利用した三陟開発、順側に設立された朝鮮化学が域内のカーバイド供給に寄与している。

満洲では、松花江の豊富な供給力をもつ水力発電所からの給電を予定して、大日本セルロイド、三菱化成、電気化学工業の協力で満洲電気化学工業が1938年10月に設立された。39年から工場の建設が始まったが、結局完成を待たずに終戦を迎えた。

北支では、三井物産、北支那開発、電気化学工業の共同出資で1941年に山東電化が設立され、博山工場が域内需要に対応している。

良質な無煙炭を産出する北部仏印では、電気化学工業が、日仏合弁事業として火力発電事業とカーバイド生産を計画し、印度支那電化工業が44年に設立されたが、終戦までには操業に至らなかった。物資動員計画は満洲国、中華民国(汪兆銘政権)、南方占領地域ごとに連携させつつ策定されていたが、その資料は見いだせない。国内からこれら共栄圏輸出については僅かな実績があったが、日本への輸入実績はなかった。

第3節 カーバイド統制機関の事業業績

(1) 1941年度業績

次に、市販用カーバイドの一元的配給機関であったカーバイド共販、カーバイド統制業務実績を損益計算書、貸借対照表等を基に見ていこう。カーバイド共販の業務開始は1941年度下期からとなる。表18、表19から分かるように、カーバイド共販の第1期(1941年3-4月)にはまだ事業活動がなく、払込資本金25万円に対する利子775円のみが収入であった。営業費は会合費、旅費、交通費、通信費、印刷費、雑費等698円の支出だけである。第2期(41年4-9月)も利子収入から創立関係者への謝礼1,630円、集会費等が支出されたのみであるが、この間、傘下の東部カーバイド配給の株式(700株)の第1回分、17,500円の払込があった。その一方で、興業費の一部10,579円をカーバイド工業組合から借り入れて運営していた。

カーバイド共販の1941年10月の事業開始直後の第3四半期(10月~12月)の収益は61,833.16

表18 カーバイド共販・カーバイド統制損益計算書

	1941年 3月~4月	1941年度		1942年度		1943年度		1944年度		1945年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
営業収入 (取扱トン数)			163,320 (24,759)	279,576 (41,936)	231,517 (34,728)	228,805 (44,063)	715,465 (48,765)	765,930 (49,615)	960,496 (39,509)	608,492 (20,525)	915,596
収入利息	775	2,188	356	3,461	3,498	3,465	6,783	12,934	13,088	24,842	0
収入保険金									80,000	157,000	0
倉庫収入					9,184	9,954	48,491				0
雑収入			1	4	927	1,336	52	60	35		0
損失金											2,594
合計	775	2,188	163,678	283,040	245,126	243,559	770,790	778,924	1,053,619	790,334	918,190
営業費	698	1,969	47,980	62,628	70,549	103,980	124,498	239,768	229,976	163,277	402,346
配給費			53,754	125,876	121,384	90,159	240,059	204,399	424,053	256,069	447,605
倉庫費					14,206	10,745	48,491				
諸税公課 賦課金	78	219	17		155		26,639	4,247	3,210	25,857	7,801
支払利息			94	329	9,149	8,113	23,320	25,772	15,000	27,953	41,171
諸償却金							196,500	196,500	127,000	40,000	0
容器修繕費							50,345	34,321	35,900		
容器運転費							22,320	19,148	46,856	35,187	11,362
戦災損金								0	80,090	160,000	0
雑損失				139	170	528	566	3,529			7,906
当期利益金			61,833	94,069	29,511	30,034	38,052	51,240	63,579	80,771	0

注:取扱トン数は、42年度まで1缶当たりの口銭15銭を基に推計、43年度以降は価格平衡資金繰入金の1缶35銭を基に推計、44年度下期は共同施設金1缶5銭を基に推計。

出所:各期損益計算書。

表19 カーバイド共販・カーバイド統制貸借対照表

	1941年		1941年度		1942年度		1943年度		1944年度		1945年度		1946年
	41年3月～4月	上期	下期	4月～8月10日									
未払込資本金	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	0	0	0	0	
資産													
家屋											95,000	95,000	
容器							453,527	258,527	131,527	91,527	75,853	41,368	
所有有価証券			99,750	99,750	116,750	125,500	125,500	90,610	57,910	57,910	57,910	57,910	
什器			2,301	3,648	6,421	7,563	13,432	29,422		17,241	56,570	62,617	
在庫資材											262,950	262,950	
売掛金			1,081,794	1,167,517	782,077	730,018	2,339,444	1,723,031	3,561,504	2,505,240	6,214,245	2,973,288	
在庫商品			50,195	109,945	78,114	39,263	60,081			4,937	6,865		
共助金特定預金									830,468	830,468	630,468	293,824	
価格平衡資金特別預金								1,048,980	1,048,979	636,987	636,987		
預かり保証金特定預金								704,000	704,000				
納税準備預金								4,020	4,020				
銀行預金	250,775	235,166	818,829	871,685	1,030,507	2,185,480	2,232,008	1,253,272	1,527,424	1,052,795	1,308,459	4,497,774	
現金			651	136	696	2,237	4,206	3,940	1,675	6,142	3,451	166,059	
仮払金		25,413	10,439	1,048	2,427	74,857	178,226	128,754	204,260	534,468	81,641	229,696	
保管有価証券			320,000	335,000	335,000	20,000		5,000			5,000		
未収入金									80,000				
当期損失金											2,594	2,204	
合計	1,000,775	1,010,579	3,133,958	3,338,728	3,101,992	3,934,918	6,156,424	5,999,556	8,156,767	5,737,715	9,432,992	8,682,688	
負債													
資本金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
法定準備金			0	3,500	8,300	11,800	14,300	16,800	19,400	22,900	27,000	27,000	
福利増進基金			0	2,000	4,000	6,000	8,000						
退職給与引当金			0	4,373	9,373	13,227	16,227	20,389	26,009	31,406	31,805	27,397	
納税準備金	78		0		105,000	115,000		20,000	48,000	30,000	22,749	14,891	
買掛金			1,300,081	1,098,866	698,847	620,898	1,864,393	1,250,271	2,203,024	714,935	5,441,206	4,210,296	
預かり保証金			205,000	205,000	205,000	520,000	1,019,000	854,000	854,000	699,000	717,000	1,438,000	
借入金		698				700,000	700,000	700,000	660,000	710,000	300,000	300,000	
共助金借入金									830,468	830,468	630,468	0	
価格平衡資金				268,556	466,957	678,335	1,039,943	1,509,052	1,430,280	1,106,190	996,647	1,231,275	
仮受金			181,772	1,260	3,075	20,528	228,028	396,520	7,770	92,490	73,286	243,932	
未払い金			65,272	325,834	236,190	198,533	228,084	175,134	465,904	174,380	112,425	21,596	
容器破損引当金												80,025	
預かり保証有価証券			320,000	335,000	335,000	20,000		5,000	5,000				
未払い配当金					38	38	150	150	150	1,091	5,142	9,517	
未払い配給費									339,429				
共助金引当金									200,616	243,364	74,874	0	
前期繰越金		10,579		233	702	413	248	500	640	719	390		
その他													
当期利益金			61,833	94,069	29,511	30,034	38,052	51,240	63,579	80,771	0	78,760	

出所:各期貸借対照表。

円となり、払込資本金25万円に対しては49%となった。想定された配当率は年6%であったが、この高収益は発足時に関係企業から出向した職員の人件費を負担していなかったためと見られ、所管する商工省へは今後の職員の補充等で大きく変わると説明していた⁴⁷⁾。

表20 1941年度下期カーバイド販売実績

	缶数	トン数	金額(円)
東部カーバイド配給会社	442,702	9,961	1,892,181
中部カーバイド配給会社	137,036	3,083	575,591
関西カーバイド配給会社	349,096	7,855	1,489,301
西部カーバイド配給会社	146,242	3,290	622,635
三井物産(輸出)	13,727	309	62,042
計	1,088,803	24,498	4,641,750

出所:カーバイド共販「第三期決算書内訳表」『決算書』前14号所収。

第3期(41年10月-42年3月)の製品買取は1,100,410缶、24,759トン、4,266,512円(1缶あたり3,877円)となった⁴⁸⁾。各製造会社の旧契約の履行分もあり、また府県商業組合への組織化などの新たな流通網の整備も不十分であるため、まだカーバイド共販は市販用カーバイドの全量を扱っていない。物資動員計画の達成状況では、年間で15万トン弱の市販品が供給され、日本内地は10万トン程度と見られるので、業務開始の41年度下期のカーバイド共販の取扱比率は、物動計画の2分の1程度であったと見られる。販売数量は表20のように1,088,803缶、24,498トン、4,641,750円(1缶あたり4,263円)となった。取扱比率が低いのは41年度には物資動員計画の現物化率が数ヶ月遅れるのが常態化していたことも反映していると見られる。

出荷した製品比率では1号品18.5%、2号品43.7%、3号品17.7%、4号品20.0%であり、まだ炭素材の品質低下の影響は大きくないと言える。それを配給会社4社が国内向け、三井物産が満州国・中華民国向け輸出を担当した。国内では、関東以北を所管する東部と関西の2社が中心であった。カーバイドの供給計画の策定では朝鮮・台湾の生産量も考慮されているが、外地での販売自体はカーバイド共販の所管ではない。この取扱額に応じてカーバイド共販は1缶15銭を受け取り、そこから5銭が配給費として4配給会社に支給され、第3期はそれが53,754円であった。年度末在庫は、表21のように共販が管理する倉庫と菱三倉庫を利用しており、半期取扱高の1%強、11,607缶(261トン)、50,195円の在庫を保有していた。

製品取引先は、22社、26工場であったが、最大は日本カーバイド、次いで大同化学、電気化学工業青海工場、昭和電工鹿瀬工場などであり、高品質の1号品については電気化学工業青海工場、同大傘田工場、信越化学の比重が高かった。

本社営業費47,980円の主な内訳は、役員報酬6,100円、俸給・諸給7,338円、賞与6,930円などの人件費のほか、会議費7,517円、印刷費7,254円などであった。損益計算書に倉庫費がないのは運賃平衡資金とともに未払い金に合算されているためである。

貸借対照表の主な項目に触れておこう。所有有価証券99,750円は4配給会社の株式払込金で、東部17,500円、中部20,000円、関西36,000円、西部26,250円であった。預かり保証金20.5万円は、配給会社2社と荷扱人1社からのもので、まだ全ての荷扱人から徴収している訳ではなかった。保有有価証券と預かり保証有価証券32万円は、預り保証金の代用有価証券で、配給会社3社と荷扱人4社からの見合勘定であり、三菱銀行丸ノ内支店に保護預け入れになっていた。売掛金は4配給会社と三井物産に対するもので、464万円余の売上げに対してはやや大きく、製造各社に対する買掛金130万円も含めて、代金決済はやや遅いと言える。仮受金が41年下期だけ大きく18.1万円あるが、ほとんどは製造会社からの預かり金である。銀行預金81.8万円余のうち、当座預金は61.3万円余で住友、安田、三井を中心に東京市内8つの本・支店勘定を持ち、定期預金は三菱丸ノ内支店の20.5万円であった。なお、利益金61,833円は、法定積立金3,500円、株主配当(年6%)7,500円のほか、賞与、退職給与積立金、税引当金、福利増進基金に充てられた。

(2) 1942年度事業見通し

各地配給会社の下に府県商業組合が整備され、1942年度は文字通りの一手買取販売機関として、本格的な業務開始となった。5月時点で策定され、商工省に報告された42年度の事業見通

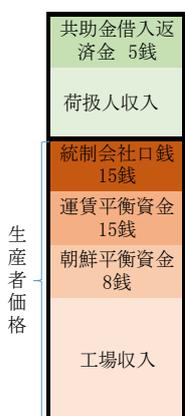
表22 1942年度買入・販売収支と平衡資金収支の見通し (円)

	仕入れ			販売			損益	収入予定
	単価	数量(缶)	金額	単価	数量(缶)	金額		
1号品	4.12	675,000	2,781,000	4.50	675,000	3,037,500	配給費	750,000.00
2号品	3.97	2,250,000	8,932,500	4.35	2,250,000	9,787,500	営業費	350,000.00
3号品	3.87	540,000	2,089,800	4.25	540,000	2,295,000	差引所得	240,000.00
4号品	3.77	1,035,000	3,901,950	4.15	1,535,000	6,370,250	現在高	39,518.37
朝鮮品	3.75	500,000	1,875,000				繰入予定	942,030.09
計		5,000,000	19,580,250		5,000,000	21,490,250	支出予定	974,367.45
							差引残高	7,181.01

注: 共販会社の収入は500万缶に対して1缶15銭で算出。平衡資金繰入予定は、4月末現在高39,518.37円に、5月以降の内地品販売予定4,095,783缶に対して1缶23銭で算出。平衡資金支出予定は内地品4,095,783缶に対して15銭、朝鮮品500,000缶に対して72銭で算出。

出所: カーバイド共販株式会社「価格平衡資金ニ対スル御指定申請書」1942年5月12日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。

しは、表22のとおりであり、市販品の全てを買入・販売価格ともに公定価格で扱い、販売量では2号品が最も多く、次いで4号品、1号品であった。取扱量は内地



品450万缶のほかに朝鮮品50万缶を仕入れ、4号品として販売し、合計で500万缶(112,500トン)、仕入れ総額1,958万円(1缶3.916円)を想定した。販売総額2,149万円の差額191万円は、70数社ある全国の荷扱人の倉庫管理、取引業務等の経費と利益に当たる。

共販会社本体および配給会社4社の収支は、カーバイド買取の際に製造業者より1缶(22.5kg入り5ガロン缶)につき15銭の手数料75万円を仕入れ価格1,958万円から共販会社が徴収し、このうち35万円を配給会社へ配給費として、共販会社経費は24万円の営業費の計59万円の経費とし、差引の所得は16万円と見込んでいた⁴⁹⁾。配給費のほとんどは人件費と見られる。仕入れ代金の支払いに際しては、図のように1缶当たり共販会社(統制会社)口銭1

5銭のほかに、国内・朝鮮の運賃諸掛平衡資金繰入金23銭も控除された。さらに43年末からは電力平衡資金12銭も控除され、カーバイド共販にプールされ、残りが工場の売り上げとなる。これらの平衡資金については後述する。また、44年度以降には販売価格から転廃業者への共助金相当額として、荷扱人の販売価格からは1缶あたり5銭が控除され、統制会社の共助金借入の返済資金に当てられた。この点も後述する。

年間見通しは不透明であったようで、この事業計画とは別に、7月には年間の取扱高が360万缶(81,000トン)として、1缶15銭の計54万円の手数料収入を共販会社に1缶10銭の

計36万円、配給会社4社で1缶5銭の計18万円に配分するという見込みも報告されている⁵⁰⁾。42年8月時点の共販会社年間経費の見込みは、表23のように3人の役員など35名の職員の俸給が10万円、事務諸経費が12万円の22万円であったが、「当社社員ハ尚八〇%ノ増員ヲ必要」としており、事務組織が整備されれば概ね36万円の収入に見合うようになるとしていた。

(3) 1942年度業績

1942年度上期の取扱数のデータは見当たらないが、営業収入から逆算すると186.4万缶、41,936トンと見られ、前期に比して69.4%増であった。下期は154.3万缶、34,728トンとなり、年間で合計76,664トンとなった。これは、当初目論見の500万缶、112,500トンに対しては68.1%にとどまった。その一方で、カーバイド共販の商品在庫が上期末10万円を超え、前期末の2倍となり、下期末にも78,114円、18,581缶(418トン)だったことや、中部地区に在庫が全くなく、東部、関西に偏在していることなど、物流にも問題が生じていたことをうかがわせる。いずれにしても、外地を含む物資動員計画の年間実績が9割以上の実績だったことを踏まえると、不十分な成果だったことになるが、依然として旧契約分がカーバイド共販を通さずに取引されたのか、出荷指図はしてあるものの、販売実績がそれに伴わないのか、詳細は不明である。上期の品質別構成は、2号品が42.3%、次いで4号品30.2%、1号品14.4%であり、まだ大幅な品質低下は起きていない。事業の拡大に伴い、営業費は人件費中心に増加し、配給費も膨らんでいる。

下期は、取扱量が減少した一方、営業費が増加し、倉庫料支払いが発生し始めた結果、当期利益は大きく減少したが、年6%の配当率は維持している。それでも、今期まで銀行借入に依存していないのは、買掛勘定が大きいことと4配給会社からの預かり保証金やその代替有価証券を保有しているためである。未払い金が増加しているのは、下期でみると奨励金63,066円、容器代(故5ガロン缶)である共同施設費97,603円が主要因である。この5ガロン缶については、43年度上期の売掛金に記録があり、軍払い下げ缶を工場に転売したものであるが、この時期から容器取扱業務が生じていることが分かる。

(4) 1943年度業績

1943年度上期の取扱量は、価格平衡資金の繰入額から推計すると44,063トンとなり、前期より26.9%増加した⁵¹⁾。しかし、「需要ノ増大ニ不拘生産之ニ伴ハス」とされ、「殊ニ運輸ノ不円滑ハ配給ヲ益々困難ナラシメタ」と指摘されていた。また、原料品質の低下が進む中で製造工場に増産研究奨励費を、1缶15銭の販売益(口銭)から支給することになった結果、販売益は前期並みにとどまった。奨励費は1号品に対して1缶0.4銭、2号品0.35銭、3号品0.3銭、4号品・等外品0.25銭と

表23 カーバイド共販年間経費内訳(円)

給与	36,000
賞与・雑給与	34,000
役員報酬	30,000
事務所費	15,000
通信・印刷費	30,000
旅費	35,000
会議費	25,000
営繕費・消耗品費等	15,000
計	220,000

出所:カーバイド共販株式会社「経費明細書」1942年8月30日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。

して優等品を優遇することにし、総額56,989円となった。そうした中で、本社営業費と4配給会社の配給費の配分に見直しがあり、共販本社の営業費が増額されている。共販の営業費増は人件費と印刷費となっており、下期に本格化する共用ドラム缶などの容器取扱業務に掛かる人事配置の変更があったと見られる。販売益の中に僅かであるが軍払い下げ大型ドラム缶3,601本による2,340円(1缶65銭)、同5ガロン缶122,574缶による2,451円(1缶2銭)が含まれ、貸借対照表で増加した仮払金は軍払い下げのドラム缶代金、同引き取り賃、軍払い下げ半田代、同引き取り賃および缶修理代などであり、仮受金も共用ドラム缶の償却引当金であった。

貸借対照表には大きな変化が現れた。一つには住友銀行からの銀行借入金70万円であり、これは今期はそのまま預金として保有されていたが、共用5ガロン缶の買い入れのためのものであった。このほか、資材買掛金として故5ガロン缶の分、11,789円が計上された。4配給会社からの預り保証金も、代替有価証券が現金に変わったことで52万円になり、現金準備を充実させている。

下期も市販カーバイドの需要は「増大ノ一途ヲ辿リ軍官民需共ニ決戦下之ガ飛躍的ナル生産ヲ要望スルニ至リ」とされていたが、資材、電力、労力、容器、輸送に隘路を生じることになった。しかし、「当局並ニ化学工業統制会ノ御尽力効ヲ奏シ」、下期の市販量は「一路向上ヲ見タ」⁵²⁾と説明されている。価格平衡資金の繰入額から推計すると取扱量は48,765トンに増加した。

製品取扱量が増加した以上に下期に営業収入が急増したのは、従来取扱缶数あたり15銭の口銭をもって販売収入としていたが、販売額と買入額の差額をもって営業収入とし、そこから4配給会社と荷扱人へ配給費を支払うことにしたためである。4配給会社へは81,388円、残り158,671円が荷扱人の配給費となった。これ自体は事業の拡大を示すものではない。また共販直売品の販売益も36,693円とこの時期から増加している。さらに故ガロン缶販売1,670円、半田販売益342円のほか、自社容器を保有し、回転させるようになったことを反映して、メーカー20社から共同施設引当金97,841円、ドラム缶破損損失引当金133,921円などを販売益に加えた結果、販売益が膨らむことになった。その引当金は、容器の償却、修理、運転費として支出されている。貸借対照表にも45万円あまりの容器が資産として計上されている。

販売益の扱いが本社一括で処理し、荷扱人に配給費を支給することになったことを反映し、下期では、預り保証金・保証有価証券の構成が変わった。前期末の預り保証金・有価証券は4配給会社50万円、大手荷扱人8社が4万円であったが、43年度末には3配給会社で22万円、残りを荷扱人70社が79.9万円を供出する形になり、預かり保証金は一挙に101.9万円となった。

大きく変わったのは資産方の容器の所有額であり、共印入りドラム缶(45キログラム入り)98,271本、45.4万円を保有し、自社容器を運用・回収し、補修し、減価償却などして資産管理し始めたことである。また、売掛金、買掛金ともに急増したのは、対工場の支払、代金回収ともに大幅に決済期間が遅くなったことを示している。

なお、1943年11月23日付けをもってカーバイド公定価格が改定され、この際に懸案であった容器対策も共販ドラム缶の買取と運営が始まり、空き缶を購入し回転させるようになった。これによって「市販出廻り漸次良好ノ徴ヲ示セリ」⁵³⁾とされた。44年には製缶資材を確保して製缶業者への依頼準備をしている⁵⁴⁾。

(5) 1944年度業績

1944年度はカーバイド統制への改組の初年度に当たる⁵⁵⁾。大きな変化は営業費の急増であるが、それは最大費目の人件費が、前期に対して俸給・諸給が20,777円から38,847円に、手当・雑給が7,883円から21,386円に、賞与が11,316円から32,721円にと、大幅に増加したことであり、統

制会社化に伴う大幅な職員の補充があったと見られる。

上期のカーバイドは、航空機等の軍需工業動員の最終段階に当たって、「其用途益々広範ニ亘リ需要数量ハ益々増大」した。この中で、44年度上期も「関係者一丸トナリ幾多ノ隘路打開ニ懸命ノ努力ヲ致シタル結果配給数量ハ前期ニ比シ相当数ヲ増加シタ」と説明している。価格平衡資金の組み入れ額から推定される取扱量は49,615トン、対前期1.7%増とみられる。輸送問題も「漸次改善セラレ製品ハ計画輸送ニヨリ概ネ順調ニ進ミツハアル」としており、在庫は44年度上期末、下期末とも払底し、計上されていない。しかし、「空缶輸送ハ依然渋滞」とされ、当期利益金51,240円と、「業績ハ一応ノ向上ヲ見タルモ需要ノ急増ニ対シテ生産未ダ之ニ伴ハス配給上ノ苦心容易ナラザルモノアリ」と報告され、物動計画目標に到達していなかった⁵⁶⁾。

1944年下期は、「数十年來稀ニ見ル大降雪ニ遭遇シ一部輸送全ク途絶ノ状態ニ陥リ万策其ノ効ヲ失シタル感アリシモ氣象回復後出荷対策ニ格段ノ努力ヲ致セシ結果出荷数量ハ前期ニ比シ大差ナキヲ得タリ」と報告されている。しかし、共同施設費(1缶5銭)を基に推計すれば下期扱い量は39,509トンとなり、対前期20.4%減であった。しかも需要増加に対して「今後ノ生産ハ漸次減少ノ傾向ニアリ」と45年度以降の配給業務の縮小を予想していた。これは、最重要物資でも生産が44年下期から急減する物資動員計画の全体的傾向と一致している。ただし、当期利益金は63,579円と順調であり、その内訳は表24のように統制会社の各種口銭や荷扱人手数料を含む収入に加え、ドラム缶減失引当金や共同施設費の収入があったことになる。

その中で、容器不足は深刻であり、その対策の一つとして鋼材、ゴムパッキン等の資材を確保して新缶を製作させることを試みている。しかし、新缶の委託製造は後述のように大幅に遅れる事態になった。また空き缶を回収し輸送することも「意ノ如クナラズ」と報告され、⁵⁷⁾容器問題は戦後に続く深刻な課題となった。共用ドラム缶の保有数は89,271本に減少したが、減価償却が進み資産額では131,527円が計上されている。

配当実績を年間を通してみると、13万トンの生産予定に対して、出荷実績は89,124トンと7割弱にとどまり、特に下期の出荷は物資動員計画の検討で見たように工場在庫の取崩に依存していた。減産の原因には、優良炭、コークス等の配給が滞ったこともあった。

1944年度に入ってから原料炭・容器価格の急騰によって「生産費増嵩シ採算著窮屈トナリタル為生産上並ニ配給上一大支障ヲ生⁵⁸⁾」じた。これを受けて45年1月には前述のように買入・販売価格も2倍以上の引き上げを申請し、2月にそれが認められた。公定価格の改定が申請通り認められている点から、生産・配給統制機関として公的権限が強化されていると見られるが、口銭45銭になって以後も顕著な取扱量の下落が続いている。

(6) 1945年度上半期の業績

1945年度に入ってもカーバイド供給は減少を続けた⁵⁹⁾。営業収入の共同施設費(1缶5銭)から推測すると、上期の取扱量は20,525トンとなり、対前期で半減した。買掛金、売掛金も大幅に縮小した。売掛金は買掛金の概ね1.2倍を推移していたが、仕入れの急減によって44年下期に1.6倍、45年上期に3.5倍と乖離が拡大している。取扱量の減少で、口銭収入が減少した一方、共用容器の補償費の収入が膨らんだため、収入は36.7%減で済んでいる。また、荷扱人に支出する配給費も減少しているので、当期利益は80,771円と増加している。空襲による被害が続き、44年

表24 1944年度営業収入内訳 (円)

販売益(1缶35銭)	417,620.35
販売益(1缶45銭)	278,119.35
販売益(当社直販)	55,000.00
共同施設費(1缶5銭)	87,797.25
ドラム缶減失引当金	121,958.76
計	960,495.71

出所:カーバイド統制株式会社「昭和十九年度下期決算明細表」。

下期の80,090円、45年上期にも8月14日に高崎分室事務所が被害を受けるなど160,000円の損害額が生じたが、戦争保険がそれぞれ80,000円、157,000円支払われており、空襲による財務上の損失はカバーされている。

なお、1944年末から本社事務所は転々と移転を繰り返すことになった⁶⁰⁾。12月に本社事務所を芝区新橋に移転していたが、45年3月10日の空襲によって罹災し、3月19日には名古屋出張所も戦災を受ける事態になった。このため本社仮事務所を杉並区馬橋に移し、4月には高崎に本社分室を設置し、経理課と営業の一部を疎開した。6月に本社事務所を麴町区丸の内の三菱21号館に移し、さらに12月に日本橋区室町の三越本店4階で業務を継続することとなった。

第4節 カーバイド統制の統制支援業務

(1) 平衡資金勘定の設定

運賃平衡資金

カーバイド共販の業務には統制価格での買入と配給統制のほか、価格平衡資金の管理があった。その一つが内地の国鉄および直通連帯社線各駅の乗渡（船積の場合は船積港の本船乗渡）の輸送費負担を均衡させるための「運賃諸掛平衡資金」であった。同様に朝鮮産品の移入後の陸揚げから需要者指定の内地各駅までの運賃諸経費は、内地製造業者が負担することとしたため、この経費をカバーするために内地品の買取に際して「朝鮮品運賃諸掛平衡資金」を設定した。また豊水期以外の割高の電力や特配電力を利用した場合の差額の補償のため、「電力補償平衡資金」などの「価格平衡資金勘定」の管理もあった。

仮に全国一律価格の下で鉄道運賃等を出荷工場に負担させることになると、運賃費用の低い工場近隣の出荷先が優先され、公正な配給が困難になる。運賃諸掛平衡資金は、運賃負担を平衡にするために共販会社に設定された仮受け金勘定であった。製造業者にカーバイド共販が代金を支払う際に、運賃と諸掛費の引当として一定金額を差し引き、同社に積み立てる（借入金勘定）というものであり、昭和電工ほか27社について、1942年5月に商工省から認可された。口銭の設定は、商工省化学局幹旋の下で内地製造業者と協議し、内地品の買い上げに際して22.5kg入り1缶当たり15銭（その後46年3月3日の公定価格改訂時に45銭）とした。合わせて朝鮮品移入に関する経費を内地品買い上げから8銭徴収し、合計23銭を差し引いた。工場側は、出荷の際に運賃諸掛金その他の実費を一旦立て替え、毎月の出荷報告を基に共販会社から運賃の一部の支払いを受け、輸送費用の平衡を図り、生産者・販売者の負担を均衡させるというものであった。

その実際の積み立ては1941年12月分から始められ、内地分は42年2月初めまでの2ヶ月間で56,487.9円となり、ここから44,211.88円が支出されている。朝鮮品の分は30,123.88円が繰り入れられたが、この時点では未支出であった⁶¹⁾。

1942年度の平衡資金勘定の収支見通しは、42年5月時点で前掲表22の通りであり、繰入金金は4月末時点の積立実績39,518円に5月以降の出荷見通しに基づく積立予定942,030円を合わせた981,548円であり、支払見通しは内地品の1缶15銭と、朝鮮品の運送費用1缶72銭の分、974,367円となり、概ね収支均衡すると見込んでいた。

同社は制度発足の半年後に商工省物価局軽工業課の問い合わせを受けて、同社の手数料収入、利益金とこの平衡資金の関係について次のように説明している。手数料と平衡資金は「全く性質ヲ異ニスル」とし、平衡資金と利益金も「夫々独立ノ項目」として、別勘定であると説明している。そして、「平衡資金ノミニテ不十分ナル場合ハ其ノ不足額ハ利益金又ハ其ノ他ヲ以テ補

表25 価格平衡資金繰入・支出の推移 (円)

	42年度	43年度上期	43年度下期	44年度上期	44年度下期	45年度上期	45年度下期
前期からの繰り越し		466,956.63	678,334.84	1,039,942.57	1,509,052.17	1,430,279.58	1,106,189.78
繰入	内地品運賃諸掛	1,113,220.61	450,426.28	344,893.72	350,583.47	367,142.68	146,959.53
	朝鮮品運賃諸掛			153,595.60	165,300.55		41,050.86
	電力補償引当	0.00	0.00	168,160.66	246,864.87	217,349.28	109,467.96
	利子		5,062.26	4,938.47	9,037.26	0.00	20,373.12
計	1,113,220.61	922,445.17	674,588.45	771,786.15	584,491.96	276,800.61	61,239.51
支出	646,263.98	244,110.33	312,980.72	302,676.55	663,264.55	600,890.41	224,826.46
残額	466,956.63	678,334.84	1,039,942.57	1,509,052.17	1,430,279.58	1,106,189.78	942,602.83

カーバイド共販株式会社「価格平衡資金ニ関スル申請書」1943年2月13日、同「価格平衡資金ニ関スル申請書」1943年12月、同「当社設定価格平衡資金内訳」1944年3月31日現在『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収、各期決済明細書。

充スベキモ平衡資金ヲ以テ会社ノ欠損補填ニ充当又ハ手数料ニテ支弁スベキ場合平衡資金ヨリ支出セルガ如キ例ハ無之将来モ平衡資金ヲ目的以外ニ使途スルノ意向無之候⁶²⁾」と説明している。また、その実施結果についても、「本プール制実施ニ依リ物資ノ配給ヲ従来ヨリ一層円滑且ツ敏速ニ運営シ得タルミナラズ又之ガ事務処理モ頗ル簡易ト相成候」と、この勘定設定の成果を報告している⁶³⁾。

1942年度の運賃諸掛平衡資金の収支はほぼ均衡すると見ていたが⁶⁴⁾、実際の推移は表25のように繰入がやや見込みを上回った反面、支出は大幅に下回った。42年8月末には早くも積立残高が23.9万円となり⁶⁵⁾、さらに年度末には46.7万円となるなど、平衡資金からの支出がかなり遅れて処理されていたことが分かる。その傾向は1943年度に入ってから同様である。43年度上半期は繰入額45万円余に対して支出は24.4万円と54%にとどまっているため、平衡資金の9月末残高は増え続けて内地運賃平衡資金が57,030円増加し、朝鮮品移入運賃平衡資金も14.9万円増加して⁶⁶⁾、67.8万円となった。

43年度下期の支出データは他の項目と合算されているが⁶⁷⁾、依然として31.3万円程度にすぎないため、平衡資金残高は増え続けて、44年3月の残高は104万円に上った。

1944年3月のカーバイド統制への改組後もこの勘定は継承され、同年8月末の運賃諸掛平衡資金残高は106.4万円に上っている。その一方で、44年春に鉄道運賃が引き上げられ、「殊ニ最近ニ於ケル小運費ノ大巾値上ケ等ニヨリ之カ生産出荷ニ支障ヲ来シツツアル」として、カーバイド統制は軍需大臣に対して、鉄道運賃だけでなく小運送運賃の平衡にも充当したい旨の申請をしている。支出期間は44年度下期、予算は50万円を限度とし、この期間の200万缶の出荷見込みについて、1缶平均25銭を標準にするというものであった⁶⁸⁾。

44年度末の鉄道運賃値上げなどによって、運賃平衡資金の支出は増加し太結果、45年3月の運賃平衡資金支出は66.3万円に上り、残高は前期の107.5万円から77.8万円となった。ここに来てようやく本来の機能を果たすことになり、45年上期は出荷が大幅に縮小するなか、60.1万円を支出し、残高も75.1万円に減らした。その後45年12月の価格改訂に伴って朝鮮品の移入運賃の平衡資金、1缶8銭は徴収を取りやめた。

電力補償平衡資金

鉄道運賃の平衡資金が設定された後、電力行政が軍需省に移管された1943年11月に電力料金の改定があり、その際に電力補償平衡資金勘定が設定された。これは、豊水期に低廉な特殊契約電力を利用して増産された一部をタンクに貯蔵して11月から3月頃の渇水期にタンクから引き出して供給するという従来のカーバイド生産のあり方に関係していた。43年に入ると「航空機、造船、重要兵器ノ大增産」によってカーバイドの需給が逼迫し、その一方で貯蔵タンクの増設は「資材不足ノ為不可能」であることから、電力消費規制期間の高額な特配電力や定時電力を利用

せざる得ないケースが出てきた。販売価格が引き上げられたのを機に、高額電力を使用した工場への補償金を積み立てることになり、1缶につき12銭を販売価格からプールすることとした。

積立の計算根拠は、以下の通りであった⁶⁹⁾。割高電力は概ね1kwh2.3銭であり、原価計算に入れてある電力費用1.273銭より約1銭高い。11月から3月の特配電力によるカーバイド生産が46,000トン、定時電力による生産が4,000トンの計50,000トンとし、そのうち市販用は物資動員計画でおよそ3分の1を占めることから、カーバイド統制で補償するのは17,000トン(68万缶)分とした。カーバイド1トン当たりの使用電力は4,000kwhであり、6,800万kwhについて、1kwh当たり1銭、68万円の補償が必要になる。これを1缶当たりによれば、正確には10銭となるが、カーバイド統制では12銭を徴収し、この補償金を年度末に支払うという制度であった⁷⁰⁾。

1944年3月末の積立は表25のように168,160.66円となり、支出実績は平衡資金で合計されているためこの表からは判明しないが、43年度末には支出されていない。結局44年度も積立だけされて、支出はなく、同年度末残高は63.2万円となった。結局43年度分の補償額の支払を軍需省に申請し、化学工業統制会を通じて許可が通知されるのは45年1月31日であった。各社への補償額は表26のとおりであり、日本カーバイド、北越電化工業(旧北越水力電気から42年6月分離)、日本窒素肥料、大同化学など中心に22社、24工場分で42.8万円であった。この結果、45年上期末残高が31.6万円となり、45年度末のカーバイド価格改訂の際に、徴収も廃止され、同年度末残高も11.1万円になった。

表26 1943年度電気料補償金配分額
(円)

	工場名	補償金
盛岡電化工業所	岩根橋	414.00
東北電気製鉄	和賀川	1,356.00
福電興業	勿来	108.00
永井化学	大久保	1,026.00
鉄興社	酒田	1,578.00
加納鉱山	加納	597.00
昭和電工	鹿瀬	22,039.70
新潟電気	沼垂	17,862.31
北越電化	蔵王	61,462.95
	土合	15,662.18
大日本セルロイド	新井	8,700.00
電気化学工業	青海	9,246.00
	大牟田	14,610.00
中越電気工業	滑川	17,355.00
信越電化工業	直江津	15,678.00
日本カーバイド	魚津	71,435.34
大北工業	野々市	7,449.00
大同化学	武生	43,710.32
揖斐川電気工業	西大垣	27,779.51
土佐電化工業	萩町	24,905.93
浅野セメント	土佐	234.00
九州電気工業	日出	1,938.00
日本窒素肥料	鏡	49,321.22
日本合成化学工業	熊本	13,212.00
	合計	427,680.46

出所:化学工業統制会酸素カーバイド部「十八年度カーバイド電力料補償引当金配分ノ件」1945年3月8日『重要書類』前26号所収。

(2) 企業整備と共助金債務の処理

カーバイド共販の統制会社への改組と並行して、1943年11月24日の軍需省化学局通牒の配給機構整備要綱⁷¹⁾による、カーバイド配給組織の整備・簡素化が進められた。委託販売機関としてきた4つの配給会社と、その下で実務を担った都道府県別カーバイド小売商業組合は解散することになった。

カーバイド共販は統制会社への改組によって商業者の出資機関にもなった。このため小売業整備事業と共助金資金を扱うことになり、整備計画の策定に向けて府県商業組合に対して、組合員の利益配分比率の報告を求めた。それは通常、組合員の出資比率になっており、販売実績に相当するものであった。このデータは組織改正後の4月に各府県から報告書が寄せられ、これを基に共助金額をカーバイド統制で決定し、転廃業者に交付することになった。共助金の交付は原則として転配業者個人に宛てるものであったが、ケースによっては商業組合への一括交付も可能としていた。

組合一括になるケースには以下のようなものもあった。青森県カーバイド小売商業組合では、11月の企業整備要綱を受けて12月末日に組合解散を総会で決めた。その際下北郡大畑町の2商店からは「遠方ノタメ」総会に出席できないが「実績ヲ理事長ニ買ツテ呉レトノ申込」があった。流通部門の企業整備では、一定の販売実績のある業者のみを残す方針であったため、存続業者に

なるため販売実績を基に利子還元方式等で算定した営業権を買い取ることが認められていた。このケースでも営業権の評価額で買取を求めたものと見られる。転廃業者への補償は、通常商業組合・工業組合が営業権相当額を国民更生金庫から借り入れ共助金の形で交付したが、青森県ではこの2商店の評価額380円の共助金を組合が交付するには「余リニ利益ガ不足ニ付決算ノ利益ヨリ差引セズ共販ヨリノ共助金ヲ目当ニテ一先理事長タル私ニ立替置被下様トノ切ナル懇願」があつて、その旨総会で決定し、理事長の斉藤商店が立て替えることになった。後日、共助金がカーバイド統制から交付された時点で、380円を差し引いて、残りを組合員で分配することを決定し、カーバイド統制からの依頼には43年6月末の名簿に記載された18商店を共助金の対象とし、一括して「旧理事長(斉藤商店一引用者)宛ニ御送金被下ル事モ同時ニ協議致シタル次第」と報告した⁷²⁾。

4月の調査集計の結果、商業組合員は全国で982名であつたが、その後カーバイド統制が荷扱人として選定し、44年9月時点で預かり保証金を徴収していたのは僅か66商店であつた。荷扱人は支店・出張所単位で指定されたので、実際の荷扱人は70数箇所になるが、いずれにせよ9割以上の業者を転廃業させ、新たに販売業者より「優良な業者を選定⁷³⁾」して「荷扱人」に起用した。た組合員数18であつた青森県では、結局先の商業組合理事長であつた斉藤商店のみが荷扱人として残つた⁷⁴⁾。なお、4つの配給会社の解散に伴つて、名古屋、大阪、門司には出張所を設け、出張所から荷扱人に需要者への割当、出荷指示、決済手続きを指示し、東京を含む関東、東北、北海道地区については本社営業部から荷扱人に指示をした。商業組合が担つていた個別需要者への対応を荷扱人に指示するため、出張所の職員を相当増員する必要があつたことは、既に指摘した通りである。

転廃業者に対する共助金は販売実績に応じて営業権等の総評価額を設定し、それを府県に分割し、さらに商業組合での評価額、すなわち出資比率に応じて決定した。その個別交付額は、1944年8月の共助金協議委員会で整備要綱案として決定された。これを8月17日に軍需省当局に申請し、22日に認可されたことから、企業整備要綱として全組合員に通知した⁷⁵⁾。共助金の総額は83万円余であり、転配業者1社当たり概ね900円余である。通常、小売商の企業整備の共助金は数百円から千数百円であつたが、カーバイド小売商の場合は標準的な評価額であつたと見られる⁷⁶⁾。

共助金原資の83万円余の借入先は、通常の運転資金と同様に住友銀行であつた。この返済は、1943年11月22日のカーバイド公定販売価格の引き上げによって生産者価格との差が拡大したことを利用して、1缶当たりの荷扱人扱料20銭のほかに、共助金引当金5銭を積み立てて半年ごとに償還することにした。共助金自体はカーバイド統制が「借入金ニヨリ一時払ヲナシ右引当金ヲ以テ毎半期之ガ償還」することとした。半期ごとの販売量を46,200トン(184.8万缶)と仮定し、每期92,400円ずつ返済して、利子分も含めて10期、5年で完済する計画であると軍需省化学局長に報告していた⁷⁷⁾。

しかし、実際の共助金の扱いを見ると、1945年3月の44年度下期決済書類の資本方に住友銀行からの共助金借入れ金830,468円と資産方に同額の共助金特定預金が記載されていることから、すぐには転廃業者に支給せずに、これを預かり金とし、その一方で、共助金支払に充てる予定で共助金引当金勘定は200,616円を積み上げている。この引当金勘定は返済資金の一時プールであると同時に共助金借入金の利息も同勘定から支払われるなど、企業整備関係の財務処理をバランスシートの上で、本来の業務とは切り離して管理していた。転廃業者の補償措置共助金

を交付しなかったのは、それが困難なほどにカーバイド統制に内部留保がすくなく、資金繰りが窮屈であったためと見られる。共助金のための借入を国民更生金庫からの無利子融資で賄うよりも、住友銀行借入金を共助金特定預金として保管し、運転資金ないし当座貸越の保証に利用せざるを得なかったのだと思われる。45年9月決算でも共助金借入金の返済や、共助金預金からの払い出しがなく、共助金引当勘定を243,364円に積み上げている。

表27 カーバイド統制株式会社共助金借入状況(1945年10月現在)(円)

共助金借入額(45年3月)	830,468
返済額	200,000
返済積立金	30,000
実質借入残高	600,468

出所:カーバイド統制株式会社「共助金ニ関スル件」カーバイド共販『重要書類』前26号所収。

1945年に入ると、カーバイドの生産・販売は極度に低下し、こうした返済原資の捻出が困難になっていく。終戦後、政府部内では政府補償債務の処理問題が検討されていたが⁷⁸⁾、10月には各統制機関(統制会、統制会社、統制組合等)に対して、統制業務によって生じた損失額の調査を依頼した。化学工業統制会では、商工省工務局の依頼に対して傘下の統制機関に対して10月末までに、①今後の統制業務の見通し(配給方針、取扱の増減、経理面での変化)、②発生した損失に補償を要求する理由(取扱量の減少、企業整備共助金債務の返済難、戦災による売掛金取立不能)、③補償見積額、④保有資産内容、維持費調達方法、調達機関名を報告するように求めた。カーバイド統制としては、会社解散ないし自治統制機関への組織変更をした場合、共助金原資の返済ができなくなる。軍需省が指示した配給機構整備で企業整備が実施された以上、統制会社の「打切りト全時ニ返済ノ方途ナキニヨリ国家補償ヲ必要トス」と報告していた。現在の会社維持経費は、1缶当たり15銭の手数料で賄われており⁷⁹⁾、販売量の急減によって収入が減少していたこともあり、共助金の返済は「現在の出荷数量ヨリ推定セバ今後約十年ヲ要スル計算トナル」として、政府補償による全額償還もしくは、価格に織り込む返済積立金を一挙に10倍の1缶50銭にして、1年以内に償還することを政府に求めていた⁸⁰⁾。結局、この時は配給統制機関は当面存続させることになったことで、販売口銭に共助金返済分を含めて処理する方針が維持された。

1945年10月になって表27のように返済積立金を崩し、引当勘定に3万円を残し20万円を銀行に返済している。1946年3月末決算で見ると、借入金返済と同時に同額の預金を引き出し、共助金を交付している。その4ヶ月後の8月10日には特別経理会社となり、新旧勘定を分離する直前の決算で、ようやく共助金の預かり状況を大きく変更し、残額を293,824円に減額している。この間に536,644円を共助金として旧商業組合員に交付したものと見られる。

第5節 終戦前後の配給機構と配給状況

(1) 広域地方行政への転換

日本内地の戦場化に備え、地方行政の広域化と、分権的動員行政を目指すことになり、1945年6月10日に内務省所管の8つの地方総監府が設置された⁸¹⁾。これと同時に43年11月の軍需省設置の際に、商工省工務官・鉱山官、厚生省労務官や陸海軍監理官・監督官を統合して軍需監理官とし、重要工場事業場の資金、経理、電力需給を指揮するため設置された9つの地方軍需監理部(その後名称、区割りを変えながら44年6月から地方軍需監理局)は内務省所管の8つの軍需監理局に改組された。広域行政の調整機関として43年7月に設置された9つの地方行政協議会は、45年2月に8地区に再編された後、地方総監府の設置とともに解散し、その機能は吸収されることになった。

軍需省化学局が担ってきたカーバイド生産・配給統制業務も、その一部の機能を8月に入って8つの軍需監理局に移管した⁸²⁾。生産計画は従来どおり四半期別、軍需監理局の地区別計画を

化学局で策定したが、地区内の工場別、月別生産計画は地方軍需監理局が決定して、生産命令等の必要な措置を講ずること。但し、工場別生産計画も当分は中央から通知するとした。

配給計画は、物動計画に基づきA(陸軍需)、B(海軍需)、Bx(造船)、D(航空兵器総局需要)、㊦(呂号兵器=ロケット推進機用)、Cx(輸送力増強用)、通信などに区分し、その割当や、中央において計画すべき事項は、化学局から四半期ごと一括して8つの軍需監理局に指示する。その際、従来の需要者団体別の割当制は廃止する。民需であるC₂(生産拡充)、C₃(官需)、C₅(一般民需)、C₆(原料用)、は8つの軍需監理局が割当計画を策定するが、C₂中の石炭および重要鉱物関係の産業別配当基準とC₆(石灰窒素、有機合成、酢酸、合成ベンゾール、合成ゴム、トリクロロエチレン、アチレンブラック等の原料としての配当)の配当基準は中央から指示する。C₃については主務官庁と連絡して決定するとした⁸³⁾。

需要者への割当証明書の発券は、地方配給の枠内で原則として8つの軍需監理局が需要工場・企業別に四半期割当証明書を交付し、その割当明細表をカーバイド統制の出張所(関東地方は本社営業部)に通知する。但し、地区内の事情によっては、発券を一部都道府県に委譲しても差し支えなく、またC₂の石炭、重要鉱物事業所関係分は地方鉱山局、石炭統制会と連絡の上で発券する。

出荷・配給の管理については、まず、①化学局が市販用・原料用全ての地区別生産計画、配給地区別交流計画を策定し、8つの軍需監理局に指示する。②生産地区の軍需監理局はこの計画を基準として出荷工場に対して出荷調整を行う。③調整に当たっては概ね各需要部門別共同基準を原則に、容器、輸送事情等を勘案する。④軍需監理局は、現物の荷渡について、あらかじめ配給順位を決めておくとした。

また統制機構の整備については、カーバイド統制株式会社の出張所を8つの軍需監理局の所管地区に対応して整備するとして、従来の門司出張所(九州)、名古屋出張所(東海)、大阪出張所(近畿)に加えて、新潟出張所(関東)、札幌出張所(北海道)、仙台出張所(東北)、広島出張所(中国)、松山出張所(四国)を設置することを指示した。従来物動計画の地方割当には関わって来なかった8つの軍需監理局を国土分断の危機を背景に急遽機能を強化することになり、第2四半期から新統制方式に切り替えることになった。

この基本方針に基づいた市販用カーバイドの配給統制は、以下のようになった。①カーバイド需要者は各四半期の30日前までに需要量を所管の軍需監理局に申請する(用途、使用場所、従来の所属団体からの割当量を記し、現物取得明細を添付する、第2四半期分は8月末までに申請)。②8つの軍需監理局は化学局からの配給数量の範囲内で需要者別(事業場別)、期別割当量を決定し、需要者に割当証明書を交付(発券)し、割当明細をカーバイド統制の出張所に通知する。割当の決定に際して需要者団体に協力をさせることは差し支えない。③大口需要者(1ヶ月使用量が貨車積扱い以上)には直接出荷工場を指定し、小口については特定口として荷扱人の倉庫渡しとする。④カーバイド統制の各出張所は8軍需監理局からの割当明細をそれぞれの荷扱人に通知し、担当出荷工場に出荷指図をする。⑤割当証明書を交付された需要者は指定荷扱人にこれを提出し、現物引き取りの打ち合わせをする。

また、出荷に当たっては次のような調整を指示した。①カーバイド統制は化学局の期別生産計画、地区別供給計画に基づき化学工業統制会と協議し、あらかじめ毎月の出荷工場別、配給地区別の供給計画を立て、所管の軍需監理局に報告する。②軍需監理局は出荷工場の供給計画が生産、荷造り、容器、輸送等の事情に照らして、著しく変更する必要がある場合は、大口、小

口、他地区移出分を同じ比率で出荷調整をする。③需要者個々の配給順位について、軍需監理局はあらかじめカーバイド統制の出張所に指示しておく。④カーバイド統制の出張所は軍需監理局とカーバイド統制本社に対して、軍、官庁等の毎月の割当証明書発行数量、出荷指図数量、未指図数量、配給未渡数量を遅滞なく報告する。

こうして8つの軍需監理局を拡充し、物動計画に沿った生産計画、需要者別割当計画、配給統制にわたって中央の権限が委譲され、仮に国土が戦場となっても統制会社と一体となった地域需給計画と地域間交流計画が実施されることになった。

カーバイド統制では、従来より本社営業部と各地出張所が所管地域ごとの配給統制と決済を実施していたが、全国農業経済会と中央水産業会への配給と代金決済については本社一括の直接取引としてきた。このため行政の分権化を機に、「中央機関モ地方分譲実施セラルハニ併行シテ弊社ニ於テモ本社直売ヲ各地弊社扱人ヲシテ取扱ハシムルコトニ改メ」、一般受給団体・企業と同様に都道府県ごとに配給と代金決済をすることにした。とはいえ、現品の入手状況が悪化していることから、農業会への配給分は44年度下期と45年度第1四半期分を一括して扱い、今回だけ本社から出荷工場に対して直送指図を出すことを関係先に通告し⁸⁴⁾、これまでの需給不均衡分を整理することにした。「臨時措置」として本社から府県農業会へ割り当てられたのは、京都府農業会182缶、大阪府農業会155缶、佐賀県農業会217缶、東京都農業会52缶、神奈川県農業会60缶、鳥取県農業会191缶であり、代金決済は各荷扱人において全国農業経済会の代位弁済委託機関である各農業会との間で処理するよう指示した⁸⁵⁾。

(2) 終戦と広域行政の混乱

しかし、本土決戦に備えた新たな分権的配給統制方式を指示した僅か1週間後に終戦を迎えることになった。8月25日には軍需省が解体され、翌26日に商工省を設置することになった。内務省管下の関東信越軍需監理局、北海軍需監理局、東北軍需監理局、東海北陸軍需監理局、近畿軍需監理局、中国軍需監理局、四国軍需監理局、九州軍需監理局は、11月6日にはそれぞれ地方商工処理部と改称し、上級機関の8つの地方総監府は廃止された。そして、46年1月7日から地方商工処理部は地方商工局になり、47年5月1日からようやく商工省所管に戻るといったように、地方の経済行政はめまぐるしく変更された。これら地方統括機関はカーバイド統制の一元的配給統制と抵触しつつ、やがて統制方式の転換によってカーバイド統制に取って代わり、需要者別割当・発券の主体となって、地方経済の復興行政に重要な役割を果たすことになる。

その間のカーバイド統制の統制機構を見ておこう。終戦直後に実施された改組の中で、結局カーバイド統制の8つの出張所体制は整備されず、従来本社営業部扱いとした関東、東北、北海道地区への販売については、さしあたり本社に東京営業所を設置して広域地方行政に対応させることになった。とはいえ東京営業所も設置されたのは10月5日にずれ込み、10月1日工場出荷分から東部地区の出荷配給事務の一切、荷扱人に対する代金取り立て依頼書の発行、東京営業所口座(住友銀行東京支店)の入金確認と領収書の発行を担当させ、地方配給との緊密な関係を図ることになった⁸⁶⁾。一方、予定されていた中国と四国の出張所については、軍需省の「地方監理部ノ廃止引続き総監府ノ廃止実施ノ為右出張所新設モ其ノ意味ヲ失シ候及ビ化学工業統制会モ近々大縮少^(マツ)ノ様ニモ聞及ビ候間此際右出張所ノ新設ハ見合セ」ることになった⁸⁷⁾。この結果、中国地方は大阪出張所の所管、四国地方は門司出張所の所管のままになるなど、敗戦直前の広域総動員行政への切り替えは、中途半端な形で終わった。本社被災の際に、業務の一部を移転して設置された高崎分室も12月に閉室した。その一方、46年1月に地方商工局が設置された

ことに対応し、東京営業所、名古屋・大阪・門司の出張所を補う形で、札幌、仙台、富山、高知に駐在員を設置している。

敗戦直前に本土分断化を想定して実施された地方行政権限の強化、中央の一元的統制からブロック化と分権的統制への転換は、本格的に機能を発揮する前に敗戦を迎えた。統制機関の急変は、カーバイドの配給統制にも大きな混乱をもたらした。本社営業部では、「終戦ニヨリ軍関係配給打切、割当証明書発行者ノ変更、其ノ他出荷工場ノ整理及配給事務整理等山積シタル為メ混乱ヲ来タシ現在ノ配給状態モ未ダ整頓ヲ失シ取扱上困難ノ事多キニ鑑ミ今般商工省当局ト協議」し、第3四半期割当証明書の発行まで、平和産業に対する「緊急配給ニ付各地域ニ於テハ夫々適当ノ措置ヲ執リ居ラル、趣キナレドモ本社ニ於テハ配給ノ結果等ニ付テモ全然不明ニ候⁸⁸⁾」と、本社統括機能が麻痺したことを営業所・各出張所に伝えている。

このため、臨機の措置として出張所等が荷渡した分について、配給業務の混乱を収束すべく、この間の荷渡期、順位、府県別、需要者別の配給数量を知らせよう通知し、統制の立て直しを図っていた⁸⁹⁾。カーバイド統制営業部の出張所への通知では⁹⁰⁾、「割当証明発行者宙ニ迷ヒ居ル状態有之候」。「元来監理局ガ廃止サルルヤ総監府ニ本件ヲ凡テ引継シテ総監府ニ於テ監理局ト同一方法ニ依リ証明書発行ヲ致スヘキ様中央本省ヨリ通牒アリタル筈ナルモ終戦後混乱ノ為殆ド執レノ地ニ於テモ事務引継ナキ」状況であり、「執務ノ意思ノ有無モ疑ハサルヲ得サル有様ニ付商工省ト打合セノ結果C₂、C₅関係旧証明書(第一四半期分)持タザル者又ハ同未配給証明書ヲ所有セザル者ニ関シ緊急必要ノ事由アル者ニ対シテハ必要理由申請書ヲ提出セシメ弊社ニ於テ割当証明書発行ヲ行フ」こととなった。ただし、「割当数量僅カ」のため出張所で査定の上、特別配給申請書を提出させるよう指示している。終戦後の実際の配給方法を見ると、名古屋出張所地区では東海北陸地方総監府と連絡の上で配給を実施し、大阪出張所は大阪府庁において証明書を発行させて配給するなど、地方によりまちまちになっていた。これに対してカーバイド統制では、「近ク第三四半期分ヲ割当致シ過去ノモノ打切ノ予定」と見込まれる中で、「未ダ証明書発行者ヲ何レニ於テ為スカ判明セザル」状況であることから、商工省化学局石川事務官らの当局に対して一元的統制権限を維持すべく「全国凡テニ対シ発行致度旨申出」ており、「弊社無經由配給ナキ様」にと出張所、高崎分室等に伝え、配給機構の秩序の維持に当たっていた。

第5節 戦後統制への転換—1945年度下期配給計画

(1) 戦後カーバイド生産計画と実績

1945年度から46年度の敗戦を挟む2年間には、終戦後に軍需が消滅する一方、企業整備と金属供出や戦災復興用に市販用カーバイド需要が激増した。しかし、食糧増産のため石灰窒素向けなどの原料用カーバイド需要も急増し、深刻な需給ギャップが発生した。この間、市販用の一元的販売機関は統制会社であるカーバイド統制から終戦1年後に一般会社であるカーバイド共販に引き継がれながら戦時の配給規則と運用方式を継承した。この2年間のカーバイド生産の全体計画と実績を見たのが表28である。45年度第1四半期計画と実績には朝鮮・台湾が含まれるが、第2四半期以降は内地分のみである。ちなみに朝鮮の第1四半期計画19,000トンを加えても、計画は大幅に縮小しており、達成率も第1四半期の70.7%から61.3%に落ち込んだ。戦後最初の計画である第3四半期計画も50,750トンを生産しながら、実績は25,930トンと低迷し、達成率は51.1%にとどまった⁹¹⁾。第3四半期はカーバイドの主原料であるコークスも425,600トンの生産計画に対して実績は41%の176,000トンにとどまり、石炭も480万トンの計画に対して実績は24%の114.8

表28 1945年度、46年度カーバイド生産計画と実績 (トン)

	1945年度				1946年度		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期
計画	75,000	43,000	50,750	27,220	76,485	65,205	66,440
実績	53,036	26,345	25,930	25,552	64,898	54,931	55,133

注:1945年度第1四半期の計画は朝鮮、台湾を含む。第2四半期以降は日本内地のみ。商工省総局調査課が集計したカーバイド生産実績は、上記とは若干異なり、45年度第4四半期は25,548トン、46年度第1四半期は55,505トン、第2四半期は54,932トン、第3四半期58,988トン、第4四半期は32,229トンとなっている(経済安定本部官房統計課監修『日本経済統計図解』1947年、12頁)。

出所:軍需省「昭和二十年度物資動員計画第一、四半期実施計画」1945年4月26日、同「昭和二十年度物資動員計画第二・四半期実施計画」1945年7月5日前掲『後期物資動員計画資料』第14巻、158、341頁。商工記者会編『我国産業の現勢 最新の統計蒐録』1946年、54頁、時事通信社編『我国産業の現勢』第2集、60頁、第3集、87頁、1947年より。

万トンに過ぎなかった。食糧増産を緊急課題とするなか、カーバイドを原料にした石灰窒素が42,720トンの計画に対して実績は55%の23,513トンと僅かにまじだったことから

ら、市販用はさらに厳しい状況であったと見られる。外地労働者の引き揚げ、労働者補充の困難、食糧難、資材・機械の手当難から石炭生産が終戦後も低下し、11月には7月の5分の1となって製造業も停滞していた。

第3四半期の需給計画が大きく実態から乖離したため、第4四半期には総合的な物資需給計画を策定することができず、重点物質についてのみ個別に供給計画を策定するにとどまった。カーバイドの生産は結局年度末まで低迷を続け、回復するのは、45年12月と46年3月の二段階で市販用の公定価格が大幅に引き上げられた後の46年度第1四半期からである。しかし、46年度も着実な回復軌道に乗ったとは言えなかった。46年度当初、さまざまな物資の生産隘路である石炭の配当を基準に策定されたカーバイドの生産見通しは、上半期・下半期ともに175,000トンであった。しかし、それは原料の最大供給力を前提にしたものに過ぎず、実際の第1四半期計画は76,485トンとなり、実績も64,898トンにとどまった。それ以後は石炭・コークスの生産不振と平行してカーバイド生産も低迷を続け、傾斜生産による石炭3,000万トン計画が喧伝された46年度第4四半期になって再び大きく落ち込む事態になった。

その中でも、市販用カーバイドは、食糧増産の最優先方針に沿って、しわ寄せを受け、每期数千トン水準にとどまった。前掲表5のように、カーバイド全体が46年に対前年49.7%増であるのに対して、市販用は14.7%増にとどまり、ますます需給調整は困難になった。以下では、四半期ごとに割当計画やその実態を見ることにしよう。

(2) 物資動員計画の再建、物資需給計画

敗戦後、第2四半期物動計画が軍需品を巡る原材料・製品の生産・流通体系が突然停止したことによって、カーバイドも他の産業と同様に混乱を免れなかった。終戦直後にカーバイド統制が一時的に出荷停止を指示したことも混乱の原因になった。そのことが、日本カーバイド工業魚津工場の石炭統制会東部支部宛ての通信からうかがえる⁹²⁾。8月25日に東部支部から同工場に宛てた出荷督促に対して、工場側は「時局ノ急変ニ伴ヒカーバイド統制株式会社ヨリ指図打切り全面的積止メ方通告有之候ニ付当分ノ処発送差控へ居り候」と9月7日付けで回答している。しかし、「一部ニ於テハ従前同様操業継続致居候」ことから、「管理部(軍需監理部か—引用者)ヨリノ懲通ニ基キ状況確立ノ日迄暫定的処置トシテ左記要領ヲ以テ積出方如何カト被存候」として、統制から逸脱した取引方法を魚津工場から石炭統制会に提案している。それは、①カーバイド統制には「不日当方ヨリ連絡可申上候ニ付当分ノ処貴我直接取扱」とする、②代金は前払いとし、「当方宛直接送金」し、一時保管する、③価格は従来同様荷扱人に支払った最高価格とする。カーバイド統制には、同社より連絡をしておくとしているものの、こうした直接取引が始まれば当然闇取引が拡大し、カーバイド統制が取引状況を把握できなくなる可能性があった。

実際、10月末に石炭統制会東部支部から富山県カーバイド荷扱店宛てに出した第2四半期分の状況説明と出荷依頼によれば、日本カーバイド魚津工場から立山炭鉱向けの30缶の出荷について、工場側の思惑で止めている状況が分かる。「現在工場側ニ於テハ価格ノ値上リガアル為出荷差止メテ致居候得共之ガ決定迄ノ急速出荷ニ対スル臨時措置トシテ県庁並ニ総監府ノ認定価格ヲ以テ出荷致居ル現状ニ有之候ニ付至急工場ニ対シテハ極力入荷ニ万全ヲ期セラル、様手配被下度⁹³⁾」と、供給側・需要側ともに統制からの逸脱があった。工場側は値上がり待ちであり、後述の「総監府認定価格」程度の引き上げでも不満であったと見られる。こうして需要量、供給量の調整だけでなく、配給権限、統制機構、適正な価格改訂などと合わせて、早急に生産・流通秩序を回復することが求められていた。

第3四半期から物資動員計画は、物資需給計画の名称で、軍需省を改組した商工省によって策定された⁹⁴⁾。新たな需給計画は、戦災処理、国民生活の緊急回復、交通、通信、産業の復興を主眼に主要原料・資材を限定して実施された。計画対象物資は、普通鋼鋼材、銑鉄など鉄鋼関係5品目、銅、アルミニウムなど非鉄金属5品目、石炭、コークス、揮発油など燃料関係9品目、工業塩、ソーダ灰、セメント、カーバイドなど化学製品10品目、皮革・ゴム類3品目、綿花、羊毛、人絹、スフ、パルプ、新聞紙、クラフト紙など繊維製品9品目であった。供給力は、生産、回収、在庫に加えて輸入も想定し、配当計画は、陸運(鉄道、小運送)、船舶、通信、食糧、土木・建築と民生(産業、特定機械、医薬衛生、生活用品)、輸出、保留という区分であった⁹⁵⁾。中でも計画の根幹となったのは、鋼材、石炭、液体燃料、ソーダの供給可能量を重点産業へ割り当てることであった。第3四半期物資需給計画は10月25日に商工省から発表され、カーバイドについては在庫、回収、輸入も計画がなく、生産見込の50,750トンだけが供給力となった⁹⁶⁾。

これを受けてカーバイドの配当計画も検討され、市販用の割当量とその方法については、カーバイド統制の飯田理事、雨宮営業部長代理と商工省工務局無機課の石川事務官が10月下旬に協議し、①C₂(生産拡充)、C₃(官需)、C₅(一般民需)及びC_x(交通)という区分で、割当予定を8,280トンとすること、②割当証明書発行方法は、発券できる従来の発券団体にはそれぞれ適正の枠を定めて発券させ、発券団体に加盟しない者には同社において需要申請に基づき査定の上、発券すること、③発券団体未加盟の少量需要者には同社各出張所の一定の枠から検討の上、発券すること、④発券団体への未加入者と各出張所地区の大口需要者には、本社が申請書査定と現場出張の上で発券し、金属補修・切断用需要が多いことから場合によっては酸素配給量も勘案して発券すること、⑤第2四半期以前の割当は打ち切り整理を予定する(未決定)こと、⑥発券予定は11月上旬とすることなどが打ち合わされた⁹⁷⁾。ここには地方総監府や地方軍需監理局(地方商工処理部)の役割がなく、決勝非常措置に伴う広域行政化を前提とした第2四半期の割当実施方法から、元の所管省と統制会・統制組合中心の一元的配給方法に戻そうとしていたことが窺える。

(3) 1945年度第3四半期配給計画

最終的な市販用の第3四半期配当計画の決定は、カーバイドの化学肥料原料向けを重点化した結果、生産・出荷計画は縮小した上に、12月にずれ込んだ。配当方法としては、地方商工処理部に調整用を設定する形になった点で、部分的に第2四半期の方法を継承した。この調整用の割当枠は僅かだったが、後にその野放図な発券をカーバイド統制が問題とすることになる。なお、生産の急落から見て、第2四半期割当の現物化は相当に遅れていたはずであるが、軍需が消滅するなど、実情に合わなくなった第2四半期以前の割当分は、12月3日に12月15日限りで打ち切

ることを決定した。カーバイド統制は第3四半期割当を地方商工処理部、道府県經濟部、統制団体、カーバイド生産各社に通知し、第2四半期割当の未出荷ないし部分出荷の出荷指図書を一括して同社に返送し、打ち切り日に、未渡分の割当証明書は明細書を添えて同社出張所・営業所を通じて本社に返送することを指示した⁹⁸⁾。

前期分を打ち切った上で、45年度第3四半期のカーバイド統制が所管する市販用の割当は、表29のように決定された。配当区分別では、①商工省各局からの民生産業用割当、②官庁割当、③地方庁割当、④地方商工処理部による調整用とし、カーバイド全体の生産計画が50,750トンとなるなかで、市販用配当量は7,780トンに縮小された。①の民生産業用は、C₂、C₅、C₆、㊸(液体燃料用)を商工省所管局別に一旦割り当て、統制会や統制組合等の民間統制団体を利用して企業別割当を作成した。②の官庁向けはその内容から物資動員計画のB_x、C₃、C_x、㊹(沈船引き上げ用)などを踏襲したもので、各省の所管事業として各社に割り当てられた。③はC₅のうち府県別工業組合に括られ、府県庁から割当を受けた小口小企業向けである。④は第2四半期に設定された広域行政機関による広域調整分を部分的に踏襲したものである。

割当区分や計画執行機関は終戦時のままであったが、陸海軍需、航空兵器総局、共栄圏向け、防空施設関連需要が消滅したことの変化は当然大きかった。この計画では、その後大きな比重を占めることになる占領軍施設の建設用が取り上げられていないが、インフラ整備を中心に復興に向けた第一歩を踏み出す内容になっていた。この方式は、10月1日に決定された銑鉄・普通鋼材の需給統制とも同様であり、鉄道、船舶等の大口需要部門や官営事業向けは主務官庁の事業として割当てられ、残りは一括して統括機関に割り当てられている⁹⁹⁾。

カーバイド統制が1946年2月下旬から3月にかけてまとめた割当通知明細書によって判明する割当先を見ると¹⁰⁰⁾、官庁割当のうち、宮内省の20トンの2分の1はこの時点で6地方の帝室林野局に割り当てられている。内務省の210トンは、東北土木出張所11トン、関東24トン、中部12トン、近畿23トン、中四国27トン、九州14トン、北海道拓殖部10トンの121トンのほか、各都道府県に89トンが割り当てられている。都道府県分は「各府県ニテ更ニ再分割ヲナス場合多キ為特ニ本社ニテ割当通知書ヲ発行スル事ヲ止メ各出張所ヨリ各府県庁及荷扱店ニ対シテ配給手配方御連絡賜リ度」と地方庁と連携して配給業務を進めるよう指示していた¹⁰¹⁾。大蔵省分は塩業組合中央会のほか各地の専売局に割り当てられ、農林省分は40トンのうち山林局の22の各地木炭事務所、蚕糸局所管の日本蚕糸製造株式会社、日本蚕糸機械統制組合、全国共栄蚕糸組合、山林局の各地営林局などに溶接用、灯火用など22.5トンが割り当てられている。厚生省の30トンは薬品、製薬関

表29 1945年度第3四半期カーバイド部門別割当 (トン)

民生産業用		官庁割当		
繊維	人造繊維	15	宮内省 林業用	10
	紙・パルプ	40		10
	紡績その他	25	内務省 土木建築用	200
化学肥料	アンモニア・硫酸	50		10
	その他	2	大蔵省 食料塩用	15
化学製品	セメント・重要土石	80		5
	タール製品	30	司法省	5
	ゴム	20	文部省	30
	その他	40	厚生省 医薬衛生用	20
液体燃料	石油工業	5		10
	石油精製	20	農林省 漁業用	200
	人造石油	25		100
	アルコール	5		40
固体燃料	石炭	470		5
	亜炭	160		30
鉄鋼	普通鋼	240	商工省 小運送用	130
	特殊鋼	115		100
	鉄鋼製品	300		40
	炉材	10	運輸省 鉄道用	1000
	炭素製品	5		150
鉱山	鉄・非鉄鉱	500		2,000
	金属工業	20		20
砂石		50		30
機械		270	逓信省 通信用	30
ガス		100	中央官庁割当計	4,190
電力		35	地方庁割当計	624
工業塩		8	地方商工処理部調整用	156
調整用その他		90	官庁割当計	4,970
民生用計		2,810	官民合計	7,780

注：地方庁割当は沖縄を除く46都道府県の合計。地方商工処理部は、1945年6月全国8地区に設置された地方総監府を廃止し、11月6日に組織した臨時行政組織。

出所：商工省工務局長「昭和二十年度第三、四半期カーバイド割当ニ関スル件」1945年12月3日カーバイド共販『重要書類東京営業所』(カーバイド共販3番4号)所収。

係70社に、司法省の5トン¹⁰¹⁾は5つの行刑管区に、文部省分の30トンは大学、師範学校、専門学校に割り当てられた。商工省の土木建築用100トンは工務局を通じて日本建設統制組合の東京、大阪など8組合に割り当てられ、運輸省の港湾用20トンは28港の工事事務所ないし港湾局に14トン、海運総局港政課に6トンと割り当てられた。一方、民生産業用として配分された分のうち、炭素製品用5トンは商工省鉱山局を通じてカーボン、電極関係企業17社へ割り当てられ、電力用35トンは日本発送電30トンのほか、残りを9配電会社に割り当てている。ガス工業向けは商工省燃料局を通じて瓦斯統制会¹⁰²⁾加盟の48のガス会社に65トン分が割り当てられたことが判明する。割当明細が判明しない部分もあるが、農林省山林局分が3月時点で2分1程度しか割り当てられていないなど、官需の一部は次項で見るように供給実績の不振から割当証明の発行を抑制している可能性がある。

(4) 1945年度第4四半期配給計画

配給計画の停止とバーター取引

戦後配給計画が年末によく動き出し、懸案の公定価格も後述のように大幅な引き上げられることになったが、前掲表28のようにカーバイド全体の第3四半期生産実績が計画の50,750トンに対して25,552トンと50.3%に止まり、激減した第2四半期よりさらに減少した。この第3四半期に残った大きな需給ギャップは第4四半期でカバーすることになるが、物資需給計画自体が策定されず、個別に策定されたカーバイドの生産計画も27,220トンに止まった。しかも市販用カーバイドについては、「炭素材無配給ノ現状ヨリシテ発券不可能ニ付配給停止ニ決定」となった。小口需要の調整用を僅かに残したほかは配当がなくなった。この結果、極度に需給関係は逼迫し、カーバイド統制は以後不正の取り締まりに汲々とする事態になった。

それとともに、2月頃から需要者側からのコークス、亜炭等の炭素材を供給されることを前提とする「バーター制」が順次承認、実施されていった。これは、さまざまな生産隘路が発生する中で相互に融通できるものは極力交換して生産を維持しようとしたもので、戦争末期に多くの製造業で取られた動員方法であった。あらゆる産業で原料在庫が枯渇し、個別企業の弾力的対応力が極端に低くなっていたことを反映していた¹⁰³⁾。原材料、容器など、供給側の最大隘路を需用者側がカバーする見返りに事後的に正規の割当とするというもので、合理的な配分からは著しく逸脱した苦肉の増配策であった。

鉄鋼協議会九州支部では、製鉄所のコークス製造時に発生するコークス粉とバーターの形でカーバイド割当を受けることを商工省から了解を取り付けた。取引は日産化学鏡工場にコークス粉を供給した上で、商工省が鉄鋼各社にカーバイド割当を指示し、鉄鋼統制会が割当書を発券し、カーバイド統制門司出張所経由で出荷する形をとった¹⁰⁴⁾。また、三菱重工業の施設内に残る魚雷等の兵器を連合軍の指示によって解体するためのカーバイドの配給についても、カーバイド統制は同社からの炭素材供給によるバーター方式をとった。本社としては「已ヲ得ヌ需要ノ為メ配給ノ要可有之候得共炭素材不足ノ折柄本省トシテハ肥料方面ニ食込結果ニナル虞アリテ警戒致シ居リ然共コークストノバーター制等ヲ行フ様希望致シ居リ候」との商工省の意向に沿って、三菱重工業側と交渉するよう門司出張所に指示している¹⁰⁵⁾。日本曹達北九州工場からのカーバイド割当申請に対しても同様で、「弊社ニ於テハ調整用トシテ小口割当ノミテ大口ハ目下商工省ニ於テモ中止致シ居リ候モコークス提供者ニ対シ特別割当ヲ実施致シ候本件ニ付尚弊社門司出張所と御懇談被下度」と、コークスを確保してバーターにするように伝えるなど、出張所がバーター取引の窓口になっていたことが窺える¹⁰⁶⁾。

表30 1946年度第4四半期カーバイドバーター取引計画 (トン)

割当地区	出荷工場	コークス供給	カーバイド出荷
北海道	北海電化工業日高工場	40	30
常磐	福電興業勿来工場	50	40
大阪	日本カーバイド魚津工場	7	5
山口	日本カーバイド魚津工場	40	30
全国	北越電化工業蔵王工場	63	*48
	揖斐川電気工業揖斐川工場	42	*32
九州	昭和電工鏡工場	*100	95
	電気化学工業大牟田工場	130	100

注：鏡工場は無煙炭、蔵王、揖斐川へは亜炭とする。
出所：カーバイド統制株式会社「石炭統制会コークス提供ニ依ル特別配給ニ関スル件」1946年2月22日前掲『発信綴』3番18号所収。

シテノ出荷処理」をするよう求めていた¹⁰⁸⁾。

こうした変則的方式を商工省も広範に採用せざるを得なくなり、2月22日に、コークスの提供を条件とした石炭・亜炭関係企業に対する第4四半期の特配計画を表30のようにまとめた。炭素材不足から操業が低迷していたメーカー側にも都合な計画であった。「生産工場等物資獲得ノ為カーバイド需要者ト秘密中ニ取引セルコト仄聞セルニ付目下ノ実情ニ於テハ『バーター』行為モ已ムヲ得サルコトアルモ弊社ト諒解ノ上公然割当ヲ受ケ堂々ト出荷セラルハ様御配慮賜り度」としていた。本社でバーター取引を把握し、「特別割当」の形で出荷指図をするので、闇取引にならぬように需要者、工場、出張所の協議の上で、バーター提供物資、数量等を報告させるよう出張所、営業所に求めていた¹⁰⁹⁾。

バーターの対象物資は、炭素材に限らず幅広くカーバイドの「製造工場にて必要希望に対しては適當の条件を勘案致して発券」することにし、本社としては「容器不足が出荷の隘路なる為に必要な者に容器を提供する向きには枠外にて発券」することも出張所等に求めていた。その際、「但し本件は商工省の認許によるものでは無之も現情勢下に於ては配給機関として之等の手を打つのが至当と存じ候出来得る限り容器提供者の獲得に荷扱店とも極秘の内に御連絡願御配慮願上候」として¹¹⁰⁾、汎用性のある5ガロン缶等をカーバイド用の容器として回収に当たった。

しかし、同表の東北地方のコークスのバーター契約は、円滑とは言えなかった。1月分として福電興業勿来工場が石炭統制会から暫定的にコークス追加割当30トンを受け、逐次50トンまで充当するというものであったが、3月29日時点では入荷がなかった。そこで、3月27日に石炭庁で関係者が集合し、上記のように3月分としてコークス50トン、カーバイド40トンを出荷することが改めて決定された。割当証明は石炭統制会が発行し、同東北支部が一括して引き取り、小口の炭鉱に輸送することになった。これを受けてカーバイド統制が福電興業に出荷指図することになった¹¹¹⁾。九州地方の契約も同様で、3月下旬になっても1月分の「炭素獲得未済」の状態であった。しかし、「既ニ(一月分)証明書発行アルモノハ停止ハ不可能」であることから、3月分の日産化学への230トン、電気工業会社大牟田35トンの石炭に対するカーバイド割当証明書の発行を見合わせることで帳尻を合わせた¹¹²⁾。

バーター契約による石炭統制会加盟各社への供給は、円滑に行かない部分もあったが、これ

3月末には、大阪市城東区の帝国精機産業株式会社よりコークス粉100トンの提供によりカーバイド3,500缶の割当てを求める申込がカーバイド統制にあり、同社ではこれを金沢市の大北工業野々市工場で生産し、荷扱人島田商会を通じて供給する計画をまとめた。容器は、カーバイド統制所有の250缶の共用缶を回転させ、不足分は帝国精機産業が提供するなどの条件を大北工業に示した。原料コークス粉が実際に使用可能であるかは現地調査の上、「御承諾賜り度」と依頼していた¹⁰⁷⁾。カーバイド需要者との「諸物資ニ依ル」バーター取引に当たっては、容器収集によるリンク制も実施され、カーバイド統制としてはバーター契約を連絡すれば、正規の割当とみなすとして「割当切符発行可致間弊社ヲ通

によって、石炭産業のような有利な条件をもつ産業では辛うじて第3四半期割当以後も供給を受けられた。表31はバーター制による石炭統制会への地区別カーバイド追加割当の実績である。2月22日の表30の見通し以上に契約が拡大し、3月分までで768トンが石炭統制会加盟炭鉱に割り当てられた¹¹³⁾。例えば北越電化工業ではコークス粉280トンが割り当てられた。そのうち4月13日時点で未入荷となった84.6トンが打ち切られたものの¹¹⁴⁾、同社から168トンが出荷され、炭鉱、亜炭鉱に供給された¹¹⁵⁾。このほかでは、逼迫する海上輸送力の復元に向けて枠外で造船用に1,500トン割り当てられた。

(5) 1945年度下期配給計画の実績

第3四半期計画の市販用カーバイドの需給計画が不調に終わり、第4四半期需給計画が策定されなかったとはいえ、無配給状態を続ける訳にもいかず、緊急重要向けには追加配給が実施された。例えば3月末から4月初めには、商工省から3月分の特別配当200トンと調整用配当100トンが8つの地方商工局に対して通知されている¹¹⁶⁾。東北地方商工局では、産業機械用として配当された60缶について、6社への割当を決定し、カーバイド統制に通知し、現品の出荷手配を依頼したことが判明する¹¹⁷⁾。こうした追加割当等の緊急用の割当は、表32のように、バーター契約による出荷が結局996トンになったほか、総計4,617トンに及び、第3四半期計画の7,780トンに加えて、下期の全体計画は12,397となった。

しかし、出荷実績はカーバイド生産全体と同様に年末に大きく落ち込んだ。カーバイド統制ハ終戦から46年1月15日までの4ヶ月間の配給実績は月平均900トンと報告していたが¹¹⁸⁾、12月は1日に遡って価格の引き上げ改訂が実施されたにも拘わらず、出荷量は402トンと最低を記録した。年初から出荷が回復し、3.3物価改訂によって3月は2,090トンとなったものの、出荷率は57%に止まった。ただし、3.3物価改訂はあらかじめ大幅なものになることが予測されていたが、3月の出荷量が前月比11.6%増というのはやや不自然である。そこで、10月1日から3月2日までの内地運賃平衡資金繰入金(1缶15銭)41,050.86円と3日以降の繰入金(1缶45銭)47,516.96円から、3.3物価改訂前後の出荷量を推計すると、3月2日までの5ヶ月が6,158トン、3月3日から月末までの1ヶ月弱で7,128トンとなり、それまでの5ヶ月分を上回り、下期合計で13,285トンとなる¹¹⁹⁾。平衡資金の繰入金から見ると、3.3物価改訂で大幅な出荷増が起き、出荷計画に対して107.2%の実績率となる。

ここでは、1945年12月の価格改訂の通知まで出荷量が落ち込み、46年1月から出荷が増加し、3.3改訂でさらに出荷量が伸びたことを確認しておく。しかし、終戦後の実態的な需給ギャップは大きいゆえに、45年度下期から46年度にかけて後述のような深刻な統制の混乱が生じるようになった。

表31 1945年度第4四半期石炭統制会
バーター契約割当実績

(トン)		
	割当地区	数量 出荷工場
1月分	北海道	16 北海道電気興業
	九州	180 日産化学
	本州	120 北越電化
	山口県	22 日本カーバイド
同追加	本州	50 福電興業
3月分	北海道	30 北海道電気興業
	常磐	40 福電興業
	大阪	5 北越電化
	山口	30 北越電化
	九州	195 日産化学
亜炭	全国	48 北越電化
	全国	32 揖斐川電気
計		768

出所:カーバイド統制株式会社「石炭統制会割当一覧表(第三四半期以後ノ分)」カーバイド共販株式会社「受発信綴 配給課」所収。

表32 1945年度下期割当と
出荷実績(トン)

配給割当		
第3四半期	官需及び運輸	4,190
	民生産業	2,810
	府県民需	624
	商工局調整用	156
	計	7,780
追加	一般追加分	1,416
	バーター契約	996
	計	2,412
枠外	統制会社発行分	705
	造船超過分	1,500
	計	2,205
	割当合計	12,397
配給実績		
	10月	710
	11月	932
	12月	402
	1月	1,207
	2月	1,800
	3月	2,090
	出荷合計	7,141
	出荷率	57%

出所:カーバイド統制株式会社「カーバイド配給状況」1946年4月18日現在「参考書類」2号123番所収。

第2節 1945年度下期配給統制状況の混乱

(1) 統制行政の混乱

カーバイド統制営業部から営業所、各出張所に当てた諸種の通知からは、この時期の配給統制に大きな混乱が生じていたことが判明する。そのいくつかの事例を見よう。

まず、統制システムの崩壊に繋がる行政の混乱が見られた。1945年10月末に石炭統制会東部支部が各地のカーバイド荷扱人に「勝手ニ」宛てた炭鉱別カーバイド割当と製造者名が問題となった。加えて同支部は「現在工場側ニ於テハ価格ノ値上リガアル為出荷差止メテ致居候得共之カ決定迄ノ急速出荷ニ対スル臨時措置トシテ県庁並ニ総監府ノ認定価格(傍点一筆者)ヲ以テ出荷致居ル現状ニ之有候ニ付至急工場ニ対シテハ極力入荷ニ万全ヲ期セラル、様御手配被下度」と依頼をしていた。これに対してカーバイド統制は、「第二四半期分トシテ勝手ニ証明書ヲ発行」していることは、「当局勿論弊社及石炭統制会自体関知セザル事」として、各地の荷扱人に対して「第二四半期割当証明書ハ正規ノモノニ無」く、「配給停止セラレ度尚配給完了シタル場合ハ第三四半期分ニテ控除相成度更ニ県又ハ総監府(廃止セリ)ニ於ケル認定価格ニ依ルカ如キコトハ全々無之又如斯基権限モ無之ニ付当社ノ指示以外ノ配給セサル様被致度候」として、統制規則の遵守を求めた。

同様のことは化学工業統制会東北支部でも生じていた。敗戦直後から急速に原材料の入手状況が悪化し、製品需給が極度に逼迫したことから、化学工業統制会東北支部では、地方庁、地方総監府と協議して臨時の「認定価格」を決定し工場出荷を促し、化学工業統制会東北支部としても改めて適切な価格設定の臨時措置を求めた¹²⁰⁾。それによれば、原材料・労賃の高騰により「カーバイド生産業者ハ其ノ経営ニ容易ナラザルモノアリ、為ニ生産者ノ減少、出荷ノ渋滞ヲ招来スルニ至リタル」として、東北地方商工処理部に対して「臨機ノ措置トシテ暫定的ニ東北地方における「取引価格」を制定するよう求めた。11月14日には、東北地区生産者、東北地方商工処理部関係官が協議し、カーバイド配給の円滑化のために、カーバイド統制を利用せずに統制会から直接に生産、出荷を指示するという臨時措置を決定した。

その内容は、①製造元に対する出荷指示は化学工業統制会がなすこと、②配給方法は商工処理部が決定し、統制会から指示すること、③大口需要者には地方商工処理部と統制会が協議の上、製造元より直接出荷すること、④小口需要者には各県荷扱人担当数量を保有させ、荷扱人の了解の上で販売させること、⑤大口需要者は統制会、小口需要者は県に申請して配給の指示を受けること、⑥大口需要者は生産者と、小口需要者は荷受人と連絡を保ち出荷を指示すること、統制会は毎月15日までに翌月の配給見込みを立て地方商工処理部の指示を受けて生産者・県に通知すること、⑦生産者は前月の生産実績を翌月5日までに統制会に報告すること、⑧生産者・荷受人は配給実績を翌月5日までに統制会を通じて商工処理部に報告すること、などであった。さらに価格についても、全国的な価格改訂作業を待つことなく、地方商工処理部の「指示価格」として暫定的に1号品1缶15円、2号品14円、3号品13円、4号品12円、等外品10円とする販売価格(工場渡し、容器代別)を決定し、関係機関に通知していた。

これに対して、カーバイド統制は激しく抵抗し、その実施を阻止した。同社は11月25日付けで各荷扱人に対して、「全面的ニ認め難キ事項ニシテ商工省初メ化学工業統制会モ弊社ニ於テモ関知セズカーバイドニ関シテハ地方的価格ノ決定為サルベキ性質ノモノニ非ラス亦該主導者ニ於イテ之レカ権限無之ハ言フ俟ツ迄モナキニ付出荷取扱無之様」と通知している。そして、「カー

バイドハ爾後モ一元的配給ヲ継続スルコトハ当局ニ於イテモ決定セラレ居リ戦時中ト何等変更スルモノニハ無之荷扱人ハ弊社ノ荷扱人タルヘキモノニテ他ノ官公署ノ指示ニヨリ行動スヘキニ無之コト勿論ニ御座候」と注意を喚起している。ただし、化学工業統制会との関係については、戦時体制の進展とともに統制会社であるカーバイド統制と一体化を進める方針があった。それについて同社は、「終戦前ハ化学工業統制会東北支部ニ弊社ノ出張所事務ヲ依頼致ス案モ有之候へ共終戦後此ノ案モ取消シタルニ付配給ニ対シ関与スルハ越権モ甚シキコト勿論化学工業統制会ニ於イテモ如斯基指示ヲ与ヘタルコト無之又指示スヘキ筋合無キハ当然ニ候 カーバイド価格ニ付テハ目下当局ト折衝中ニテ近ク決定ノ運ビニ有之候」と、統制会権限を否定している¹²¹⁾。戦時期を通じて統制会が要求していた直接的経済行為による需給調整方式について、現時点では一元的配給統制機関を維持する方向に転換したことを改めて強調している¹²²⁾。

こうした一元的統制機関の機能不全に対して、統制会と地方行政の協議による臨機の対応が、10月から11月にかけて、とりわけ東北地方で見られた。カーバイド統制の原則的な姿勢に対しては、仙台市所在の荷扱人である日本理化学工業から11月29日付けで、統制会と地方行政の取り決めに暫定的に認めるよう、要望書が届いている¹²³⁾。それによると、「現在カーバイドの逼迫情勢は極めて深刻にして本県の如きは本年六月以降一般民需引当等僅か一車の入荷に止まり従って各消費者の手持皆無と相成り候結果必然的に一缶六十円七十円の闇相場を現出するに至り昨今に於いては百円口を称え居る実情」という。統制会東北支部は「事態の成行を憂慮せられ各荷扱人と御協力の上生産者に対し出荷促進を図られ候へ共生産者は採算執れずとの理由の下に容易に出荷の気配無之為め已なく商工処理部御諮りの上前期の措置に出られたるやに窺ひ居り候」「理論より拙速を必要とする現時局下に於ては最も適當なる御処置かと存じ候間切めて数量を限りても本件御承認相成るやう希望仕る次第にて万一絶対に御承認出来ざるものとせば貴社に於て何れか方法により速かに出荷促進を図られ戦災復旧に資し以て国家再建に御貢献せられるやう」求めていた。これに対するカーバイド統制の回答は「貴意ノ点ハ至極尤モナルモノトハ考へ居り候へ共未ダ統制ハ撤廢セラレズ将来モ一元的ニ配給ノ建前上各個別的配給ハ不可能ノコトニ存ジ候只見通シナク遷延スルコトハ不可」として、「茲一両日中ニ各関係者集合価格改訂ヲ協議早急ノ実現ヲ図ルヘク努力中」と弁明していた¹²⁴⁾。実際、後述のようにこの直後に価格改訂の申請をしているが、戦争末期の分権化、地方行政の自立化が、このような形で統制を混乱させていた。その背景には、東北地区には終戦直前より半年間で1貨車1台分とされるほど出荷が少なく、闇価格が1缶60-70円、最高値で100円という状況があった。

(2) 不正行為の氾濫

こうした行政上の臨時対応による規則からの逸脱以外にも、統制違反が起きていた。同じ1945年11月には、元富山県監理部の野村大尉の介在した日本カーバイド工業魚津工場から富山県カーバイド荷扱店(浜岡商店)への5,000缶の無許可の出荷があったことが発覚した。発覚の経緯は、その決済方法について同工場から本社営業部に問い合わせがあったことだったが、本社は「何等関知セズ而モ浜岡商店ニ於テ荷受人トナリ受渡先モ不明」であり、「実ニ奇怪至極」と批判し、「之レハ荷扱人トシテ当然不正取扱ニシテ」「重大問題ニ發展致スコト明瞭」として説明を求めた。その後も同店に対して「弊社ニ出社方督促セルモ来社ナク又何分ノ通報モ無之不誠意ノ態度ニ有之弊社ニ連絡セス又指示ヲ受ケス勝手ニ行為ヲ致荷扱人ニ付テハ今後何分カノ措置ヲ致考へ」であると、所管する名古屋出張所へ詳細を報告するよう求めた¹²⁵⁾。

ただし、この不正行為には前述の統制システム上の問題も背景にあったようで、日本カーバイ

ド工業魚津工場からの弁明があった¹²⁶⁾。それによれば、「本件ニ関シテハ終戦後ノ混乱ニ有之、事実上割当当局ノ業務停頓ニヨリ需要者ノ困憊其ノ極ニ達シ監理部、県当局、荷扱人、又ハ直接製造工場ニ出荷ヲ懇請シ来ルモノ枚挙ニ遑ナク業者トシテ寔ニ同情ニ堪ヘザリシ処遇々貴名古屋出張所九月十一日附書翰ニヨリ『新規則ニ基キ配給ノ事ト手筈ヲ決メ申居候モ未ダ何等中央ヨリノ指示ナク候…』ノ通達アリタル為已ム得ズ監理部(富山)ニ於テ八月十七日附東海北陸地方軍需[監理一筆者]局長官指令(貴社宛)ニ基キ応急措置ヲ講ゼラレタル次第ノ由浜岡商店ニ於テハ妥当ナル配給処理ヲ為シ配給業者トシテノ職責ヲ果シタル次第ニ有之然モ之ガ配給ニ関シテハ終始貴名古屋出張所ニ緊密ナル連絡ヲ保チ既ニ配給報告モ提出済ノ次第ニ付別段勝手ナル振舞ニ及ビタル儀ニハ無御座モノト存候…当工場ニ於テモ貴社宇津野氏昨秋来魚ノ節当方ヨリ申出既ニ御諒解ヲ得且ツ弊工場林十一月中旬上京ノ砌十分連絡篤ト御諒承済ノ筈ニ有之、今更浜岡商店ヲ難ゼラルハ些カ首肯シ難キ処ト愚考罷在候」との説明であった。

ここからは、カーバイド統制の名古屋出張所や東海北陸軍需監理局、県などが違法承知で進めていたとも見られるが、カーバイド統制では、①浜岡商店が配給代金を直接日本カーバイドへ支払った行為、②同社に連絡なく、手続きを進めてきたこと、③同商店関係者が来社した際も説明がなく、その後来社を求めても何等の回答もないこと、④荷扱店名に種々の名義を使用し、配給事務を複雑にしていることなどから、荷扱人として「忠実ならざる事多」と、改めて名古屋出張所に注意喚起をしている¹²⁷⁾。

明らかな統制違反に対しては、カーバイド統制から警察へ通報していた。山梨県の日東工業株式会社による闇価格での購入に際しては、山梨県警に対して1946年3月25日に以下の連絡をしている¹²⁸⁾。①出荷工場、日本カーバイド工業魚津工場、②荷受け駅、山梨県龍王駅、③荷受人、日東工業株式会社(山梨県中巨摩郡)、④発送日、1946年2月19日、⑤到着日、2月26日、⑥数量、五ガロン缶300缶(22.5kg入り)、⑦貨車、ワ5368、⑧闇価格売買、1缶115円～125円、⑨無切符出荷。その上で、現品を県警が確認したら、カーバイド統制の荷扱人である甲府市の清水進商店に引き渡すよう依頼していた。

同時に日本カーバイド工業魚津工場に対しても、警告とみられる次の通知をしていた。「最近カーバイド逼迫愈々激シク石炭、車両、造船、農器其ノ他溶接部面ノ活動再発ノ折柄…当地区ハ勿論関西方面ヨリカーバイドノ横流シ(水産工場直接需要者又ハブローカー)行ハレ居ルトノ噂専ラニシテ尚具体的事実トシテ明細ノ報告相当数ニ及ビ更ニ地方商工局又県当局ヨリノ問合及調査方ノ依頼等アリ中ニハ商工省ヨリモ問合等有之候就テハ配給統制機関ノ弊社トシテ放任難致ク各地警察部ニ連絡調査方依頼中ニ有之候 御承知ノ如ク将来トモ基本資材トシテカーバイドノ統制厳守ヲ叫ハルハ今日誠ニ遺憾ノ至リト存シ候 或ハ又弊社荷扱人ノ倉庫ヲ利用自家用ノ口実ヲ以テ配給セラルハ向モ聞キ及ヒ候 生産者自家用ハ自己直接又ハ一定場所ノ使用ヲ許可アルヘキモノニシテ右ノ如キハ全統制ヲ紊ス処為ニ有之候 貴社ニ於テハ如斯事実無之モノト信ジ居リ候モ万一公開ヲ憚カル如キ事実ヲ疑フ様ナ事無之様ニ貴社ノ御名誉ノ為御留意賜リ度」と懇懇ながら厳しい指摘をしている。その後、この件については、「当該会社生産部次長名取金一氏来社当時ノ実情説明ト共ニ其ノ所為ニ付キ謝罪今後再度繰返サル事ヲ誓ヒ弊社モ是ガ誠意ヲ認メ双方諒解スル処トナリ」と山梨県警察部長に説明をしている¹²⁹⁾。

(3) 統制会社内部の規律違反

さらに、カーバイド統制の出張所にも統制の混乱が見られた。第2四半期の発券は、民需分は12月15日をもって打ち切り、県・総監府発券分は、11月15日に打ち切って、残余を整理することにな

っていた。にもかかわらず、大阪出張所では最終11月15日に山口県発券の宇部興産宛て2,300 缶の積出指図書が発行されており、本社からは「打切整理実行セラレ度」と指示されている。また 門司出張所に対して、宇部興産のセメント工場と鉄工所に対する3,300缶の割当について、「割当ノ基礎タル枠無之既ニ打切整理分ニ属スル」と指摘していた。ちなみに第3四半期の山口県割当は710缶に過ぎず、こうした発券は到底現物の供給が不可能のはずであった¹³⁰⁾。

また、門司出張所に関しては、不明朗な積出指図書の書き換えが問題となった。前述のように、農業会向けの1944年度第3四半期から20年度第1四半期の割当については、7月に一括して本社が配給を指示した。門司出張所所管の福岡県農業会分については、本社が直接に工場に対して1,070缶の積出指図書を発行していた。しかし、これを門司出張所が7月19日付けで取消し、852缶に訂正した上、荷受人を原田商会から日本理化福岡出張所に変更していた。本社が別途枠を設けて割当をしたにも拘わらず、出荷先を変更したことについて、本社からは「其ノ間ノ事情不明」であり、「延引未出荷」の結果、「農事上困難ニ逢着」していることが指摘されている。「而モ主務省ノ指示ヲ得ス廃止後ノ総監府残留官吏ノ勝手ノ処置ニ便乗セル特配トカハ当然打切ラルヘキモノニテ本省ニ於テモ当然認メ難キコト思料仕り候」と厳しく非難している¹³¹⁾。

コークスとのバーター制が広がると、これをめぐっても問題が生じた。石炭統制会九州支部では九州商工局に申請し、コークス提供の見返りと称してカーバイド12,444缶の特別配給を受け、会員炭鉱へ証明書を発行していたが、コークス提供量が明示されておらず、また出荷工場も不明であった。提供コースが現実に工場に入荷しなければ荷渡できないはずであり、門司出張所に対して事情を説明することと、コークスの提供がない限り荷渡を抑制するよう求めていた¹³²⁾。

本社による取引内容の検査も厳格に実施されていたと見られ、名古屋出張所の鉄道局向け工場渡しの契約について、「工場渡値引金ニ関シテ貴所契約分ハ十五銭引ノ由ナルモ従来ヨリ鉄道局関係ハ工場最寄駅積込渡ノ建前トシ工場渡トシテ値引致サザルコトニ相成居リ本省モ諒解ノ上実施中ニ候他局ハ全部値引ナシ当社口銭ニ加算致シ居リ候ニツキ今後訂正相願度」と指示していた¹³³⁾。

(4) 新規参入企業の規律弛緩

極度のカーバイド不足の中で、新たに市販カーバイド事業に乗り出すケースもあったが、こうした事業計画は闇価格での販売を想定していることが疑われた。1946年2月13日には、市販を開始しようとする三徳工業株式会社秋田工場に対して、以下のように統制規則を示し、念を押している。①カーバイド統制による全量買取制であること、②カーバイド統制の積出指図書に基づき荷受人向けに貨車積みするか、工場渡しとすること、③積出指図書は、需要者からのカーバイド割当証明書の提出をまって発行するため、需要者その他の機関からの督促等にて出荷、荷渡することは厳禁であること、④積出に際しては出荷案内をカーバイド統制の本社と、荷受人を所管する東京営業所または各地出張所に送付すること、⑤代金決済は出荷案内書の記録に基づき毎月1日、15日に製造企業発行請求書と照会の上、カーバイド統制より送金すること、⑥荷受人からの取り立ては荷扱人がカーバイド統制からの請求に基づき行うことなど、カーバイド統制を中心とする厳格な配給ルールを示した。

アルミニウム生産が禁止され、戦後に新規に参入した住友軽金属によるカーバイドの出荷も、カーバイド統制に無断で行われたと見られ、荷扱人の尾越光治郎商店に対して「鉦山局ノ指示アルトモ勝手ニ出荷スルコトハ違反ニ属シ候ニ付爾後統制会社ヲ経ザル出荷ハ厳ニ御監督為度万一無指図出荷ノ場合ハ差押処分ニ付ス様御配慮願上候」と、不正行為に厳しく釘を刺した¹³⁴⁾。

こうした種々の違法出荷は公定価格の維持が、コスト上困難になった終戦直後から急増したと見られる。1945年度の闇取引の数量は不明であるが、次節で改めて触れるように、46年度上期では正規出荷量に相当する量の闇取引があったと推測されていた。

第3節 カーバイド統制の統制支援業務

(1) 金融逼迫と決済迅速化の措置

1945年12月と46年3月の大幅な公定価格の引き上げによって代金決済額が膨らむ一方で、銀行の送金、決済業務は遅れ気味であった。代金決済の遅れは市販用カーバイドの出荷促進を妨げる要因の一つであった。それに加えて、1946年2月16日に発表された金融緊急措置令による新円切換と預金封鎖は、企業の運転資金の調達を困難にしていた。こうした中で、カーバイド統制は1946年3月に生産会社の資金繰りを緩和するため、決済方法を変更することになった¹³⁵⁾。3.3価格までの2回の改訂によって、売掛金が従来の10倍近くになると予想されたが、金融緊急措置令と新円切換によって「工場ノ流動資金枯渇状態ヲ惹起シ従テ生産会社ノ取引ニ関スル契約上十五日内ニ品代金ノ支払ヲ厳確ニ履践スベキ必要ニ迫ラレ」ているためであった。これまでのように代金を取り立てた荷扱人から、まず出張所口座に振り込み、出張所から本社口座に振り込むという手続きでは、「最少限二十日余ヲ要シ往々ヶ月以上ヲ過キルコト少ナシセザル送金状態ニテハ本社ニ於テ『メーカー』ニ支払(従来ヨリ十五日以内支払ヲ厳守ノ要アリ)」うのを迅速化できなかった。

そのため、東京営業所や各地出張所に次の措置を通知した。①営業所及び出張所は、生産会社から出荷案内が到着後、直ちに取立依頼書を発行すること、②荷扱人は取立依頼書の到着後、即時払手続きとして速やかに小切手を作成し、明細書を添付して書留速達郵便でカーバイド統制営業部宛に発送すること、③荷扱人は送金とともにその明細書1通を所管営業所または出張所に送付すること、④営業所及び出張所は送金明細書に基づき取立代金の記帳整理をすること、⑤営業所及び出張所は取立依頼書を発行後、適当な期限後も荷扱人から送金明細書が到着しない場合は督促するというものであった。また、3月3日までに出荷したカーバイドを3月3日以降に荷渡した場合の値上がり差額の追徴については、旧価格の取立依頼書を取り消して訂正依頼書を発行すると事態が複雑化するため、共助金・運賃・口銭を含む新価格分の追徴依頼書を発行することとした。終戦後、電話等の通信手段の復旧が遅れ、送金に多くの時日を要することになり、銀行間決済よりも小切手を速達で配達した方が早いという事態が生じていた。決済遅れは工場側にとって多くの運転資金を必要とする事態であった。

生産工場の資金難を緩和するだけでなく、4月に入ると、預金封鎖と新円切換に伴う問題が生じた。「新円にも殊の外窮屈となって経費の支払いに困難」になっているとして、「新円の御送金を御高配のこと」と指示している¹³⁶⁾。こうした支払方法の変更によって、「今後ハ出荷後一週間内ニ荷扱人ハ当社ニ支払フベキ約条(需要者ヨリ取立ノ有無不拘)ヲ厳格ニ遵守セシメ荷扱人ヨリ送金小切手ニ依ル送金ヲ為ササシメルト従来ノ半数又ハ三分ノ一ノ期間ニテ着スル」と見込んでいた。仮にこの措置をとらなければ、カーバイド統制として支払資金を「数百万円持たないと生産会社の請求に応じられない」が、「この資金の獲得が困難な今日」の状況ではやむを得ないとしていた。この結果、本社営業部への送金を遅らせ、その間の運転資金としてきた出張所の営業資金が窮屈になり、また事務上の困難が生じるのは「已むを得」ず、「要するに早く取立して早く支払ふと云ふ臨時措置」であると出張所に説明している¹³⁷⁾。

金融緊急措置にともなう預金封鎖が、6月20日の大蔵省銀行局通牒459号で必要な事業資金について緩和されると¹³⁸⁾、カーバイド統制では、封鎖預金からの支払いを申請している¹³⁹⁾。6月末時点の同社の銀行預金は1,598,645.03円であったが、申請時の7月5日の封鎖預金は、住友銀行東京支店の当座預金199,610.27円、安田銀行室町支店当座預金の481,129.58円、同普通預金37,145.32円の計717,885.17円で、一方支払を要するのは日本カーバイド工業への792,865.20円と共助金償還37,145.32円であった。カーバイド統制は大蔵大臣に宛てて理由を説明し、カーバイド統制の業務が政府決定の公定価格での販売とその手数料収入であり、遅滞なく製造業者に支払わなければ事業の継続が不可能なること、また安田銀行普通預金分は配給機構整備に伴って支出すべき共助金であった。カーバイド統制では戦後になって共助金の配分を済ませていたが、戦災・疎開等で住所不明になり、本人の申し出があり次第送金すべき129名分が残されていた。

(2) 戦後処理と統制機関

戦時補償特別税

終戦後に代金を決済した陸海軍からの入金や戦災保険の受け取りには、占領政策固有の問題が生じた。連合国は日本の戦時経済動員によって発生した利益を除去すること求め、1945年1月24日にGHQは「戦時利得の除去及び国家財政の再編成に関する覚書」(SCAPIN337)を示し、政府に戦時利得税の創設や戦時補償の打ち切りなどを指令した。その後のGHQとの折衝で翌46年4月末には戦時補償債務支払の打ち切りが明確になった¹⁴⁰⁾。日本政府は財産権に抵触する重大な問題として強く抵抗したが、結局8月に入ってこの措置を承認し、46年10月29日に戦時補償特別措置法を公布した。同法により、政府や政府特別機関に対する請求権のうち、45年8月15日以前に弁済期があり、同日以前に決済がなかったものを戦時補償請求権と規定し、政府は形式的に一旦全額を支払うものの、100%の戦時補償特別税を課して、これを切り捨てた。8月16日以降に同法公布以前に、決済を受けた場合も原則100%の戦時補償特別税を課すことになった。このため戦後に支払のあった陸海軍からの代金は、納税の形で返納することになった。カーバイド統制の返納金の内訳は表33のとおりであるが、このうち同法第11条に基づく控除額10万円を除く793,056円を新旧勘定分離後に納付した。その内訳は、政府特殊借入金47,000円、特殊預金とした戦災保険金304,000円と現金442,056円であった¹⁴¹⁾。

表33 戦時補償特別措置による納税額
(円)

現金入金分	522,056
陸軍燃料本部	94,000
第一陸軍造兵廠	29,200
第一陸軍造兵廠(白河)	3,650
広島陸軍兵器補給廠	81,000
東京陸軍兵器補給廠	42,800
相模陸軍造兵廠	45,500
大阪陸軍航空補給廠	112,999
海軍特設燃料廠	82,575
各務原陸軍航空廠	4,250
大刀洗陸軍航空廠	14,600
名古屋陸軍造兵廠	11,122
政府特別借入金	47,000
東京陸軍兵器補給廠	14,600
第一陸軍造兵廠	32,400
戦災保険金(特殊預金)	304,000
戦災保険金(現金)	20,000
合計	893,056

注:現金入金分の合計が内訳の合計より360円多いが原資料のまま。

出所:カーバイド統制株式「戦時補償特別措置ニ依ル納税額」『重要書類』前24号所収。

1946年8月11日には、こうした戦時補償打ち切りへの対策として金融緊急措置令施行規則が改正され、再び封鎖預金が設定されることになった。

陸海軍保有物資(特殊物件)の処理

終戦時に陸海軍が保有していた原材料、資材類は、一旦連合軍の管理下に置かれたのち、日本側に移管された。その物資は、特殊物件と呼ばれ、その配分については、物資需給計画の外側で追加配当された。カーバイドについては1945年の第3四半期需給計画が策定された12月になって処理要領が決定され、内務省に払い下げられた後、都府県において「至急実地調査ヲナシ現物ヲ確認シタルモノハカーバイド統制会社ニ払下」げられた。陸軍関係のカーバイドの所蔵

量は、各務原陸軍航空廠150トン、大阪陸軍航空廠130トン、大刀洗陸軍航空廠50トン、立川陸軍航空廠200トンの計530トンと通知された¹⁴²⁾。カーバイド統制では、「事実之レ程ノ現物アルトハ考ヘラズ書類上ノ事」と見ていたが、各出張所には至急現地調査をすることを命じた。その結果確認された現物は、各務原130トン、大阪100トン、大刀洗50トン、立川150トンの計430トン、約2万缶分であった。同社はこれを旧価格で引き取り、12月からの新価格で販売するよう指示した¹⁴³⁾。特殊物件の在庫調査、カーバイド統制への払い下げ、都府県販売の全体状況は不明であるが、カーバイド統制では一定範囲で地方処理委員会の決定に基づき配給し、それを超える分は商工処理部長の指示によって配給された¹⁴⁴⁾。たとえば、関東信越地方商工処理部長から各都県に割り当てられた配当枠は東京都980缶、神奈川県530缶、新潟県530缶、埼玉県300缶、千葉県300缶、茨城県270缶、栃木県250缶、長野県180缶であった。この配分は第3四半期の各都県の配当計画の2分の1を基準に決定され、極端に供給が減少した状況では貴重な追加配当であった。

カーバイド統制東京営業所では、茨城県軍需物資処理部から、46年3月初めまでに3号品350缶の公定買取価格での払下げを受けた。そして、連合軍から県への指示を県がカーバイド統制に配給指示する形で、このうち230缶を茨城県石炭工業会へ、7缶を小場江堰普通水利組合へ配給している¹⁴⁵⁾。栃木県では発見された3号品1,906缶のうち「風化甚ダシ」いものを除く3分の1程度について整理を進め、530缶は連合軍の指示で県庁が処理を進めた¹⁴⁶⁾。千葉県経済部では県内各地事務所、警察署が協力して372缶を確保し、うち300缶を千葉県で配給を指示し、残り72缶は関東信越地方商工処理部において処理することなどが報告されており、概ね当初の指示通り、年度内に軍保有物資の最終処理が行われたと見られる。これは、第4四半期の配当が深刻な事態になっていた中で、地方配給を潤す貴重な原資になった。

隠匿物資等緊急措置令対象物資の処理

なお、1946年2月17日の隠匿物資等緊急措置令に基づく隠匿物資の処理もこの時期の重要案件であるので簡単に触れておこう。カーバイド統制は3月に重要資材の保有状況についてその入手事情と処理方針を商工大臣に報告している¹⁴⁷⁾。同令は、石油、繊維、ゴム、皮革、鉄鋼、電動機、変圧器等の重要物資の所有状況を報告させたもので、カーバイド統制は共用ドラム缶製造用の薄鉄板1.2mm(三六物)350枚、1.0mm(同)7,800枚、ボルト・ナット(3分物)35,000個、ゴムパッキン35,000個を保有していることと、カーバイド製造工場向け作業衣材料の繰繭短繊維服地270反(1,350着分)を所有していることを申告している。

共用ドラム缶はカーバイド用45キロ入りで、同社が独自発注するために保管していた。これは、前述のように容器不足から自ら製作に乗り出したもので、44年11月以前に軍需省に申請して適正に入手したものであった。ボルト・ナットは鉄定商店に製作を依頼し、ゴムパッキンは栗原一衛商店に製作させたものであった。182トンの鉄材料は吾嬬製鋼千住工場に委嘱してドラム缶5,500本を製造する予定であったが、この当時、陸軍省航空本部が全国ドラム缶製作工場に対してガソリン用ドラム缶以外の製造を停止させたため、計画が頓挫していた。さらに空襲の激化により千住工場が疎開することになり、全ての機械を撤収して工場を閉鎖することになった。終戦後も同社は、製作不能に陥っていたため、カーバイド統制に資材を引き取ることを要請し、カーバイド統制が45年11月から保管していた。製作費用が高騰しているため、製作委託をしたくても見積もりが困難であったが、近く製作開始の予定であり、故5ガロン缶などの容器の入手が「殆んど不能ニテドラム缶ヲ製作シテ之ニ依ル外カーバイドノ運搬ノ方途ハ今後期シ難キ実情」であるとして、隠匿物資としての回収処理ではなく、作業の継続を依頼している。

繰繭短繊維服地は、工場作業衣の材料であり、1945年2月に軍需省航空兵器総局第四局から割当証明を取得し、現品は福井織研興業組合より配給を受けたものであった。2月20日に福井縫製株式会社が加工を請け負い現品は同社が保管していた。本来は2ヶ月以内で加工完了の予定であったが、加工材料、機械部品、労務の不足と工場罹災に加えて、工場の復旧も進んでいなかった。カーバイド統制としては、同社および16工場分のうち、過半数の代金は支払い済みであり、46年3月にカーバイド統制から商工大臣宛に「早急ニ現品加工方督促中」と報告している¹⁴⁸⁾。

第4節 統制価格の改訂

(1) 1945年12月物価改訂

敗戦前後からの統制の混乱からインフレが急速に進んだ。既に見たように東北地方商工局では管内のカーバイド出回りの悪化に対して独自に表34のような「指示販売価格」を設定した。その価格は1945年1月の統制価格の約2倍であったが、これにカーバイド統制が反発し、覆すという事態が生じていた。規則を盾にするだけでは、統制機能の回復は困難であったため、カーバイド統制は、11月30日に大幅な価格引き上げ改訂を商工大臣に申請した。

6月に価格据え置き申請が許可された後に、各種の生産条件が変化し、終戦後には諸物価が高騰していた。同社は特に石炭、コークス、鉄材容器が大幅に値上がりし、原料入荷が激減したこと、石炭、コークスの不足によって原料の半ばを高価な木炭によっているため、「現状ノ儘ニテハ殆ンド生産不可能ノ状態」であると窮状を訴えている。そして、「配給上ニモ一重大支障」を来たし、船舶等の緊急補修、農機具、家庭用品の生産にも甚大な影響が出ると指摘し、改訂の必要を訴えた¹⁴⁹⁾。表35の2つの原価と査定案は、45年6月の据え置きを決定した時の製品1トン当た

表34 終戦前後のカーバイド統制価格 (1缶22.5kg当たり、円)

	1945年1月		1945年11月	1945年12月		1946年3月			1947年6月		1947年8月	
	統制会社		東北商工処理部	統制会社		統制会社			価格調整公社		価格調整公社	
	買受価格	販売価格	指示販売価格	買受価格	販売価格	買受価格	販売価格	口銭	買受価格	売戻価格	製造価格	販売価格
1号品	7.68	8.50	15.00	28.55	31.40	65.20	70.00	1.35	65.20	67.50	205.00	214.50
2号品	7.33	8.15	14.00	27.10	29.95	61.90	66.00	0.65	61.90	63.50	193.50	202.50
3号品	7.03	7.85	13.00	26.05	28.90	59.40	64.00	1.15	59.40	61.50	187.50	196.50
4号品	6.73	7.55	12.00	24.95	27.80	57.00	62.00	1.55	57.00	59.50	182.00	190.50
等外品	5.38	6.20	10.00	23.65	26.50	53.95	58.00	0.60	53.95	55.50	170.00	178.50

出所：カーバイド統制株式会社「価格等統制令第七条第一項但書ニ依ル許可申請」1945年1月25日『重要書類』前26号所収、カーバイド統制株式会社「価格等統制令第七条第一項但書ニ依ル許可申請」1945年11月『重要書類』前26号所収、商工省工務局長「価格等統制令第七条第一項但書ニ依ル許可ニ関スル件」12月1日、カーバイド統制株式会社「公定価格実施ニ付弊社口銭計算上ニ関スル件」1946年3月5日『重要書類東京営業所』3番4号所収、カーバイド統制株式会社「公定価格実施ニ付弊社口銭計算上ニ関スル件」1946年3月5日前掲『重要書類東京営業所』3番4号所収、物価庁「物価統制令第四条の規定によるカーバイドの買取価格及び売戻価格の統制額指定の件」1947年6月10日『重要書類』前後3号所収、官報。

りの原価と各社の45年度下期の原価見込みを平均した原価と、カーバイド統制によるその査定額である。石炭費、労務費を中心に、電極、容器などの価格が急激に上昇した結果、総原価で一挙に4.5倍になり、これをカーバイド統制側で3.7倍程度に圧縮して申請していた。石炭費の上昇は、無煙炭が「全然入荷在庫ナク」、「コークス事情最悪」であることに起因しており、コークス70%、木炭30%で、製品1トンあたりそれぞれ560kg、240kgを使用していた。その費用はそれぞれ189.55円と1,022円になっており、木炭の高騰は深刻であった。電極費の上昇も黒鉛価格の急騰に起因していた。

表35 カーバイド1トンの製造原価と査定額 (1945年11月) (円)

	現行価格の原価		改訂価格の原価	査定額
	現行価格の原価	改訂価格の原価		
石炭費	59.12	500.00	413.30	
石灰費	46.82	94.78	138.16	
電極費	11.52	53.58	53.58	
電力費	45.61	72.00	72.00	
その他	4.03	11.35	18.55	
計	167.10	731.71	695.59	
労務費	7.89	76.86	76.86	
経費	24.13	78.05	76.34	
製造原価計	199.12	886.62	848.79	
容器・荷造費	49.17	260.27	71.76	
一般管理販売費	15.43	46.23	56.23	
総原価	263.72	1,193.12	976.78	

注：原価は3号品、4号品の製造18社の平均を基準に、原材料価格の下期値上がり見込みを斟酌したもの。現行価格は45年6月決定のもの。改訂価格は、1945年度下期のもの。査定額はカーバイド統制による査定結果。
出所：カーバイド統制株式会社「価格等統制令第七条第一項但書ニ依ル許可申請願」1945年11月『重要書類』前26号所収。

総原価に付加する査定利潤は、自己資本利益率12.43%、他人資本金利1.12%の計13.55%と想定し、自己資本回転率0.788で除して17.19%を総原価に対する利益率としていた。

なお、流通口銭は、表36のように統制会社経費65銭、運賃15銭、組合負担金5銭などを基に現行の1缶あたり35銭から1円とした。末端の荷受人維持費については30銭から1円80銭とし、これに転廃業者共助金の

負担分5銭を加えた1円85銭と計算している。これらを基に、品種ごとの買受価格、販売価格を申請し、これが12月27日に認可された。新価格は12月1日に遡って適用され、翌46年3月までの統制価格となった。また、逼迫していた故5ガロン缶の容器代はこれに実費を加算することになったが、出荷工場ごとに「区々ナルトキハ不便多キ為メ」プール制を実施してきたカーバイド統制が1缶6円70銭の統一価格で処理することとした¹⁵⁰⁾。こうして、崩れかけた戦後の配給機構を立て直し、ようやく第3四半期の需給計画が始まった。なお、このとき移入がなくなった朝鮮品の移入運賃の引当と、経済の停滞から供給力にゆとりが生じた電力の価格引当制度は廃止されている。

(2) 1946年3.3物価改訂

しかし、その後もインフレは急進した。3ヶ月後の46年3月には幣原喜重郎内閣の下で戦後最初の公定価格体系(3.3物価体系)が実施されることになり、カーバイド統制もその直前に価格改訂を申請している。総原価は表37のようにわずか2ヶ月で2.5倍ほどになっている。1缶当たりの配給口銭も組合経費がなくなっているものの、カーバイド統制の経費が7割増、プール制をとっている運賃は3倍になった。荷受人の口銭も店舗維持費が4割増、共助金借入の返済分は前年秋から希望していた50銭となり、早期に返済する計画になった。その結果、販売価格は概ね2.2倍という申請になった。これを各品種別に算出し、端数処理したのが前掲表の3月の買入、販売価格であり、1号品の場合は買受価格は28.55円から65.20円となった。販売価格はこれにカーバイド統制口銭60銭～1円55銭(うちカーバイド生産協議会費20銭)、運賃45銭、共助金50銭、荷受人口銭2.5円など、概ね4.55円を加えものとなり、これが大蔵大臣からの3月3日公布の物価統制令第4条に基づく統制価格となった¹⁵¹⁾。従来は、一律としてきた1缶当たりの経費を同社口銭に格差を付け、3、4号品を高く設定したのは、低品質品の出荷が多くなることを見越したものであった¹⁵²⁾。

この3.3物価体系による価格引き上げに伴って、カーバイド統制の運転資金に充当するため、表38のように荷扱人61社(支店を含む)からの保証金を追徴することになった。同社としては、「素より価格の上昇額に伴ひませんが荷扱店の不払を前提とする絶対保証的担保性に置くものではありません従来と同様信用を基礎とする取引関係は不変であります¹⁵³⁾」と説明し、控えめな表現であるが、同社の支払資金がショートしないための請求であった。保証金の追徴額は取扱量に応じて決定されているが、追徴額がないケースは、供給量の減少からほと

表36 配給機関と荷受人の1缶あたり口銭の改訂案(1945年11月)

		(銭)		
		現行	改訂案	査定
配給機関	統制会社経費	15	60	65
	運賃	15	15	15
	統制会社施設引当	5	-	-
	商工組合経費	-	25	20
計		35	100	100
荷受人維持費		30	180	180
荷受人共助金		5	5	5
荷受人計		35	185	185

出所:前掲「価格等統制令第七条第一項但書ニ依ル許可申請願」1945年11月『重要書類』前26号所収。

表37 カーバイド1トンの製造原価と価格改定案(1946年2月)

		(円)	
費目		現行	改定案
1トンの価格構成	製品原価	848.79	1,780.82
	容器・荷造費	71.76	560.45
	一般管理販売費	56.23	60.00
	総原価	976.78	2,401.27
	付加利潤	167.91	211.21
工場からの引取価格		1,144.69	2,612.48
1缶(22.5kg)当たり価格		25.73	58.71
1缶の口銭	配給口銭(含運賃)	1.00	1.55
	統制会社経費	0.65	1.10
	運賃平衡資金	0.15	0.45
	商工組合経費	0.20	-
	荷扱人口銭(含共助金)	1.85	3.00
	店舗維持費 共助金	1.80 0.05	2.50 0.50
最終販売価格		28.58	63.26

注:現行価格の原価には容器代が含まれない。
出所:「カーバイド販売価格改訂基礎案」『重要書類』前25号所収。

表38 1946年3月新物価体系に伴う保証金追徴

(円)

	現保証金	追徴金	計		現保証金	追徴金	計
東京営業所分				三和商事合名会社	30,000	40,000	70,000
三田商店	50,000	50,000	100,000	内外産業株式会社	15,000	15,000	30,000
斉藤商店	3,000		3,000	井上正彬商店	30,000	40,000	70,000
豊田商店	5,000		5,000	小沢石油合資会社	15,000	15,000	30,000
日本理化学工業	36,000	34,000	70,000	岩田由三郎商店	5,000		5,000
合資会社金万商会	2,000		2,000	藤岡徳松商店	5,000	10,000	15,000
合資会社平銃砲火薬店	3,000	12,000	15,000	辰巳精作商店	2,000	3,000	5,000
蔵江三郎商店	8,000	2,000	10,000	津山油槽店	2,000		2,000
小野口治平商店	5,000	10,000	15,000	片山鋳油商店	10,000	20,000	30,000
堀口喜七商店	8,000	7,000	15,000	株式会社広川商店	10,000	20,000	30,000
松谷角蔵商店	5,000	5,000	10,000	原文助商店	3,000		3,000
菱三倉庫	50,000	50,000	100,000	門司出張所分			
曙商会	50,000	50,000	100,000	原田商会宇部出張所	10,000	10,000	20,000
太陽興業	15,000	15,000	30,000	岸鋳油株式会社	5,000	15,000	20,000
塚田雅悦商店	8,000	2,000	10,000	中橋商店	3,000		3,000
内外商店	5,000		5,000	宝商事株式会社	2,000		2,000
清水進商店	1,000	4,000	5,000	西山合名会社	3,000	2,000	5,000
松橋商店	5,000	5,000	10,000	尾越光治郎商店	7,000	3,000	10,000
名古屋出張所分				谷口賢之助商店	2,000		2,000
合名会社三名商会	2,000		2,000	三原産業八幡浜支店	1,000		1,000
小出岩太郎商店	5,000	10,000	15,000	原田商店長崎出張所	20,000	20,000	40,000
新田京平商店	3,000	2,000	5,000	出光商会若松支店	20,000	20,000	40,000
浜岡弥治兵衛商店	8,000	7,000	15,000	株式会社岸商店	20,000	20,000	40,000
石川県酸素販売	8,000	7,000	15,000	吉富常治商店	8,000	22,000	30,000
北陸工業瓦斯	5,000	5,000	10,000	原田商会長崎出張所	20,000	20,000	40,000
大橋三幸堂	7,000	13,000	20,000	本田商会支店	5,000	10,000	15,000
愛産商事	10,000	10,000	20,000	株式会社川原石油店	20,000	20,000	40,000
永井商店	25,000	25,000	50,000	出光商会別府出張所	3,000		3,000
大阪出張所分				株式会社植松商店	5,000		5,000
奥井安兵衛商店	1,000	2,000	3,000	昭和興産株式会社	7,000		7,000
植野勝次商店	2,000	1,000	3,000	前田商会	3,000	2,000	5,000
岩橋延卓商店	3,000	2,000	5,000	日本理化学工業小倉支店	10,000	10,000	20,000
株式会社島田商会	40,000	60,000	100,000	合計	679,000	727,000	1,406,000

出所：カーバイド統制株式会社「保証金追徴に関する件」1946年4月18日『重要書類』前25号所収。

んど取り扱い実績がなくなっていた業者と見られる。価格引き上げほどではないが、保証金総額は67.9万円から140.6万円と、2.07倍になった。

また、新価格設定に伴って発生する手元在庫品の評価益については、一部を国庫に返納することが求められ、化学工業連盟には9月9日の商工省工務局化学課連絡会で報告のとりまとめが指示された¹⁵⁴⁾。カーバイド統制については、在庫180缶、改訂前総価格4,705円が、改訂後総価格10,692円となったため、差益5,987円の2分の1に当たる2,993.5円を国庫に納付し、残りを価格平衡資金として留保することが9月25日付けで報告されている。一方メーカー各社の価格差益については、17社分として1,639トンあり、改訂前の総価格186.5万円は改訂後に総額357.5万円となったため、差益分の3分の1の57.3万円を納付金とし、残り3分の2は積立金とすることが報告された¹⁵⁵⁾。

第5節 1946年度上期の配給統制

(1) 戦後統制方式の模索

統制機構の改編構想

戦後の物資需給計画の発足に当たって、民間組織が公的統制に深く関与した戦時日本の需給調整方式は、民主化政策に背馳するものとして、GHQ経済科学局反トラスト・カルテル課から厳しく批判された。この時期は、統制会、統制組合、統制会社に代わる自治的で「民主的」な統制

団体による需給調整方式が種々模索されていたが、「民主的」な統制のあり方が明確に示されていた訳ではなく、反トラスト・カルテル課と商工省の調整が難航していた。戦時統制法令に代わる法令整備に当たって、戦後経済復興の切実な課題を前にしながら、経済「民主化」の解釈、統制手法の適正性や有効性が大きな争点になった。そこでは、統制(市場介入)そのものが問題なのか、国家による統制が問題なのか、民間の統制が問題なのか、一手買入販売による独占的統制が問題なのか、ナチス的ないし新体制論的な指導者原理による統制運用が問題なのかが曖昧なまま、統制撤廃論、自治統制・統制会維持論、官治統制・政府主導論、多数決原理による産業団体論などが錯綜した。

終戦直後の統制会やその連絡機関である重要産業協議会は、軍の横やりがなくなった今こそ、統制会中心の復興政策が機能するとして、従来方式の維持を求めている。政府とGHQとの間で1年以上にもわたって交渉が続いた¹⁵⁶⁾

物資動員計画に代わる戦後物資需給計画の統制方式に関する最も早い構想は、1945年10月3日、4日の地方総監府関係部長会議で商工省から示された。その基本は、輸出入品等臨時措置法や国家総動員法などの統制諸法令を廃止し、官治的統制を特殊会社・団体による自治的統制機関に切り替え、国家統制色を後退させることで「民主化」の課題に応えるというものだった¹⁵⁷⁾。

その具体化に向けて化学工業統制会は1945年11月6日に価格制度改定に関する原案をまとめ、関係者の意向を確認している。その際、無機化学製品62品目中、公定価格制を残すものは、セメント、苛性ソーダ、ソーダ灰、塩素など8品目、協定価格制とするものは、陶磁器、ガラス、石灰、工業薬品、硫酸、塩酸、カーバイドなど39品目、自由価格制とするものは石灰石、研削材、試薬、酸素、各種瓦、無機塗料など15品目としている。需給逼迫が著しい基礎物資以外の多くは、業界の協定価格とし、国内資源にゆとりがあり、製品が多様なものは自由価格とする原案を提示している。また、有機化学製品で公定価格制とするものは、生ゴム、再生ゴム、硬化油、脂肪酸、グリセリン、革、鞣剤、タール製品、有機合成品とし、協定価格制とするものは屑ゴム、各種ゴム製品、石けん、ろうそく、フィルム、タール系中間物、合成樹脂、有機合成品など多数に上り、自由価格制とするものも、代用石けん、松根油、コルクなど8品目を挙げていた。やはり、需給逼迫が著しいものを除けば、業界の自治的な協定価格を中心にしてきた¹⁵⁸⁾。

11月14日には、商工省工務局が企業統制の基本方針を固め、「国家ニ依ル企業統制ハ之ヲ最小限度ニ止メ業者団体ニ依ル自治統制ヲ原則タラシムル」こととした。国家統制下に置くのはガス事業などの「公的色彩ノ顕著ナル企業」のみとし、「業者団体ノ自治統制」を実施させる事業として、①基礎産業、②輸入原料を主として使用する産業、③需給逼迫する原料を主として使用する産業、④保安衛生等の理由により特定の水準以上の製品規格を要する産業、⑤輸出に充てる製品を製造する産業とし、基礎素材、貿易財、需給逼迫財に関連する産業の自治統制方式をとった。このほかは原則自由企業によるものとしていたが、「但シ業者団体ノ自治統制ヲ妨グズ」として自治的統制に信頼を寄せ、その公益上の取り締まり法として「産業秩序法(仮称一重要産業統制法的性格ノモノ)」を想定していた。許可企業制度を含む工作機械製造事業法などの1930年代に一斉に施行された各種事業法はや企業許可令は廃止する方針となった¹⁵⁹⁾。

さまざまな統制法規の根拠法である国家総動員法や戦時緊急措置法も、1945年12月20日の国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法律によって、1946年3月末をもって失効することになった。しかし、46年度から本格的に再発足する物資需給計画の実施に向けて、生産・配給統制の法的根拠を維持しなければならなかった。このため、国家総動員法は失効後6ヶ月間、46年9月

末まで有効とされ、輸出入品等臨時措置法も46年1月16日の失効後も7月15日まで、6ヶ月間効力をもつものとした。

カーバイド生産協議会の設置

国家総動員法の廃止に向けて、戦後の物資需給計画の実施と、新法令に対応するため、化学工業統制会に代わる統制組織の再編が必要になった。原料・資材の要求と生産統制に当たってきた民間統制組織の化学工業統制会も1946年3月に化学工業連盟に改組し、会長には統制会会長の石川一郎がそのまま就任した¹⁶⁰。統制会の各部会も必要に応じて独自の自治的な統制協議機関を設置することになった。カーバイド部会の各社は、46年4月26日の統制会解散に伴って、生産計画・原材料配分計画の協議、価格・規格等の調査機関として、カーバイド生産協議会を組織した。

同協議会は、カーバイド関係の有力会社である日本カーバイド工業、日産化学工業、日本合成化学工業、北越電化工業、北海電気工業、電気化学工業、信越化学工業、昭和電工の8社を発起人としており、設立趣意書¹⁶¹には、設立目的を以下のように説明している。終戦後、原料・資材の欠乏から生産が著しく逡減し、「緊急不可欠ノ所要ガ充足シ得ザル状態」となっている。にも拘わらず、化学工業統制会が解散となり、業者側が要望した統制組合組織による生産配給の一元化も、「商工省当局ノ生産ト配給ハ別箇ニ取扱フベシトノ方針ニ背馳スル為」中止せざるをえなくなった。この結果、「原料資材ノ獲得ハ焦眉ノ急ナルニ当局ノ原料資材割当ニ対象トナルベキ業者団体ヲ有セザルコトハ甚ダシキ不利ヲ招来スル」と危惧した。そのため、「当局ノ方針ニ副ヒ且ツ業者相互ノ為メニ速カニ全業者ヲ一丸トスル任意団体ヲ結成シ原料資材ノ獲得ハ勿論生産関係ニ必要ナル業務ヲ円滑ニ且強力ニ然モ業者ノ自主的ニ実施シ以テカーバイド生産ノ増強ヲ図リ業界ノ安定ヲ期セント」して、極力従来からの事業の継続を図ろうとしていた。それが、この時の商工省の指示でもあった。

協議会の業務は、①カーバイド生産計画への参画と実施、②原材料、副資材の確保およびその配分計画と実施、③製品の規格統一、④会員のカーバイド製造に関する調査等の行うことになり、会員には製造、出荷、在庫高の報告を義務づけ、協議会がそれを検査するとした。それは法的根拠を欠くことになっても、統制会内部での業務と実質的に同じ機能を果たすことを想定していたと見てよい。なお、協議会の経費は、1946年の3.3価格改定によってカーバイド統制が取得することになった1缶当たりの口銭1円10銭の中から20銭を当てることになり、事務所はカーバイド統制内に置いた。

カーバイドに限らず、この時期までの商工省は民間の自治的統制団体を縦横にめぐらす方針であった。1946年10月に開催された地方需給打合会の場で東海北陸地方商工局の木股事務官は、新たな配給統制方式において、「産業団体ハ全国団体ト地方別団体ト地方的ノモノハ地方業種ニヨリ其ノ結成方法ハ種々アルモ地方的一括団体ノ下部組織ニ各種業者別又ハ地域別ノ組合ヲ造ルモ或ハ大同団結ニ依ルモ孰レノ方法ニ依ルトモ少クモ県下一団体トスル事ガ必要デアル」と指摘している。地方商工局としては、割当権限が強化され、統制の実施機関になることから、従来よりも強力な1県1団体とその下に地域別、業種別に組織された団体が必要と考えていた。また、産業団体は「営利ヲ目的トセズ」、「所謂民主的任意団体」として、追放令該当者を指導者から排除することを想定していた。そして、「商工省ニ於テ部門別割当ヲ行ヒ各団体ハ構成員ノ決議ニ依リ構成員ノ割当ヲ行フコトニナル」という見通しを示していた。ここでは、統制会社を改組した共販会社の役割を説明していないが、企業別の割当・発券作業は需要者団体の民主的決議

に任せ、販売は共販会社の出荷指図、請求書発行、決済というこれまでの流れを想定していると思われる、少なくとも「新配給統制規則ノ実施迄ハ従来通りノ運営デ行ク」としていた¹⁶²⁾。

カーバイド共販株式会社への改組と配給統制構想

カーバイド統制も戦後の統制方式について、種々の改組案があった。1945年12月には「本会社モ当然改組又ハ解散トナルヘキ運命アルモ未ダ何等ノ連絡ナク、只解散トナルカ商事会社ニ改組」となるのかは不明であるとしながらも、統制会カーバイド部会が解散となった場合は、「不取敢統制組合ニシテ生産方面ヲ統括シテ統制規則ノ廃止ニ依ル混乱ヲ之ニヨリ防止本社ガ只解散丈ノ場合ハ統制組合ニ併合シテ(販売部門設置)生産販売ヲ行フ予定ノ下ニ定款ヲ作成中」であった¹⁶³⁾。それはカーバイド共販を分離する前のカーバイド工業組合への回帰という方式であった。

しかし、配給統制方式を巡る商工省・GHQの交渉は長引き、1946年4月1日に国家総動員法が廃止された後も関連勅令や規則は6ヶ月有効とされ、結局46年第3四半期に入ってもカーバイド統制は通常通り統制業務を継続した。第4四半期に入ってようやく割当、発券業務がなくなり、業務の整理に取りかかるほど、新制度への移行は手間取った。

その前段として、1946年8月には統制会社令失効を前に商工省から懲憑されて、同社は商法による一般会社となり、役員構成はほとんどそのまま、9月30日にカーバイド共販株式会社に改組されることになった。その際、商工省工務局化学肥料課長からは、審議中の臨時物資需給調整法に基づく配給統制団体の指定を受けるのであれば意見を上げるようにも求められ、同社は新たな統制方式でも一元的買取・販売機関として同社を利用するよう求めた¹⁶⁴⁾。敗戦後も既に1年にわたって統制を維持しており、代替する配給組織もなく、現行方式を崩せば、混乱が生じるというのが同社の主張であった。

この時期に、一元的販売統制機能の存続を強く求める理由を、カーバイド統制は以下のように整理している¹⁶⁵⁾。カーバイドの38カ所の生産工場は、需要地の遠隔地に偏在(約70%が北陸・信越に集中)しているため、第一に一元的販売統制機関による運賃プール計算を実施しなければ、運賃の割安な需要地を優先し、供給が偏向することになる。「之は供給過剰時代に於てさへ此の傾向が濃厚であったので、現今の如く極度の品不足のときは運賃の『プール』は絶対必要」としていた。第二に、配給機関を配給指示にとどめて政府代行機関とするには、以下の膨大な業務が必要になると指摘した。①製造業者生産予定量の把握、数百に及ぶ産業団体別の需要見込み調査と割当基準の把握、②産業別割当明細表の作成と各産業団体への通知、③割当指示機関による数万に上る団体会員への割当証明書の短時日での発行、④製造業者創業旬報を基に生産高、在庫高を調べ、容器の有無を確認したのち、出荷指図書を作成し生産工場に送付、⑤大きな隘路になっている貨車輸送について商品別に一括した計画輸送の実施、⑥販売業者による配給状況の報告を求め実態把握と配給済み切符の回収。

しかし、この方式では業務が複雑になるだけでなく、多くの問題があるとして、カーバイド統制は以下の11の点を指摘した。①現在の共販機関は1931年以来の自治組織であり、にわかに販売業者との直取引を始めても中小生産会社は代金決済を行う販売業者を見いだすことはできず、結局販路が一部企業に占有される。②極度の品不足の中では、配給指示をしても生産会社が需要地に存在せず、共販会社がなければ地域間の融通性がない。③特定の地の特定生産者より出荷することになると闇販売があっても判明せずに闇行為を助長する(現行制度では、共販会社の販売業者が各地にあつて各工場から入荷するので相互監視が効いている)。④配給指示だけの

機関が配給会議を随時開いても現状を理解をしているものがない。⑤隘路となっている容器は共販会社で一手に管理しなければ非効率である。実際の容器の保有量も、需要者11,281缶、生産会社14,735缶に対して、カーバイド共販は29,095缶であった。⑥遠隔地工場と需要地を結ぶには一元配給機関による運賃プール制が適している。⑦カーバイド市販分は主に中小企業が担っているが、金融機関からの運転資金融資は受け難いので共販会社が融資せざるを得ない。⑧商事部門を持たない生産会社では、販売業者の信用状況、代金支払い状況の把握、代金の直接取り立ては困難であり、共販会社が売掛金回収の全責任を引き受けることが必要である。⑨販売業者はいずれも複数の商品を扱う兼業者であり、生産会社と直接決済することは困難であるので、結局販売業者共同出資の商事会社の設立が必要になる。⑩出荷会社は販売業者の代金支払いの良否によって出荷の遅延、忌避が生じ、公正な配給ができない。⑪ストックができない酸素などでは一手買取販売が不可能である一方で、工場が需要地に散在しているので配給指示が容易であるが、カーバイドは事情が違うことを訴えた。運賃プールの利点を指摘するとともに、小規模卸商には困難なカーバイド統制の地域間調節、短期決済、運転資金供給能力を強調するものであった。

また、需要者から切符を取得した者であれば誰にでも販売できる新方式では、ブローカーによる闇取引が横行することも指摘していた。生産者と販売業者の同額出資によって運営され、相互的利益を図っている「民主的」機関である現行のカーバイド共販を一手販売機関として起用し、販売業者は現在の荷扱い人74店程度にとどめ、担当地区を定めることなどが最適であり、単なる配給指示機関のみとするのは時期尚早であると主張していた。

商工省も同じ考えに立って、化学工業薬品関係の配給組織は「一本建トスル意向」であった。カーバイド統制が原案を提出すると、同社も商工省が「之ヲ基本ニ大体立案」していると判断していた。同社の各出張所への説明では¹⁶⁶⁾、「要約スレバ民主的ト言ヒ乍ラモ産業部門別割当ハ当局デ行ヒ証明書発行ヲ一元化シテ当社デ致スコト、配給ハ当社ノ買取販売トシテ現在ノ荷扱人制ヲ廢シテ指定商ヲ当社ノ権限ニ於テ選任致スコト尚当社ハ配給統制機関トシテ商工大臣ノ指定ヲ受ケルコト勿論デアリマス」と、46年9月頃まで同社による一元的販売統制の存続に自信を示していた。

物資動員計画レベルの産業部門別の割当を商工省が行い、需要者別の証明書の発行は統制会社から一般商事会社としてのカーバイド共販株式会社に改組されてからも、従来通り同社が行う同一の配給システムになった。第3四半期計画までは、これが「民主的」配給機構の暫定的な形になった。

臨時物資需給調整法

結局、一元的需給調整機関を原則的に排除した臨時物資需給調整法が46年9月に国会に上程され、10月1日公布・施行となった。同法は、主務大臣が物資の割当、配給を定める(第1条)とする一方で、必要かつ適当と認められる場合には民主的に組織された産業団体を通じて切符を流すことができると(第2条)、自治的統制を認めているが、一元的販売統制機関は想定していない。生産会社は自由に参入した販売業者と取引し、需要者の割当証明書と引き換えに販売する方法を原則にしている。この結果、民間の自治的統制は「非民主的」とされ、民間の一手買入・販売という独占的な配給機関も原則的には廃止されることになった。配給制は残るものの、公的機関による割当・発券を基礎とする新配給機構に切り替わることになった。

しかし、臨時物資需給調整法とともに10月から始まる予定だった新方式は発足に手間取り、同

法第2条と付則に基づいて¹⁶⁷⁾、第3四半期計画は従来方式でスタートした。カーバイド配給統制規則も暫定措置を重ねて46年11月まで維持された。その後、出荷が極度に悪化した11月に入って、公的割当、発券と公団による価格調整という方式の可能性が強まり、カーバイド統制は存続の道がなくなり、新規の出荷指図を停止した。

業務の整理が始まり、第4四半期は後述のように計画がないまま、価格調整公団への運賃平衡資金制度等の業務引き継ぎをして、一手買取販売機関としての使命を終えることになる。1947年度第1四半期からは、従来の厳格な割当、一元的統制機関による出荷指図と代金回収という方式から、公的機関からの需要者への割当・発券のみの割当制となり、購入先は指定されずに公定価格で購入するという緩やかなものに転換した。

指定生産資材割当規則とカーバイド共販

臨時物資需給調整法に基づき1947年1月24日に指定生産資材割当規則が公布され、経済安定本部が産業の回復、振興のため需給計画を策定する物資と割当規則が策定された。カーバイドも指定生産物資とされ、需要者は割当期間の2ヶ月前に主務官庁(この場合商工省)に申請し、割当証明書の交付を受ける、需要者は割当証明書によって生産者または販売業者から公定価格で購入するというものであった。3月末までは同法第2条により、特に認可された需要者団体が主務官庁の代わって需要者への割当を認められることがあったが、法改正で4月からは主務官庁による一元的割当となった。これによって種々のカルテルに源流をもち、1931年の重要産業統制法、工業組合法、41年の重要産業団体令などによって公認された自治的統制の歴史は一区切りがつけられることになった。

臨時物資需給調整法によって、カーバイド共販は割当規則に基づく切符と交換する販売者の一つに過ぎなくなった。しかし、新規参入した販売業者がカーバイド生産協議会費や共助金引当金(企業整備の原資金借入の返済資金)の徴収を怠る恐れがあったため、物価庁と相談の上、3月11日付けで製造各社に対して次の依頼をしている¹⁶⁸⁾。「従来ノ統制規則ハ廃止セラレマシタガ之ニ伴フ価格ノ改正ハ未ダ決定サレマセンノデ現在ノ生産者統制額ト販売者統制額ノ差額中ニハ」「共販会社口銭(共販会社経費及生産協議会費)及共助金引当金ガ含まレテアリマス之レハ共販以外販売者ノ所得スベキ性質ノモノデハアリマセン」として、新規参入の販売業者が廃止された規則にあった協議会費、共助金を負担しない可能性があることを指摘した。そして、「新価格決定迄ノ間貴社ニ於いて共助以外ノ各販売業者に直販ナサル場合ニハ御面倒乍ラ其都度左表ノ額を御取立ノ上当社へ御送金下サル様御依頼申し上げます」。カーバイド共販の荷扱人であるかつての間屋などが、この時点で独自の販売店として活動を再開していたかは判明しないが、カーバイド共販は47年6月10日の公団発足までの間、府県小売商業組合の企業整備の際の共助金原資の返済基金やカーバイド生産協議会経費を継続して徴収することになった。

(2) カーバイド需給計画の立て直し

1945年度下期は第4四半期の計画を立てず、第3四半期をそのまま継承して、特配等の補整で処理したが、46年第1四半期計画からは、需給計画の立て直しが求められていた。第1四半期の物資需給計画は4月4日に商工省から発表されたが、しかし期待していた北支工業塩の輸入が途絶したことと、「其の後進駐軍用の資材関係に困って」、4月23日に特殊物件の供出を組み込み、肥料部門を強化して、ソーダ工業、ガラス工業などを絞った改訂計画になった。化学工業分野でも5月10日まで改訂作業が残るなど、混乱は続いていた。化学工業部門等への業種別の鋼材・非鉄金属の割当も改めて20日に指示され、これを基礎に見直しが進められた¹⁶⁹⁾。市販用カーバイド

表39 1946年度第1～第3四半期カーバイド需給計画

		(トン)			
		第1四半期	同実績	第2四半期	第3四半期
生産		3,280	9,924	6,892	5,500
進駐軍設営用				892	600
石炭				1,000	900
化学肥料				700	300
陸運	鉄道	450	1,500	770	550
	小商工省 運運輸省	50	500	30	50
				50	100
海運	船舶	510	1,500	850	550
	港湾			20	12
通信	通信			10	20
	警察	0	100	0	
食糧		50	700	200	365
土建	戦災復興院			10	2
	内務省	50	300	30	30
	商工省			20	0
産業		1,500	6,100	1,270	1,041
その他		20	955	190	180
地方保留		350		350	300
中央保留		300		500	500
配当合計		3,280	11,555	6,892	5,500

注：第1四半期の石灰窒素等の市販用以外の生産実績は、55,710トンであった。販売実績は表の国内出荷以外に輸出原料用の出荷が100トンある。

出所：商工省「昭和二十一年度四月～六月物資需給計画」1946年3月30日、同「昭和二十一年度七月～九月物資需給計画」1946年7月31日、同「昭和二十一年度第三、四半期物資需給計画」1946年10月16日、国民経済研究協会・金属工業調査会「昭和二十一年度第一、四半期物資需給計画実績検討資料」1946年9月20日前掲『戦後経済政策資料』第4巻、207、394-395、509-510、574-578頁。

れるのは47年度第2四半期からとなる。

最大の隘路となっていた石炭の配給可能量を基礎に算定されたカーバイドの生産可能量については、4月30日時点で表40のように石炭鉱業会が策定した年間石炭4万トン、コークス33万トンの割当をベースに半期17.5万トン、年間35万トンという見通しもあった。これは45年度下期に51,482に止まった生産実績を一挙に回復する構想であった。石灰窒素用を含むカーバイド計画としては、策定期が不明であるが、前掲表28のように第1四半期76,485トン、第2四半期65,205トンとされており、肥料重点化を背景にカーバイド生産の拡充自体は期待されている。しかし、市販用カーバイド業界にとっては、1946年度第1四半期需給計画は戦時期の数分の1という規模に低迷したままの再出発となった。ちなみに、カーバイド需給計画が復活した47年度第2四半期物資需給計画では、石灰窒素用が68,150トン、全体で85,808トンとなり、日中戦争期の供給水準になっている¹⁷²⁾。

ここまで縮小した理由は、単に炭素材の配給不足ではなかった。豊水期に入る3月末時点での工場在庫高が四半期計画を遙かに上回る23,581トンに上っており、第1四半期末も31,790トンに達していたが、それは「輸送手段ノ手詰リノ為ソノ厩大ナ量ガ割当済ミノママ滞貨」しているためでもあった¹⁷³⁾。輸送力の逼迫からも出荷を見合わせざるを得ない事情があった。

中央で計画の最終決定に時間を要している間、4月になって統制会や工業組合などの各種業界団体、地方庁などからの四半期別の需要量がカーバイド統制によって集計された。カーバイド統制はこれを査定した上で5月半ばに表41のような年間72,090トンの「適正需要量」を商工省総務

表40 石炭鉱業会による1946年度カーバイド生産可能量の見通し

		(千トン)		
		上期	下期	計
生産見込み		175	175	350
石炭配給計画		20	20	40
コークス配給計画		330		330

出所：運輸省鉄道総局総務局調査課『最近の石炭事情』1946年7月、60、61、186頁。

の第1四半期需給計画は基本的に3月末に策定された3,280トンに変更はなかった¹⁷⁰⁾。その後、46年度第2、第3四半期も表39のように策定された。石灰窒素用のカーバイド供給は、終戦前後でも各期4～5万トン程度はあったが、需給計画からははずれ、46年度は市販用のみの計画になった。生産計画は石炭鉱業の停滞によってコークス3,700トン、石炭1,200トンの割当を受けただけで、僅かに3,280トンとなり、在庫取崩もなく、これがそのまま供給計画になった¹⁷¹⁾。その後、市販用カーバイドも第4四半期には一旦計画が策定されなくなり、物資需給計画に再掲さ

表41 1946年度市販用カーバイド年間適正
需要量(1946年4月) (トン)

所管省別		民生産業内訳		
宮内省	80	繊維	450	
内務省	730	化学製品	1,500	
大蔵省	80	肥料	400	
司法省	20	液体燃料	480	
文部省	100	石炭	6,000	
厚生省	80	鉄鋼	5,300	
運輸省	鉄道車両	7,600	鉱山	4,250
	小運送	1,700	機械	9,900
	海運	7,800	ガス	600
	その他	400	電力	800
逓信院	400	製塩	240	
農林省	5,400	蚕糸	280	
商工省	小運送	600	保留	8,300
	土木建築	400	小計	38,500
	生活用品	200		
	民生産業	38,500		
*府県民需	5,600			
商工局調整用	2,400			
合計	72,090			

注:*府県民需は45年第3四半期計画における商工局を通じて配分した民需に相当するものと見られる。

出所:カーバイド統制株式会社「市販用カーバイド需要量調査提出の件」1946年5月14日カーバイド共販株式会社『受発信綴 配給課』所収。

表42 1946年度第1
四半期石炭・亜炭鋳
業部門へのカーバイ
ド割当計画(1946年4月)
(トン)

石炭部門	900
北海支部	60
東部支部	180
西部支部	20
九州支部	630
保留	10
亜炭部門	200
合計	1,100

出所:カーバイド統制株式会社「石炭部門第一、四半期分割当について」1946年4月27日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

ながら各出張所に、第1四半期分として1,100トンの配分を
表42のように「概定」した¹⁷⁴⁾。しかし、これは第1四半期割当
が最終的に3,280トンになる以前のもと思われる、その後の

局に提出した。豊水期の第2四半期
は、生産量も多いことから僅かに配当
量も多く期待されていたが、概ね各四
半期の需要はこの4分の1の17,780ト
ン程度としていた。

需要量の集計作業が進む一方で、
重要産業・緊急需要に対しては、4月
下旬から順次商工省工務局が第1四
半期割当を通知し始めた。アルミニウ
ム板製品工業会には10.5トンが「容器
受給者提供ノ条件」で割り当てられ、
石炭・亜炭鋳業に対しては「割当全般
に付ては未だ決定しませんが」と断り

適正需要量として申請される割当に近いものであった。商工省からの割当通知が始まると、従来通りカーバイド統制は、大口需要先であり、個別需要の査定が困難な分を処理するため、石炭統制会、鉱山統制会、造船統制会、車両統制会、自動車統制会等の需要者団体に対して「貴会ニ於テ割当証明書発行願フ」と通知している。そして、地方商工局所管区域別に割当一覧表を提出するよう求めた。割当証明書は従来と同じ書式とし、指定販売店欄は空欄として、カーバイド統制側で指定販売店を記入し、統制会からそれを会員に交付する形をとることを求めた¹⁷⁵⁾。

(3) 1946年度第1四半期配給計画 商工省工務局から5月10日までにカーバイド統制に通知された割当を受付番号順に見たのが表43である。それは、適正需要を大幅に下回るものであった。石炭統制会への割当は第1四半期1,100トンと概定していたが、通知されたのは僅かに225トンであり、発券団体、割当先、数量、割当条件等が示されている。確定された需給計画では、さらに無配当とされた。傾斜生産方式が採られている中で、石炭鋳業向けの割当がないのは不自然であるが、既に見たように石炭統制会との間にバーター取引が組織的行われ、必要量を確保できることから、炭鋳独自での入手を期待しての計画だったかも知れない。

東京都に対しては、進駐軍宿舎建設用を容器提供の条件を付けて松村組東京支店へ向け25缶の割当をしており、当局との割当証明書の発券に基づいてカーバイド統制から出荷可能な工場へ出荷指図書を通知している。運輸鉄道総局の各地鉄道局の分もしかるべき工場への容器提供を条件に出荷指図書を通知した。一方、石炭統制会の割当先は統制会の地域所管区分だけが記載されており、この先の炭鋳関係企業別の割当は、上記のように統制会が割当証明書を発行し、それをカーバイド統制本社に配当申請書という形で通知し、地区別に出張所から出荷指図をすることになっていた。やや遅れて第1四半期定期割当2,970トンが通知され、各種統制会、統制組合別に示されていた。これを統制会等で企業・工場別に割当証明を発行し、商工省、カーバイド統制にその一覧を通知することになった。産業機械統制会については今村製作所、三信鉄工などへの割当が商工省から通知されている。その他の統制団体についても商工省から「追テ追加割当トシテ他ノ団体ニ対シテモ割当ガアル見込」とされていた¹⁷⁶⁾。

表43 カーバイド統制株式会社への商工省からの割当通知

	発券団体	割当先	割当数量	摘要
1	関東信越地方商工局	アルミニウム板製品工業会関東支部	4.5トン	容器提供
	近畿地方商工局	アルミニウム板製品工業会関西支部	10.5トン	容器提供
2	東京都	松村組東京支店	25缶	進駐軍宿舎用、容器提供
3	運輸省鉄道総局	東京鉄道局	100トン	昭和電工秩父工場出荷、容器提供
		広島鉄道局	35トン	
		四国鉄道局	25トン	土佐電化出荷、容器提供
4	石炭統制会	北海道	38トン	鉄興社余市工場
		常磐	62トン	福電興業勿来工場
		山口	45トン	日本カーバイド
		亜炭 全国	80トン	北越電化48トン、揖斐川電気工業32トン
5	第1四半期定期割当		2,970トン	
6	九州地方商工局	若松車両	100缶	容器提供
7	産業機械統制会	今村製作所	60缶	容器提供
		三信鉄工株式会社	50缶	容器提供
		日本機械製靴統制組合	20缶	容器提供
8	東京都	桐生鉄工組合	100缶	容器提供
	群馬県	中島自動車株式会社	30缶	容器提供
	東京都	石川農機具製作所	30缶	容器提供
	佐賀県	都南工業所	5缶	容器提供
	神奈川県	白河鉄工所	20缶	容器提供
	福島県	日本電化工業株式会社	150トン	容器提供
9	東京都	竹中組	20トン	容器提供

出所：カーバイド統制株式会社「第一、四半期以降商工省割当通牒一覧」（5月10日現在）『受発信綴 配給課』3番11号所収。

その後に都府県庁に割り当てられている分は地域別の小口分かそれをまとめた統制組合への割当である。地方庁が元々どのような要求をこの枠で集計していたのか、石川県が4月初めに提出した申請書を見ると、自動車修理1,500缶、繊維機械工業300缶、船舶修理・機関製造300缶、車両製造5,400缶（うち小松製作所4,500缶）、農機具修理・製造1,500缶、漁業灯火用900缶、林業灯火用150缶、医療用アンプル製造用等の雑工業600缶の10,650缶であった。小松製作所に対しては所属する統制会等からの割当もあるはずであり、重複申請の可能性が大きい、概ね生活関連産業用やインフラの復興用の比較的小口の需要で、地方長から発券される性格のものであったことが分かる¹⁷⁷⁾。

軍需中心で需要者が概ね固定していた戦時の配当計画と異なり、一般民需や修理・復興需要が中心になると、地方行政による判断が重要になるのは自然であった。ただし、各府県や地方商工局による発券枠が膨らむことに、カーバイド統制は不満だったようで、この時期に以下のような意見書をまとめている¹⁷⁸⁾。まず、「終戦後ノ現状ニ鑑ミ予メ計画配給ヲ事業者別ニ立テル事ハ無理ガアル」として「官庁特殊扱分ヲ除キ現在ノ各府県及商工局発券ヲ見合セ一般割当並ニ発券ハ全部統制会社ヘ一任願ヒ度シ」「根本的ノ数字ハ商工省当局ノ指示ヲ得度シ」としていた。統制会社は、「各需要者団体別ニ一覧表ヲ作成計画配給ヲ致シ度キモ需要供給ニ今日ノ如ク甚シキ差異アル場合僅少ノ供給数量ニテ計画配給ヲ実施スル事ハ困難ト思ハルハ故生産会社ト緊密ナル連絡ヲ取り出荷ニ努力シタシ」と、当初計画と実績のずれは生産者側の出荷見通しを提出させ、出荷指図書の中で調整するしかないと説明している。府県需要については、府県に消費団体を結成させ、荷扱人に「需要量ヲ厳密ニ調査サセ配給ノ適正ヲ期シタシ」と地方庁や地方商工局による割当には、後述のように問題があることを示唆するとともに、「現在ノ統制団体ハ其ノ儘発券迄ノ事務上ノ連絡ニ起用シタシ」と業界団体の情報収集と統制の能力を活用するよう指摘している。これは、統制団体を排除しようとするGHQ反トラスト・カルテル課の意向とは正反対の方式であり、その後の紛糾に繋がった¹⁷⁹⁾。

農林省、運輸省向けの第1四半期分は表44のようになり、第1四半期需要量に対して農林業は

4.4%と厳しく、運輸省の鉄道車両用でも23.7%とやや厳しい状況であった。しかも、この全体に厳しい割当の決定に伴って、45年度第3四半期割当の未配給分は6月30日で打ち切られた¹⁸⁰⁾。

この時期に割当を厳しく制限されたのは、重点部門であった電力事業でも同じだった。5月末に商工省電力局から日本発送電と9つの配電会社に割り当てられた第1四半期分は表45の通りであるが、それは前回割当があった45年度第3四半期の57%に過ぎず、地区によっては2分の1以下にまで削減されていた¹⁸¹⁾。申請していた適正量の年間800トン、1四半期あたり200トンには遠く及ばなかった。商工省はこの割当を電力各社に通知し、「割当証明書は前期と同様にカーバイド統制株式会社において発券し需要者に交付する」ので同社と「連絡の上現品を取得」するよう指示している¹⁸²⁾。

なお、5月8日に商工省は食糧危機への対応として、化学肥料用原料、資材の確保を優先させる事を決定した。化学肥料工場の建設・補修用の鉄鋼、非鉄金属、石炭、コークス、電極、セメント、耐火煉瓦、ソーダ類、ゴム製品等を確保するため、それぞれの配当計画に食糧、一般機器とは別に「化学肥料部門」を特掲することにした。

さらに肥料機器の作製に必要な、鉄鋼、非鉄金属、カーバイド等の配当計画に「肥料機器部門」を特掲し、これらが石炭不足を原因に供給困難になった場合は、「化学肥料部門」に割り当てた石炭を上記資材工場に融通するなどして確保することを指示した。また肥料用物資の現物化を強化するため、割当切符、輸送証明等の関係文書には全て㊤印を押捺するとした¹⁸³⁾。カーバイド統制が扱う市販用には、化学肥料原料としての販売は僅かであったが、30日には出張所等へ化学肥料用の「優先確保」を図り、割当証明に㊤印を押すよう指示した¹⁸⁴⁾。こうした商工省の肥料重点化は競合する市販用の供給を制約することになった。

厳しい制約の中で、第1四半期の計画は大幅に圧縮されてスタートしたが、意外にも実績は良好であった。商工省商務局からの依頼で国民経済研究協会と金属工業調査会が調査した結果によれば¹⁸⁵⁾、カーバイド生産はコークス配当量に沿って市販用、石灰窒素用メーカーは生産計画を策定しており、前掲表39のように市販用カーバイドの生産は計画の3,280トンに対して9,924トンに達していた。急速に回復したのではなく、4月の1ヶ月だけで早くも2,651トンを達成し、5月には3,671トン、6月にも3,602トンと推移するなど、最初から計画と実績がかけ離れていた。この間、石灰窒素・合成工業用は55,710トンの生産となり、第1四半期は合計で65,634トンであった。在庫から分を含めて市販用の供給実績は11,555トン、石灰窒素等は45,870トンになった。市販用のみを需給計画に組み込み、352%という異常な達成率になったことは、調査者も「全カーバイド物動デハナイ。ソコニ本計画ノ根本的欠陥」があると指摘していた。実際、「両者ヲ区別シ調査スルコトハ不可能ニ近ク判然タル区別ハ業者自体ナシ居ラヌ現状デアル」とされように、肥料重点化にも拘わらず石灰窒素用が市販用に1,500トン程度流用されたことも指摘している。その背景にはカーバイド入手のために石炭鉱山とバーター制が実施されていることや「採算関係カラノ出荷」、つまり

表44 1946年第1四半期4月分農林省・運輸省カーバイド割当

		(トン)
農林省	農業	25
	漁業	25
	林業	8
	蚕糸業	2
	計	60
運輸省	鉄道車両工業	110
	日本鉄道会	20
	鉄道信号保安装置工業会	2
	鉄道総局	318
	名古屋鉄道局	50
	大阪鉄道局	63
	四国鉄道局	45
	門司鉄道局	30
	新潟鉄道局	85
	札幌鉄道局	45
計	450	

出所：カーバイド統制株式会社「第一四半期割当ノ件」1946年5月28日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

表45 1945年度第3四半期、47年度第1四半期電力部門カーバイド割当 (トン)

	1946年度 第3四半期	1947年度 第1四半期
日本発送電株式会社	30.0	17.0
北海道配電株式会社	0.4	0.2
東北配電株式会社	0.6	0.3
関東配電株式会社	0.8	0.6
北陸配電株式会社	0.6	0.2
中部配電株式会社	0.5	0.3
関西配電株式会社	0.4	0.4
中国配電株式会社	0.8	0.3
四国配電株式会社	0.2	0.2
九州配電株式会社	0.7	0.5
計	35.0	20.0

出所：商工省電力局長「昭和二十一年度第一、四半期カーバイド配当に関する件」1946年5月30日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

高利益も狙った闇での販売があることを示唆していた。

また、別の問題として、46年3月末の市販用の在庫が23,581トンあったことから分かるように、期初から「膨大な量が割当済ミノママ滞貨」となっており、「本期ノ出荷製品ハ概ネ昨年度第三四半期ノ配当分ノ現物化」でもあった。結局、業界全体では次期繰り越し高(在庫)が31,790トンになるなど、第1四半期計画は、輸送力不足、価格体系あるいはコストの不均衡が大きく、計画そのものに不具合があったと言えるが、結果的には市販用として「適正需要量」とされた第1四半期分17,780トンに対して65.0%は供給されていたことが判明する。

(4) 1946年度第2四半期配給計画

第2四半期計画の発足

5月半ばからカーバイドの第2四半期需要量が府県知事や需要団体からカーバイド統制に寄せられ、旧法の統制方式による最後になる物資需給計画として1946年8月末に46年度第2四半期計画が策定された。市販用は前掲表39にあるように、前期計画より2倍以上になったものの、在庫は考慮せずに生産計画と同じ6,890トンとなった。石灰窒素・合成工業用の生産計画は、コークス配当を基に計画化されていたが、今期もカーバイド需給計画からは外されていた。両者を合計すると前掲表のように65,205トンであった。その全体実績は石炭需給の逼迫から54,931トンと、前期の84.6%にとどまるなど、不調であった。

市販用の割当計画は、その12.9%を進駐軍施設の設営用に回すものになっている。従来カーバイド統制本社の保留分で処理してきた進駐軍需要が、計画本体に入り相当な重圧になっていることがわかる¹⁸⁶⁾。物資需給計画全体でも同様の傾向があり、軍需に代わる新たな重圧を復興当初から日本経済は背負うことになった。そのほかでは、これまでと同様に石炭、陸運、海運などの緊急重点産業に重点を置いていた。しかし、45年度第3四半期に8.1%であった石炭業向けは14.5%に増強され、14.8%だった陸運は12.3%に、30.0%だった海運は12.6%に下がり、傾斜生産方式の石炭業重点化が効いている。このほか6.8%だった化学肥料用は機器類の分が加わったと見られ、10.2%になって食糧危機への対応が見られるが、食糧(農業・漁業用)は3.9%から2.9%となり、農林漁業インフラの整備等には回せなかった。

なお、特別配当の1, 2の事例についても見ておこう¹⁸⁷⁾。大分県では県土木課長名で46年7月にカーバイド統制に対して緊急需要として大分港内航路標識灯火用900kgの特別配当を求めている。既に第1四半期分として1,170kgの割当を受けてはいたが、これは河川統制工事と臼津トンネル開鑿工事に用で他に流用の余地がないためとしている。適正需要を大きく下回る割当計画になれば、こうした特別配当申請が続出するのは自明であった。この申請が認可されたのかは判明しないが、こうした要求が却下されると、後述のように需要者は地方商工局に持ち込み、その調整枠から過剰に割り当てられるという問題が起きていた。また厚生大臣官房総務課からは国立癩療養所新生園用の特別申請が出されている。これについては商工省工務局から許可が下りており、診療所で使用する燃料用亜炭の採掘に使用するとして、「速かに需要地配給機関に配給指示致されるよう」9月3日付けでカーバイド統制に依頼が通知されている。こうした特別割当は同社の調整用の枠から発券されていた。その結果、大阪出張所の特別割当は第1四半期51,787缶、第2四半期94,522缶と増加し¹⁸⁸⁾、門司出張所でも第1四半期16,713缶、第2四半期48,372缶と第2四半期に入って増加している¹⁸⁹⁾。需給逼迫が進むなかで、部門別割当を抑え、調整枠を増やす形で処理していた。門司出張所分に関しては占領軍分も判明し、第1四半期の全体の19%、第2四半期の11%となっていた。物資需給計画の重圧になった占領軍配当は中央計画に組み込まれて

処理されていたが、出張所の調整用の枠にも食い込んでいた。

代金決済迅速化の課題

2月の新円切換に次いで1946年度に入る頃から、前述のように旧軍需会社や造船会社等に対する政府による戦時損失補償の停止・回収方針が打ち出されるようになった。このため「代金支払が金融機関ノ将来不安定ヲ見越シテ預金払出シ手續渋滞ノ傾向顕著」になった。カーバイド統制では、代金回収を強化すべく工場直送の場合は前受金で、倉渡しの場合は現金引き換えの措置をとって「万全ノ注意」をするよう営業所、出張所に指示している¹⁹⁰⁾。この時期には、無煙炭コークス不足、石油故缶はじめ各種の原材料や容器の不足によって、「大部分ノ生産会社ハ休止状態デアリマス特ニ市販向原料コークス割当ハ僅少デ需要ノ何分ノ一シカ割当ガナク困ッテ居」るとし、荷扱店に対してまでコークス入手に協力を求めていた。また新円不足が資材入手を妨げていることから、「生産会社切ナル希望トシテハ売上高ノ二割見当ヲ新円入金セザレバ到底生産資材ノ入手ハ見込ミナク従ッテカーバイドノ出荷モ之以上悪化スルト思ワル」トノ事」と出張所に通知し、「昨今ノ四囲ノ情勢ヨリ觀テ当然ノ申出カト存ゼラレマス」と、極力新円での代金支払を求め、工場の資金繰りを助けようとした¹⁹¹⁾。

さらに1946年6月21日にカーバイド統制は、「金融再封鎖」対策としての決済方法を強化し、出荷指図前の手形・予納金決済を実施した。それは、「現在迄ノ指図書全部取消」とし、荷扱人に一定の予納金を納付させ、出荷指図書は荷扱人から手形または予納金を受け取った場合のみ発行することにし、指図書の摘要欄に支払期日を明記した手形を受領済みか予納金受領済みの押印をして発行することとした。こうして決済の迅速化を進めた結果、10月9日の東海地方需給打合会では、「代金回収ハ売掛ヲ残シテ居ナイ状態デ至極成績ノ良イ」荷扱人が多かった¹⁹²⁾。

(5) 1946年度上半期の出荷実績と闇配給

3.3物価改訂後の需給状況

1946年の3.3物価体系実施後、カーバイド生産は一旦回復したが、市販用の需給状況は依存として不調であった。その原因について、カーバイド統制から荷扱人への通知では¹⁹³⁾、「第一ニ生産原材料タル無煙炭コークスノ不足 第二に石油故缶、通缶等ノ容器ノ不足」と指摘していた。容器については消費者からの返送、増産を求め、無煙炭コークスについては、「増電期ヲ控ヘ原料炭無キタメ大部分ノ生産会社ハ休止状態デアリマス」と報告していた。さらに、前述の新円不足の問題も指摘されていた。

6月25日に開催された新潟県内での生産及配給打合会と、その後の29日までの視察内容から、この時期の生産、出荷状況を見よう¹⁹⁴⁾。打合会の出席者は表46のようにカーバイド統制のほか、商工省、東北地方商工局の政策担当者、東北配電、需要者の東北石灰工業統制組合、カーバイド生産協議会と製造企業、荷扱人など

総勢32名という大がかりなものであった。生産部面に生じている問題点については、各社から「終戦後ノ資材無配当」によって炭素材は亜炭、コーライト、木炭を「少量蒐集ニ努メ」ている状態であること、石灰石は輸送困難になっているが冬期以外はかろうじて入手していること、電極は黒鉛、ピッチ不足で、製造不振であること、容器の払底が出荷を妨げていることなどが

表46 1946年6月生産及配給打合会出席者

商工省商工事務官	永井化学工業会社
東北地方商工局技官	加納欽山炭化石灰工場
東北配電株式会社給電課長	日本電興小国製造所
東北石灰工業統制組合主事	日本理化工業仙台支店
カーバイド生産協議会理事	平銃砲火薬店
カーバイド統制株式会社理事	金万商店
同仙台駐在員	山形荷扱所
化学工業連盟東北出張所長	三田商店秋田支店
東北電気製鉄和賀川工場	青森荷扱所
日本礬土工業岩根橋工場	三田商店
横矢電化工業所	鉄興社酒田大浜工場

出所：カーバイド統制株式会社営業部「出張報告書」『重要書類』前25号所収。

指摘された。

また配給面の問題では、日本礬土工業が諸材料獲得のため新円支払いの円滑化、バーター取引、容器対策の早期実施を求め、永井化学、日本電興も容器不足を訴えた。また加納鉱山もコークスとのバーターを希望するなど、バーター制実施を資材問題の処理策として鉄興社、日本理化工業も主張した。資材調達には新円での支払いが必要であると、鉄興社、日本電興も指摘した。荷扱人からは切符発券が不明確になっていることが「闇行為ノ助長」になっており、割当の中央扱いを改善し、地方商工局または都道府県単位の割当が希望された。これには、荷受人にとって、地方機関の方が割当査定が甘いという事情が反映している可能性がある。また生産者の横流し、闇価格販売への対応策を即時実行することも求められた。

生産者・荷扱人からカーバイド統制への要望事項は、次の3点にまとめられた。①生産資材とのバーターについては、カーバイド統制の地方商工局駐在員と連絡の上、正式ルートに乗せてカーバイド統制を行う。商工省には事後承諾をとる。②新円獲得にはカーバイド統制も最善の方策を立て、2割程度の支払いを実現し、全額新円の場合等の急を要する時は、需要者より荷扱人が取り立てたのち、直ちに生産工場に支払うこと。③容器対策では、化学工業連盟東北出張所にて荷扱人の古物商免許手続きを行い、地方商工局の助言の下で地方庁に申請し、荷扱人は需要者より容器を集荷し、出荷を支援する。この要望からは、極度の需給逼迫によって、炭素材、電極等の資材入手にはバーター取引が依然として必要であること、新円切換のため運転資金難が生じていること、故容器の回収システムに荷受人を組み込む必要があったことなどが判明する。なお、バーター制については、割当との齟齬が生じないよう、翌7月20日より富山駐在員事務所を設置し、地方庁、東海北陸商工局、富山出張所の配当枠から発行証明書と、工場・需要者間のバーターの特別割当証明書に基づき、出荷指図をすることになった¹⁹⁵⁾。

翌6月26日の鉄興社酒田工場への視察では、石灰窒素設備を建設中であり、市販用カーバイドの出荷見込みはないこと、また28日に行われた新潟電気工業の視察では、空き缶623個があり、1トン炉日産5トンに加えて1炉の火入れすれば、日産10トンへの増強が見込めるものの、コークス、黒鉛が不足していることが確認されている。同日実施されたドラム缶メーカー新潟容器製作所の視察では、工場設備の据え替え中であるが、近日中に操業開始の見込みであること、ドラム缶製作資材は到着していることなどを確認した。また新潟鉄工所資材部長等との面接では、4千名の工員が車両、船舶製造に当たっているが、月当たりカーバイド1,000缶が最低でも必要との説明を受けている。29日には新潟県溶接組合理事から需給状況を聴取し、月4,000缶の需要に対して正式配当が約1,000缶であること、その一方で酸素供給が6,000本強あり、これがカーバイド消費量5,000缶に対応することから、その差4,000本余りが生産者からの横流しされていると推察された。また、同日、新潟鉄道局にて45年9月までの出荷分とその代金取り立て実績を照合し、46年3月22日付け支払い手続き分まで、未収金がないことを確認した。

以上の視察から、45年度下期から46年度第1四半期のカーバイド統制事情については、①カーバイド関連工場で工場の補修、建設関連工事が行われていること、②県内の溶接用カーバイドの8割が闇市場から供給されている可能性が高く、需要のかかなりの部分が生産者からの闇価格での横流しによって満たされていること、③配給統制機関としては物流の相当部分を補足できていないものの、メーカーへの支払に滞りはなく、④しかし生産者への新円支払いでは決済に時間がかかり、中央配給割当の不円滑と公定価格のために、生産者を制御できず、配給統制力を低下させている実態が見えてくる。

1946年度上期の配給統制実績

カーバイド統制による正規の割当と出荷指示による上半期の出荷実績と、推計された闇取引量を見たのが表47である。第1四半期の適正需要としてカーバイド統制が商工省に報告した17,780トンに対して8,497トン(月当たり約2,836トン)と、47.8%に過ぎず、第2四半期は適正量18,990トンに対しては割当は7,437トン(同2,479トン)、39.2%という不振ぶりであった。しかし、第1四半期や第2四半期の適正需要は概ね満たしていた可能性がある。不正配給が大量に生じていると判断していたカーバイド統制は、用途の大部分を占める溶接・切断用需要に対する酸素の配給実績を基に、カーバイドの実際使用量を推計した。それに灯火用の推計使用量2,100トンを加えて実際の市販カーバイドの出荷量を概定した。ここから正規外ルートによる出荷量を算定している。これによれば、第1四半期に正規配給を超える正規外消費が発生し、第2四半期ではさらに正規配給より5割以上も多い正規外ルートの消費があったことになる。カーバイド生産の実績は第1四半期、第2四半期ともに計画の84%台にとどまっており、20年度下期の危機的状況を脱して、第1四半期に大幅増産になったとはいえ、第2四半期にはまた停滞し始めていた。そうした不振にも拘わらず、市販用カーバイドは年度当初に適正需要量として申請した量に相当する量が流通したことになる¹⁹⁶⁾。市販用カーバイドでは3.3物価による価格引き上げ後も、闇価格による正規外売買が大量に発生していたと考えられる。

表47 1946年度上期の正規配給と闇配給 (トン、m3)

	第1四半期	第2四半期
カーバイド配給実績a	8,497	7,437
酸素配給実績b	6,810,947	7,126,998
酸素のカーバイド換算c	15,298	16,931
灯火用の消費d	2,100	2,100
正規外消費e=c+d-a	8,901	11,594

注:cはカーバイド1缶(22.5kg)に対して100m3の酸素消費と推定して算出。dは月700トンと推定。

出所:カーバイド共販株式会社「昭和二十一年度第一第二四半期カーバイド酸素配給消費実績対比表」『参考書類』2番123号所収。

第6節 1946年度上期配給統制の混乱

(1) 統制方式の混乱

地方総監府、地方軍需監理局、地方商工局といった戦争末期の地方分権化と広域的調整の持つ中二階性格の問題点は1946年度になっても指摘されていた。一つの事例は九州地方商工局による調整用割当発券の不正ないし悪用であった¹⁹⁷⁾。門司出張所からの9月の指摘によれば、九州地方商工局では「中央ヨリノ割当枠ナドハ殆ド無視シテ、申請サヘスレバドコヘデモ又ダレニデモ無制限ニ発券シテ居ラルハ様ニ思ハレマス」とされていた。割当申請に地方庁を尋ね、「割当数量ヲ制限シタリ又割当ヲ辞退シテモ、ソノ足デ商工局ニ行ケバ、幾ラデモ割当ヲモラウノデ、何ノ為メニ統制シテ居ルノカ了解ニ苦ムミナラズ、地方庁トシテハ其ノ上面目モ失シ非常ニ困ルト申シテ居リマス」。「割当ヲ受ケテ居ル需要家ハ殆ドガ自身ノ所属団体ヨリ既ニ割当ヲ受ケテ居ルモノヤ甚シイノハ、地方庁又ハ当方ヨリ割当ヲ受ケテ居ルモノデ、二重ニモ三重ニモ割当ヲ受ケ居ルモノガ多ク其ノ上其ノ結果トシテ先日モ福岡デ横流ヲ警察ガアゲタ処商工局ヨリ割当ヲ受ケタ某工場ノ横流シデアッタ聞キマシタ様ナ次第デス」と報告している。「小サナ鉄工所ヤワケノワカラヌ土建会社ヤ漁港会社等へ商工局ガ割当スルノナラ地方庁モナニモイラヌ事ニナリマス」と、地方商工局での発券の中止を求めている。この報告からは、割当統制団体一カーバイド統制ルートと、小規模事業者用の地方庁枠にも二重割当の問題があったことが窺え、カーバイド共販本社としても正式に過剰発券の温床を廃止することを要請していた。これに対して商工省は「何処カーケ所緊急用ノ配当ヲスル所ヲ残シテ置キ度イトノ意向」とのことで、「中止願フ事ハ出来」なかったと各出張所に通達している。それでも、「中央ヨリ充分割当ノアル所又ハ貴所ニテ緊急ナ配給ノ必要ナイト思ハルル所等ニ付テハ成可ク現物化シナイ様ナ消極的方法ヲ取ルヨリ

仕方が無い存ジマス」と出張所独自の判断で、地方商工局が発券しても不要不急方面への出荷指図を差し止めることを指示している。

(2) 不正行為の続発

1946年度に入っても不正行為は続いた。5月には日本礮土工業岩根橋工場から福島県平市の佐藤鉄工所(日本理化学工業酸素代理店)に向けて、カーバイド統制からの「指図ナク勿論割当証明書ナク出荷」されている事実が確認された。このため、同地の荷受人である平銃砲火薬店に対して「現物現存ノ場合ハ当社名義ヲ以テ移動禁止ノ措置ヲ貴地経済警察立会ノ上実施」するよう指示している¹⁹⁸⁾。

割当の現物化が大幅に遅れているのに、一方で次期のカーバイド割当を先取りする出荷も見られた。日本合成化学工業熊本工場に対しては、カーバイド統制から工場へ出向いて「今後貸越出荷ハ是レヲ原則トシテ避クルコトニ打合」せている。しかし、その後も需要者側から「船ヲ差向ケ」られて、「引続き二ノ三ノ貸越出荷」をやっていた。これに対してカーバイド統制から日本合成化学工業の東京営業所に対して「再三嚴重中止方申入」している¹⁹⁹⁾。また大阪電化工業に対しては、同社が「元来消費者団体トシテ株主ニ対シ製品分譲ノ建前ニテ商工省ヨリ許可セラレ製造ヲ行ヒ居ルコトニテ株主以外ニ対スル分与販売ハ禁止」されているにもかかわらず、金沢市の山崎商店倉庫への搬入に際して、「同地需要者間ニ於テ専ラ或噂」があるとして、違法出荷の有無を確認するため、5月に株主名簿と同商店の出荷先等を説明するよう求めている²⁰⁰⁾。

進駐軍用の緊急需要に対しては種々の手続きを省いた㊦の枠があり、この臨時対応を悪用するケースもあった。福永組は進駐軍用500缶を日本カーバイド工業から㊦を利用して実際の割当を受ける前に「前輸送」することを画策したが、これについてカーバイド統制は大阪出張所に対して「前輸送の必要なく正式に本省割当」があると指摘している。また「下請業者の進駐軍用には不信の点も種々」あり、直接の進駐軍用取引以外は㊦扱いしないことを指示している。このケース以外にも、需要者が工場と交渉して「前輸送」させ、「強制的に割当を要求する」ケースがあり、「厳に注意置き願今後絶対なき様」と出張所等に指示している²⁰¹⁾。

需要者から事前の問い合わせに対して、警告を送るケースも見られた²⁰²⁾。長野県鋳物工業統制組合から、同組合の斡旋行為について1946年9月23日に問い合わせがあり、これに対して「価格は統制額違反でも日本カーバイドより正式割当によらず入手の途何れも違反の行為」と伝え、「御承知の通り十月一日附を以て臨時物資調整法及過般の連合軍の指令により経済違反は連合軍の占領目的を阻害するものとして処断すべき事紙上にも発表ありたる通り」とし、「まだ出荷前の由なるに付此儀御取止めになりませんと違反行為として取扱はねばなりません」と警告している。

1946年末には著しく需給が逼迫するなかで、臨時物資需給調整法の施行に伴って、指図書が発行業務を中止することになった。しかし、統制は弛緩しつつあっても、不正の摘発は盛んに行われた。12月3日には、大阪出張所に対して大阪府商工局の第3四半期割当のなかに島田商会宛てがあるが、同社には「製作工場ない筈なれば何に使用するやカーバイドランプ用として該ランプに附して販売と思ふ之れは商工省に於て交渉するも今日迄割当せざる意向」と伝え、同社への配給を中止するよう連絡している。しかも、島田商会については戦時中の丸共ドラム缶の整理が済んでおらず、書類不備などで調査中であるので、「今後島田商会向丸共ドラム缶一切扱わざる様」にも指示していた²⁰³⁾。

また、12月6日にも大阪出張所管内で起きた電気化学工業と菱三商会の違法取りを指摘している。その内容は、①製造工場(電気化学工業)が出荷先限定ないし指定で出荷することはこれまでしていない、②菱三商会が電気化学工業に直接代金を渡し、決済することは承認できない、③電気化学工業が島田商会に毎月50トン特別輸送することは認めがたい統制違反であること、④電気化学工業と荷扱人の菱三商会が「最近勝手にカーバイド代金を授受したこと」にも「嚴重抗議を申入」たこと、⑤菱三商会と電気化学工業といった「一流メーカーと一流荷扱人とが共販を全く無視した前記の事柄は遺憾の外」ないというものであった。「メーカーが金銭の必要があれば当社に申出あれば今日迄相当の無理をも応じておった筈であります斯うしたことを敢えてすることは諒解に苦しむ点であります」と、各出張所へ通知している²⁰⁴⁾。

(3) 新規市販開始企業の違反行為

市販用カーバイドの新規出荷を始めた企業にも疑惑があった。実際1946年5月には、日本電興小国工場、三徳工業秋田工場が既に生産、出荷をしていると見られるにもかかわらず、「未だ当社には出荷案内も参らず所謂横流しに終わっておるのぢやないかと思ひます 更に他の新工場に於てもカーバイド積出し居るものとは思いますが之又何等出荷案内が発行を見ず不可解の点有之」と仙台駐在員に対して「厳密なる調査」を依頼している²⁰⁵⁾。同時に、北海電化工業日高工場、鉄興社余市工場についても、北海道駐在員に対して、「出荷アル由ナルモ今日迄当社ニ対シテハ未ダ出荷案内書到着無之如何ナル事情ニ依ルモノカ至急御調査相願度」と指示し、「出荷ハ凡テ貴員ノ指図ニ基ク筈ニテ其ノ出荷指図書ノ写モ当社ニ到着無之候 貴地需要者ノ報告ニ依レハ三田商店各支店ニ現物アリ配給中ナル趣キナルガ此ノ点御報告願上候 先便ニモ申上シ通りノ事実各所ニ於テ行ハレ居ルトスレバ当社配給措置モ別途考慮ノ必要可有之目下其ノ調査モ致シツ、有之候へ共貴員ニ於カレテモ厳正ナル措置相願度²⁰⁶⁾」と、厳格な業務を求めている。

富山市の報国砂鉄製錬株式会社からは、46年9月に新規生産開始に関する許認可について問い合わせがあり、これに対して「カーバイド生産は許認可の制度はなく製品に対して統制せらるゝ現状の為製品を自家用又は譲渡する場合に限り許可又は統制機関を経由する事になり」、「凡て当社の買取販売制に準拠を要」することを伝え、その必要書類、出荷要領を送ること、また自家消費なら地方商工局から申請をするよう指導している²⁰⁷⁾。しかし、10月に生産開始届を受け取ったものの、「富山荷扱人に三二〇缶を引取らせた由なるも正式指図書未発行で引取らせる事は今後に於て斯う云ふ事をして差支ないものだと業者に観念させる事になる」として富山駐在員に対して、「厳に禁止願います、貴員に於て指図書発行出きる筈なるに付手続なく移動を認めない様」に注意をしている。同時に同駐在員に対しては、別件の日本カーバイド工業と需要者のバーター取引について、内容と実情に関する報告がなく、出荷案内書も来ていないとして、「聞取引も同様の結果」になっていると指摘し、所管する名古屋出張所に対しても、報告の提出を求めている²⁰⁸⁾。

(4) 封鎖預金への対策に関する違反

1946年2月に指示をした代金決済を迅速化するための措置についても逸脱行為が見られ、8月にはこの原則に反した指図書を発行した新設の富山駐在員に対して、日本特殊鋼、神戸製鋼など数社に発行した指図書の取消を指示し、その発行理由を問い詰めている²⁰⁹⁾。各地の出張所に対しては、富山駐在員の北海電池、日本カーバイドに対する指図書の事例について、「内容不明ノ為本社ニ呼寄前記ノ取扱無謀ナルコトヲ説明」したこと、「工場ヨリノ請求ニ依リ事後整理トシテ

為シタル由ナルモ今後之ヲ為サザルコトニ致シ候」と周知の徹底を図った。そのほか、名古屋出張所の指図書摘要欄に手形ないし予納金の記載がないこと、大阪出張所に対しても摘要欄の「手形期日八月八日」が手形発行日か支払日か不明であり、支払期日を明記するよう指示するなど、杜撰な決済処理を正している²¹⁰。

金融機関経理応急措置法によって8月11日に金融機関の新旧勘定が分離されることになり、同時に金融緊急措置令施行規則の改正によって封鎖預金の第1・第2区分が設定されると、引き出しが困難になる第2封鎖預金を決済に利用する動きも見られた。大阪出張所では、こうした措置に備えて7月19日の打合会での未払金残額を確認しその処理を進めていたが、大阪の藤岡商店が8月11日の新旧勘定分離の翌12日に第2封鎖預金勘定によって7万余円の支払手続きをし、8月14日にカーバイド統制がそれを受け取るという事態が起きた。これは、「支払ヲ故意ニ引延シテ為シタルモノトスル外無之斯クノ如キ不誠実ノ荷扱人ハ荷扱人トシテ考慮大イニ要スヘキモノト存シ候 尚貴店今後ノ支払金ハ全額新円タルヘキコトニ決定致候」と通知した。合わせて大阪出張所に対しても、「右ノ件ニ付御含ミノ上処理相願度」と、警戒を促すとともに、「他ノ荷扱人ニ於テモ誠意ヲ欠ク行為アリタル場合ハ詳細調査願度 近ク改正サレルヘキ民主統制機関」の「指定商銓衡ノ場合ノ資料ト致度」と近い将来に指定商から外すよう指示していた²¹¹。同社の第2封鎖預金自体は戦時補償債務の打ち切り、戦時補償特別税に伴って、会社経理応急措置法によって設定したものと見られる。

こうして個々の取引を細部にわたって監視し、決済方法の切換を進めたが、配給統制機関としての存続を含め統制方法の変更が予想されていたこともあって、事態はあまり進まなかった。これについてカーバイド統制は、予納金制への切換後2ヶ月経っても、「荷扱人ニ対スル売掛金ガ常ニ増減シ帳尻ガ『ゼロ』トナッテ居ラナイノハ予納金制ノ実施ヲ実行セズ又一応既指示全部取消シ再指図書手續ヲ執ルベキニ之ヲ行ハズ従ッテ従前ノ指示ニヨル出荷ニ基クモノモアリ更ニ残金ノ未回収分モ伴ッテ居ルモノト思ヒマス」と分析していた。回収残があるのに回収分を「予納金」と称して新たに出荷指図をするケースを指摘していた。そして、「残金アル荷扱人デ予納金ニヨル指図分ダケ取消シ致スコト至急手配シナイト出荷ノ場合ガアリマスカラ此ノ点特ニ御注意願ヒマス」と各出張所に指示していた²¹²。

第7節 1946年度下期配給計画

(1) 暫定配給方法案

1946年7月15日の輸出入品等臨時措置法廃止に当たって、同法に基づく規則類の無効化を避けるため商工省は商工省令第34号で「従来ノ配給統制規則ハ其儘有効ト」した。そして、41年12月の「物資統制令ニ基イテ発シタモノトシタ省令ノ各相当規程ニ基イテナシタルモノト見做ス」として根拠法を変更した上で統制を継続し、10月1日からの新統制方式への切り替えに備えた²¹³。新方式を商工省と協議していたカーバイド統制は、9月はじめ時点で各出張所に向けて、今後の取扱を次のようにするよう説明している。商工省は化学工業品関係の統制規則は一本化する意向であること、同社も原案を作成して提出していること、新方式は「民主的ト言ヒ乍ラモ産業部門別割当ハ当局デ行ヒ証明書ヲ一元化シテ当社デ致スコト、配給ハ当社ノ買取販売トシテ現在ノ荷扱人制ヲ廃シテ指定商ヲ当社ノ権能ニ於テ選任致スコト尚当社ハ配給統制機関トシテ商工大臣ノ指定ヲ受ケルコト勿論デアリマス」と通知している。その上で、同社が9月13日の株主総会で定款を変更し民法上の一般商事会社であるカーバイド共販株式会社となること、荷扱人の予納金な

どを整理しておくことなどを指示している²¹⁴⁾。

1946年9月末の国家総動員法関係勅令・規則類の廃止によって需給調整には混乱が予想されていた。特に需要者側の団体が解散するケースが多く、改組前からカーバイド統制では「需要者を掴む事困難で従って需要者自身如何にしてカーバイドを獲得したらよいか其方法不明瞭の爲め必然闇行為等の不正が行はれる」として、その対応を「商工省と度々協議し」ている。10月1日付けで発令の予定であった「化学工業品(カーバイドヲ含ム)ノ配給統制規則」は、「種々ノ事情ニ因リ一ヶ月延バシ十一月一日ヨリ実施ノ事ニ内定」し、結局「今月中ハ従来ノ配給統制規則ヲ其儘適用」することになったことを営業所、出張所に通知している。こうした状況の中で改組前のカーバイド統制は、同社が需給調整機関に指定されることを想定し、9月初めに改めて中央・地方の配給機構を整備すべく、道府県経済部商工課宛てに需要者の組織化への協力を依頼している²¹⁵⁾。それによれば、大口の官庁・需要者団体は中央機関を通じて需要をまとめ、小口の都道府県別の地方需要者団体を結成することとし、未加入の需要者を全て組織するというものであった。これについて「弊社荷扱人は略需要者を承知しておる筈でありますから進捗も早いと存じます」と説明している。

想定していた新方式案は、①カーバイド需要者団体・官庁は、配給統制機関に対して毎四半期1ヶ月前までに次期需要量を申し込む、②配給機関は申込需要量を需給委員会に諮り需要者団体別配給量を決定する、③需要者団体は配給量を基に会員への割当明細書を作成し、配給機関に提出する、④配給機関は明細表により割当証明書を作成し、需要者に送付する、⑤需給委員会は商工省、生産機関、配給機関、需要者団体から若干名の委員をもって組織する、というものであった²¹⁶⁾。需要者団体は、表48のように想定され、カーバイド統制傘下の地方配給機関は、そのまま継承された。そして、政府の指示に基づいて、各種の協議会や配給機関が生産・配給統制に当たるというものだった。

しかし、配給統制機構の整備をめぐっては10月1日の臨時物資需給調整法の公布・施行後も同法第2条に基づき民間団体による加盟企業への割当を活用する方向と、民間団体の自治的統制を局限化しようとするGHQとの間ですり合わせ作業が続いた。需要団体による割当ができなければ、一元的配給統制も事実上不可能になり、カーバイドの需給統制方法も抜本的改変が必要となった。10月25日に経済安定本部が経済科学局反トラスト課のライト統制班長と面談した際には、安定本部が統制会社に代わる「業者指定配給指示」制度を原則とし、例外的に「一手統制の爲の政府団体又は政府管理団体を使用する方法」を提案している²¹⁷⁾。「業者指定配給指示」とは限定された指定業者に出荷指図をさせる案で、おそらく地域別の配給統制を考えていたと思われるが、結局統制会社の継続使用も業者指定にも反対された。また、GHQからDirectiveを出す

表48 カーバイド需要者団体(1946年9月)

官庁	宮内省、内務省、商工省、運輸省、大蔵省、司法省、文部省、農林省
電気機械	造船連合会、鉄道車両工業協会、日本鉄道会、全国鉱山会、日本石炭協議会(亜炭を含む)、中央水産業会、全国農業会、自働車協議会、日本鉄鋼協議会、化学工業連盟、肥料製造業組合関係、セメント工業会、石油精製業、電線協会、伸銅工業会、全国燃料機工業組合、全国自動車整備組合、日本通運株式会社、日本瓦斯工業会、紙及パルプ工業会、繊維工業会
電気機械	電気機械製造会、通信機械製造会、日本電気計測器組合、日本照明器具統制組合、日本配線器具統制組合、日本タンクステンモリブデン製品工業組合、日本ヒューズ施設組合、日本雲母板製造統制組合、日本電気架線金具統制組合、日本ラヂオ工業会、管球製造機械工業会、日本雲母協議会
産業・精密機械	日本印刷製本機械製造工業会、日本レコード協会、全国木工機械協会、日本ベアリング協会、日本度量衡協会、試験機協会、日本理化学機械協会、光学精機工業協会、全国可鍛鑄鉄工業連合会、日本繊維機器工業統制組合、日本磨棒鋼工業統制組合、日本木工機械工業会、全国機械器具工業会、産業機械工業会、鉄管継手商工協議会、超硬工具協議会、工具協議会、日本作業用具工業会
日本鉄鋼協議会傘下	日本釘針金協議会、日本溶接棒協議会、日本シャベルスcoop工業協議会、鍛造鋼工具製造連盟、ドラム缶協会、日本鑄鉄管株式会社、日本製線鋸螺統制組合、鋼索鋼線工業協議会、鋼線工業会、日本鉄力製品工業統制組合、日本高圧容器工業統制組合、粉碎鉄球協議会、五ガロン缶工業統制組合、日本磨帯鋼統制株式会社、全国加熱鋸螺釘工業統制組合、日本サッシュ工業株式会社

出所:カーバイド統制株式会社「カーバイド配給機関に関する御依頼」1946年9月1日『重要書類』前後3号所収。

意向はなく、「日本側の施策として実施され度旨述べたので当方より相当反対意見あり政府が非難され窮地に立つことあり得べき点を述べた」が、「議論の余地」はなく、これが「先方の決定的態度」と判断された。安定本部からは、統制会社の国家管理を強化して実質的に同様の効果を得れば、民間よりの反対、法律的・財政的手続きの煩瑣を避け、早期に実現できることをしたが、「全額政府出資を繰返して議論の余地なき旨回答」され、また「悪徳業者取締の為業者指定配給指示」のメリットも否定されている。この結果、経済安定本部では、①一定統制団体を必要とする場合は民間団体は不可であり、政府団体(全額政府出資)とする、②需要者は切符と引き換えでなければ入手できない、③政府団体の存続期間は経済安定本部と同一とするなどの方針を固めた。

そして10月下旬、需要者の「大体特定してゐる生産資材」と「一般国民大衆を対照とする消費物資」の2種の配給調整規則案を提出し、了解をえた生産資材から規則を整備し11月15日に「略内容の確定」を見た²¹⁸⁾。公団による一手販売方式は、石油、石炭、肥料などで設立され、その他のカーバイド等については、一手販売機関を置かず、需要者(販売業者を含まず)が主務省に申請し割り当てられた切符のみによって統制する切符制となり、臨時物資需給調整法直後に制定された物資需給調停委員会令や同法第二条第三項の規定による産業団体の組織等に関する勅令の2勅令も「死文化」することになった。

この間、東北地方商工局との連絡機関と見られる東北地方工業協力会では、11月1日に新方式を巡る協議会の開催を予定していた。カーバイド共販は「商工省に於てマ司令部と折角連絡中」であり、「責任ある協議は出来ません」として延期を求めていたが²¹⁹⁾、結局事態は一元的配給機関が廃止される方向に急転換した。12月15日には連合軍最高司令部覚書(SCAPIN394)「臨時物資需給調整法にもとづく統制方式に関する件」が日本政府宛に通知され、配給統制における民間企業・団体の排除が決定した²²⁰⁾。

(2) 行政主導の配給統制

統制方式の全体像は未確定の部分を残していたが、1946年度11月以降動き出す第三四半期計画からカーバイドの配給方式は、配当計画の策定と証明書の発券は基本的に商工省が一括して行う方針になった。この結果、カーバイド統制の出張所、駐在員は割当・発券作業がなくなり、請求書は出張所が発行する形になった。この時点では代金徴収はカーバイド共販による集中決済とし、運賃プール制は継続することになった。これは、配給計画の具体化は「民主的」に組織された政府のみが行うというGHQの方針に沿ったものであった。名古屋出張所所管地域などではその準備が整い、地方需要団体が結成され、需要調査報告も提出していた。ところが、結局第三四半期は「諸準備に全国揃はない事及配給機構の改変等予想して従来の方法の儘に致し尚地方的のものは地方商工局に一括枠を振当同局に於て発券」することになった²²¹⁾。官需と大口の産業団体需要は従来通りとし、地方庁(府県)割当と地方商工局(広域調整)割当など、「地方民需」とされて来た分は地方商工局がまとめて発券することになった。

しかし、年が明けてもカーバイド共販の存廃は曖昧さを残していた。扱い商品に応じて各種の公団が一斉に設立されることが予想される状況になり、同社では「多分公社により買取配給を為すことになるらしいという □ 丈でまだどちらとも判然いたしません」、「一般の従来買取販売制実施団体は一月一日より禁止されますが当社等は機構が判然とするまで従来通り事業を行う事になっております」と説明していた。それでも着実に業務は縮小していき、第三四半期の割当分からの発券は1月1日以降行わず、「万一発券あるも無効」、「地方商工局発券のものでも一月一日以

降の発券はないはず筈ですから荷扱人にも御連絡下さい」と、割当と供給のギャップが拡大している第3四半期分の割当は早々に打ち切られることになった。そして2月中にあると見込まれる第4四半期割当に備えることになった²²²⁾。

商工省は1947年1月に入って、配給機構と割当方式が公庁(公団)による一手買取配給統制(専売制)に変更されることについて販売業者の意見を求めた。カーバイド共販では、これについて47年1月に各出張所に対して、意見聴取と集約を求めているが、さしあたり共販社内の東部地区委員である菱三倉庫、曙商会、太陽興業、三田商店、塚田雅悦商店、松谷角蔵商店、堀口喜七商店の連名で、公社・公団の関与に反対し、それに代わる配給幹旋機関の設置を商工省に申し入れた²²³⁾。これはカーバイド共販の生き残りをかけた最後の訴えであった。

新統制方式への移行が曖昧だったためか、第3四半期からの業務の縮小・整理に向けた指示は不徹底の上、地方商工局の機能不全という問題もあった。カーバイド統制は、富山駐在員から請求書が発行されていることに対して、本社からは「貴員は出荷指図迄で止めて頂く事に打合が出来て居る筈ですが、どう云ふ譯で発行せられたのか本件に付ては名古屋からも何の連絡もない」として、今までの割当証明や請求書を取り消すよう指示している²²⁴⁾。東北北陸地方商工局にも発券の枠がなく、また商工省もカーバイド共販に対して調整用の発券を禁止している状況から問題処理ができないため、やむを得ず地方商工局富山出張所代理カーバイド共販株式会社として発行したことにして処理している²²⁵⁾。

指定生産資材割当割当規則が決定され、重要原料、資材の需給統制の新方式に肥料製造業者が自家消費用に製造するものを除くカーバイドも指定されることになったが、結局新制度の実施は、47年度第1四半期計画からとなった²²⁶⁾。

従来の法令は廃止され、年明けから新たな販売統制方式が採用され、地方商工局が中心となった需要者ごとの発券も始まったが、カーバイド共販による一元的配給はなくなった。製造業者の直販やかつて有力問屋であった荷扱人の自立的経営の可能性が出てきたが、価格統制自体は継続される方針であった。物価第三課は各種の需給調整組織に対して、3月に「諸般の事情に鑑み価格調整は絶対に必要」として、「追って別段の通知をするまで」カーバイド共販が統制業務を継続するよう求めていた²²⁷⁾。しかし、価格改訂作業が終わっていないため、従来カーバイド共販が口銭で賄っていた生産協議会経費と共助金引当金が確保できない可能性が出てきた。このため、47年3月にカーバイド共販は製造業者統制価格に新価格の決定まで一缶当たり「生産協議会費」(60銭～1.55円)と共助金引当金50銭を口銭として上乘せし、口銭分を共販会社まで送金するよう依頼している²²⁸⁾。

(3) 1946年度下期カーバイド配給計画

第3四半期の物資需給計画は10月16日策定され、このうちカーバイドとその原料隘路であるコークスの配給計画を見たのが表49である。カーバイド生産会社が渴望していたコークスは、第2四半期から微減となり、諸産業の要望を査定してまとめたとみられる需要量に対しても42%しか供給できなかった。そのうち化学工業向けの配給は、114,260トンと52%を占めていたものの、硫安用60,900トン、石灰窒素用40,000トンの肥料用がほとんどで、照明用や工場、機械・器具の補修用、灯火用などの市販用カーバイドの原料としては5,380トンに止まった。こうした原料制約の結果、カーバイド供給は前期の80%の5,500トンという状況である。5,500トンの内訳の詳細は判明しないが、出所資料には解体用を含む船舶向け550トンの記載があり、重点産業も厳しく削減されてい

たほか、賠償撤去用を含む中央保留500トンという前期にない項目があり、これが新たな負担になっていた。

第3四半期の需要とりまとめは10月半ばから始まったが、「何分第二四半期よりも割当量が少なく殊に民生産業方面に対するものは一層圧縮されたので非常の窮屈と²²⁹⁾」なっていた。

第4四半期の物資需給計画には、カーバイドが対象となっておらず、配給計画が見いだせない。官庁需要や府県別、需要者別の割当は実施されていた、カーバイド共販は、割り当て通知に基づき出荷指図をしたり、代金決済機関としての役割を終えており、一元的配給統制機関を通じた実態把握は困難である。前年度の第4四半期と同様に、第3四半期までの割当済みの未出荷分の処理に追われ、計画が策定できなかった可能性もある。46年末には炭素材や渇水期の電力供給制限からカーバイド生産は停滞し始め、10月、11月の2万トン水準から12月には16,782トンとなり、2月には8,087トンになるなど、第4四半期の生産実績は32,229トンにとどまった²³⁰⁾。カーバイド共販の配給取扱は実質的に12月末で終了したが、第3、第4四半期の出荷扱い実績は判明しない。ただし、出荷1缶当たり45銭を徴収した運賃諸掛平衡資金の46年8月から47年2月の7ヶ月の取立総額が29.2万円であることから、この間の出荷量は14,700トン(月当たり2,100トン)と見ることができる。前述のように46年第1四半期の出荷量8,497トン(月当たり約2,836トン)から、第2四半期は7,437トン(同2,479トン)であったことから、第3四半期以降も取扱量を減らし続けていたことが分かる。

以降は昨年同期と同様に豊水期の増産で蓄積されたタンクからの積出も第4四半期には枯渇していたと見られ、前年同期と同様に市販用カーバイドの飢餓状態が生じたと考えられる。傾斜生産による石炭増産はカーバイドという1産業からだけ見ても、喫緊の課題であった。

(4) 出荷指図業務の中止

終戦直後に軍需の消滅で緩和された電力需給も1946年に入ると再び窮屈な状態が続いた。カーバイドは「電力制限及び貨車不足で出荷率愈々少なくなり、年末の11月8日には「現在指図中のもの何日積出出来るか全く不明の状態であるから月中に出荷確実以外のものは暫く中止する様」、共販営業部から営業所や出張所に指示せざるを得なかった。実際、その後第3四半期の割当に基づく発券業務は12月末で打ち切るようになった。また、この11月8日の通知では、配給機構の再編によって同社が「今後買取販売不可能になる場合を予測して過去出荷分の整理に重点を置く心構えを持って」おくよう伝えている。「本日の紙上に配給機構に付司令部の原則的のものが出ておりますが彼が直に実行とは即断は出来ません目下本省に於て立案中でありますから近く決定的のものが判ると存じます。当社も善後策を考究中なれば不安を感じずに執務下さるよう為念申し伝えておきます」と、出荷指図を停止し、会社清算の可能性を伝えつつ、決済を進めるよう指示している²³¹⁾。

しかし、この計画決定からほとんど間もない時期での業務中止に近い措置は、完全には守られず、12月3日には大阪出張所に対して以下のような指示が出ている。日本カーバイド工業向けの指図書は同社の申出²³²⁾によって「既指図分整理後迄停止致すこと」になっており、「最近の指図は全部返却致します、尚日カ(日本カーバイド工業—引用者)魚津工場との直接交渉で指図発行諒解ありとする場合でも日カ本社より通知なき場合は一切当社に保留致します」と、出荷指示

表49 1946年度第3四半期カーバイド関係物資需給計画

	需要量a	供給力b	b/a	前期計画比
コークス トン	527,360	218,950	42	99
カーバイド トン	17,030	5,500	32	80

出所:商工省「昭和二十一年度第三、四半期物資需給計画」1946年10月16日(カーバイド共販株式会社『参考書類』2番123号所収)。

打ち切り後の新規発行を差し止めている。また、大阪府の第2四半期分割当とある指図書についても「大阪府に配当枠が最早ある筈もないと思いますので今般の割当は何の枠中より発券せるや調査報告下さい」と、指図書の発行業務を停止するよう強く指示していた²³³⁾。またメーカーの揖斐川電気西大垣工場が46年度第1四半期割当に基づいて12月23日に日本車輛に出荷したことに對しても、「去る十一月末日限り全部本省命令により取消となっておりますから如何なる理由によるものか御一報至急御願ひ致します」と通知している²³⁴⁾。

また、12月以降のカーバイド生産全体が低迷し、統制方法の再編も見込まれるなか、富山駐在員の業務には著しくルールから逸脱したものがあつた。富山駐在員が関わつた東北地方商工省北陸出張所による管轄外需要者への発券は、①発券権限がないこと、②メーカー・需要者間の直接の代金決済も当社として認めないこと、③富山駐在員に対して管轄外の指図をしていないこと、④証明書の指定販売人を伏木工場としているが、販売者は当社荷扱人以外にはないこと、⑤現時点では当社のみが一手買取機関であり、「勝手の処置は統制違反」であるとして、「全部取消被下度」と指示している²³⁵⁾。

カーバイド統制としては、出荷予定分の出荷指図を終え、価格調整公団への業務移管の直前まで、メーカー側の生産旬報、出荷報告を集約し、営業所・出張所を通じた出荷指図書、鉄道貨物証明、本社からの請求書発行、メーカー・荷扱人からの代金入金確認などを通じて、逐次生産・販売実態を把握することに努め、規律違反を抑えようとしていたことが判明する。

その一方で、戦後1年半あまりの統制実態を見ると、統制規律違反は単に闇取引の利益を求めた企業の違法行為のほかに、終戦直前の地方総監府設置と戦後の行政再編成のなかで指揮命令系統が機能しなかつたこと、生産・出荷不調に起因する出荷指図書の打ち切りなどが営業所・出張所レベルで指示通り実施されなかつたこと、地方的配給機関となつた地方商工局が枠を守らなかつたこと、原料難のなかで1946年初めから始まるバーター制を営業所が斡旋する際に本社に報告を怠つたなどのケースが見られた。地方商工局の発券が地元利益優先になる背景には、同局が終戦直前から47年4月末まで内務省管下にあり、商工省との連携が弱かつたこともあると見られる。さらに、闇価格を指標に参入を決めた新興メーカーが出荷報告などを怠つたことなど、極度の需給ギャップのなかで違法行為を完全に抑え込めないまま、業務を終了することになつた。

第8節 カーバイド統制・カーバイド共販の戦後事業業績

(1) 1945年度下期業績

結局「四囲ノ情勢ニ因り出荷量ハ激減」し、期末に若干持ち直したというものの、口銭を主な収益源とするカーバイド統制の出荷量は上期の6割程度へと劇的に縮小した²³⁶⁾。しかし、しかし下期の営業収入は、表50のように前期の60万余円から91万余円と5割増加した。これは1945年12月と46年3月の価格改訂、特に3.3改訂による口銭の引き上げの影響が大きく、3月2日時点の営業収入は43万余円に過ぎなかつたが、3月末までの1ヶ月弱

表50 カーバイド統制・カーバイド共販の損益計算書 (円)

	1945年度 下期	1946年4月- 8月	1946年8月-47年6月		
			総合勘定	旧勘定	新勘定
営業収入 (取扱トン数)	915,596	1,830,387	3,993,672	0	3,993,672
収入利息	0	0	148,882	146,812	2,070
損失金	2,594	0	1,488,320	1,115,671	372,649
合計	918,190	1,830,387	5,630,874	1,262,483	4,368,391
営業費	402,346	422,014	1,413,382	0	1,413,382
配給費	447,605	1,278,799	2,462,353	0	2,462,353
倉庫費	0	7,700	23,806	0	23,806
諸税公課	7,801	11	850,059	846,175	3,885
支払利息	41,171	41,235	162,112	0	162,112
容器運転費	11,362	1,867	0	0	0
保険料			2,673	2,673	0
退職金	0	0	278,206	231,476	46,730
雑損失	7,906	0	438,283	182,159	257,124
当期利益金	0	78,760	0	0	0

注: 1946年8月-47年6月期の損益計算書には営業費の費目はなく、従来営業費を構成していた俸給、会議費等が項目ごとに記載されているが、前期との連続性を見るため、合算して営業費に計上した。
出所: 各期損益計算書。

表51 カーバイド統制・カーバイド共販貸借対照表 (円)

	1946年3月	1946年3月	1946年6月	1946年8月	1946年8月11日		1947年6月9日		
	2日	末	末	10日	旧勘定	新勘定	総合勘定	旧勘定	新勘定
家屋	95,000	95,000	95,000	95,000		95,000	155,000	0	155,000
什器	49,986	56,570	61,617	62,617		62,617	86,005	0	86,005
在庫資材	301,750	262,950	262,950	262,950		262,950	0	0	0
容器	86,385	75,853	76,252	41,368		41,368	542,854	0	542,854
在庫商品	4,692	6,865	11,665	0		0	0	0	0
共助金特定預金	630,468	630,468	560,000	293,824		293,824	0	0	0
価格平衡資金特別預金	636,987	636,987	636,987	0		0	0	0	0
有価証券	57,910	57,910	57,910	57,910	57,910	0	57,910	57,910	0
売掛金	2,487,087	6,214,245	8,218,262	2,973,288	2,973,288	0	2,051,852	0	2,051,852
仮払金	67,210	81,641	185,061	229,696	68,169	161,527	926,324	0	926,324
前払金	0	0	0	0	0	0	2,791,513	0	2,791,513
未収入金	0	0	0	0	0	0	42,150	0	42,150
銀行預金	1,450,266	1,308,459	1,598,645	4,497,774	3,136,564	1,361,210	3,503,601	3,074,089	429,512
現金	10	3,451	61,251	166,059		166,059	214,632	0	214,632
新勘定へ貸し 当期損失金	130,710	2,594	2,204	2,204	2,444,554			4,158,452	372,649
計	5,998,460	9,432,992	11,827,803	8,682,688	8,680,484	2,444,554	11,860,162	8,406,122	7,612,491
資本金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
法定準備積立金	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	0	27,000	27,000	0
預り保証金	717,000	717,000	1,424,000	1,438,000	1,438,000	0	1,438,000	1,438,000	0
借入金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	0	440,000	440,000	0
退職給与引当金	32,914	31,805	30,485	27,397	27,397	0	0	0	0
納税準備金	22,749	22,749	22,749	14,891	14,891	0	0	0	0
価格平衡資金	942,603	996,647	1,135,381	1,231,275	1,231,275	0	2,103,723	2,103,723	0
買掛金	2,264,580	5,441,206	6,781,986	4,210,296	4,210,296	0	4,868,932	3,156,342	1,212,590
仮受金	16,650	73,286	187,961	243,932	243,932	0	220,173	82,314	137,858
前受金	0	0	0	0	0	0	1,414,937	0	1,414,937
未払い金	5,485	112,425	116,165	21,596	21,596	0	261,325	72,671	188,654
未払い配当金	5,344	5,142	22,598	9,517	9,517	0	9,517	9,517	0
共助金借入金	630,468	630,468	560,000	0	0	0	0	0	0
共助金引当金	33,277	74,874	175,503	0	0	0	0	0	0
容器破損引当金	0	0	163,854	80,025	80,025	0	0	0	0
旧勘定より借り						2,444,554			4,158,452
利益金	390	390	180,120	78,760	76,556	0	76,556	76,556	0

出所:カーバイド共販「総合勘定貸借対照表」1947年6月6日。

で前5ヶ月分の2倍以上となった。収入は東京営業所、各出張所の取扱量に比例しており、炭鉱向けが多い門司出張所、次いで東京営業所が多く、配給費も同様のであった。下期の同社営業費は2.5、荷扱店の配給費は1.7倍となり収益は悪化しつつあり、3月2日時点では13万円の損失を発生させていたが、口銭の引き上げで最終的には2,594.15円の損失を計上することどまった。

表51の3月2日時点の貸借対照表で、動きのあった項目を明細書によって概観しよう²³⁷⁾。在庫資材は前述のように2月の隠匿物資等緊急措置令による供出を回避するために申告した薄板鋼板12トンなどの容器材料であるが、従来仮払金として処理したものを別掲したものである。預かり保証金は荷扱人からの支払保証金63口である。什器が前期の17,241円から33,745円増加したのは高崎分室を開設したためと、化学工業統制会の解散に伴って同会カーバイド部会から机・椅子、計算機等を引き継いだものであった。所有有価証券は、44年3月の統制会社化の際に解散した傘下の4配給会社のうち関西カーバイド配給720株36,000円、中部カーバイド配給400株20,000円などであり、徐々に償却を進めていた。所有家屋95,000円は、浦和市常盤町7丁目所在の木造瓦葺き2階建住居2等と平屋建住居1棟であった。

売掛金はこの時点では前期250万円と同水準の248万円であったが、3月末には価格改訂と出荷量の急増で621万円へと跳ね上がることになる。買掛金は前期末(45年10月)71万円に縮小したが、3月2日に226万円となり、さらに3月末には544万円に激増した。これは、2回の価格改訂を見通して改訂前から出荷指図が増加し始めたことを示している。

損益計算書の営業費は、3月2日までの約5ヶ月間で役員報酬17,958円、給料35,787円、諸手当28,813円、賞与32,983円などのほかは、交通費22,676円、消耗品37,579円、印刷費35,982円

などであった。共用ドラム缶の返送経費である容器運転費は営業所、出張所の契約業者、日本通運、菱三商会などで、この時期は菱三商会が殆どを占めていた。

(2) 1946年度4-8月期業績

1946年の会計処理は、戦時補償特別措置法による特別税の徴収や、それに伴う会社経理応急措置法と金融機関経理応急措置法によって、8月10日をもって仕切ることになった。また特別税や銀行預金の封鎖措置を受けて、この特別損失の補填対策が必要となった。こうして4月1日から8月10日(以降「4-8月期」)は激動の経営状況になった。

まず、4-8月期の収益状況をみておこう。4-8月期の営業収入は、価格改訂時の口銭の引き上げもあって前期の91万余円に対して4ヶ月と10日で2倍の183万円を記録した。荷扱人へ支払う配給費が3倍以上になったのは、出荷量が増加したと見ることができ、特に東京営業所からの配給費が急増したのは石炭業の操業低下と都市部の復興需要を反映したものと考えられる。この結果、営業費が前期並みだったこともあって、78,760円の当期利益金を出した。

決済の明細書から4-8月期の主な項目の変化を見ておこう²³⁸⁾。貸借対照表の退職金引当金は、本期に4,407.5円の支払いがあり、期末は27,397円となった。預かり保証金は前述のように追加徴収の結果、143.8万円に増強された。3月に生じた売掛金の急増は継続し、6月末には821.8万円にまで増加した後、8月10日には297.3万円に収束した。同様に買掛金も6月末に678.2万円まで増加した後、期末に421.0万円まで縮小した。容器破損引当金は、所有していた共用容器4万缶の補修費の積立で、「二回乃至三回廻転ニテ大修理」を必要とする修理用部品(ボルトナット、パッキン等)の購入資金を6月末から計上している。ただし、容器自体の評価額は前期の75,853円から償却分を控除すると41,368円に縮小している。仮払金が急増したのは払い下げ半田48,050円、貨物自動車購入45,290円、家屋購入61,800円などによっている。

特に大きく動いたのは銀行預金であり、都市銀行5行にあった16口座のうち13口座が金融機関経理応急措置によって封鎖預金とされたことである。預金総額449.7万円のうち、313.7万円が封鎖預金となり、自由預金は僅かに136.1万円となった。共助金は前期末の63万円から33万余円が支払われ、29万余円に縮小した。共助金借入金と同引当金はなくなり、共助金借入返済の口銭が引き上げられたことや、共助金引当金を処分したことで、共助金借入金はなくなった。これで、旧府県カーバイド小売商業組合員への共助金を預り金として利用していた債務関係は整理されることになった。

封鎖預金のうちの第二封鎖預金分と戦時補償特別税の合計380万円の補填対策として、カーバイド統制では表52のような処理方法を検討していた。価格平衡資金は本来カーバイド出荷工場に還元されるべきものであるが、特別税が軍需品売上げの回収であり、メーカー共有の積立金という性格もある平衡資金を全額を充てることとした。また共用容器の運用を止めて、容器引当金と取り崩し、容器とその製造委託用に所有してきた鋼板も売却することを検討して、4万缶の容器のうち2回転以内の2万缶は新缶価格の6割、5回以内の2万缶は3割で評価することで、概ねカバーするだろうという見込であった。

表52 特別損失の補填方法 (円)

特別損失		3,804,161
内訳	戦時補償特別税	873,056
	第二封鎖預金	2,931,105
補填対策	価格平衡資金	1,231,275
	利益金	76,556
	容器引当金	80,025
	薄板鋼板120kg	272,400
	容器	2,154,632
計		3,814,888

出所:特別損失補填法『重要書類』前24号所収。

(3) 1946年8月-47年6月期業績

特別経理会社となってから、1947年6月に会社解散までの約11ヶ月の業務実績を見ておこう

239)。まず旧勘定の処理状況を見ると、損益計算書の旧勘定は収入が利息分だけである一方、諸税公課84万余円、退職金23万円などによって111万余円の損失をだした。貸借対照表の資本金、法定準備積立金、預かり保証金、銀行預金などには動きがないが、価格平衡資金は新旧勘定分離の時の123万円から210万円に従来通り積み増している。旧勘定にあった売掛金297万円は回収を済ませ、ゼロとなり、新勘定への貸しは244万円から415万円と増加した。旧勘定の買掛金421万円は期末に315万円に、仮払金も縮小しているが、依然として商品の入荷状況は悪いと見られる。

表53 1946年8月-47年6月販売数量(トン)

1号品	417
2号品	1,427
3号品	12,413
4号品	10,370
等外品	448
計	25,075

出所：閉鎖機関「カーバイド共販株式会社」総合勘定貸借対照表総合勘定損益計算書1947年6月9日『資料綴』後23所収。

新勘定の動きをみると、まず収入399万円は従来に比して急激な増加であるが、その理由はほぼ物価上昇によるものである。3.3物価改訂で一旦出荷量が増加したが、8月以降の出荷取扱は低迷し、今期の販売実績は表53のように25,075トン、月当たり約2,280トンにとどまった。市販用カーバイドの需給計画自体が既に前掲表39で見たように第2四半期6,892トン、第3四半期5,500トンに低迷しており、その限りで計画通りの実績であったと見ることができる。その一方で、営業費、配給費は急増した。営業費171万余円の35%減は俸給であり、会議費、雑費、接待費がやや多いという構成であった。配給費の急増が経営を圧迫した最大の要因であった。臨時物資需給調整法に基づく指定生産資材割当割当規則に沿って、販売業者の新規参入は可能であったが、今期も配給費として荷扱人64社(支店を含む)に246万2,352円を支出していることから、メーカーが系列販売店を再興したり、あるいは荷扱人が共販機構からの離脱し、独立した卸商になる動きは、同社の解散までほとんど見られなかった。配給費から見た荷扱人の大手は、菱三商会が33.3万円でやや突出しており、次いで永井商店、曙商会、島田商店、三和商事、原田商店が10万円台であったが、その他は概ね数万円台であった。いずれにしても営業費、配給費の急増に営業収益が届かず、37万余円の赤字を記録し、新旧勘定合わせて148万円の赤字となった。

新勘定の貸借対照表にあった家屋は浦和市の3棟に加え杉並区に木造瓦葺き平屋1等を購入した関係で6万円増加した。什器類では貨物自動車1台(いすゞ社製)65,175円の増加が大きい、また容器用の薄板鋼材等の在庫資材は全て使用され、共用ドラム缶15,935個(54万余円)に反映しているとみられる。

解散時の同社の概要をまとめておこう²⁴⁰⁾。取締役社長は、カーバイド統制の設立以来、島野享二が続けて就任していた。株主数もほとんど変化はなく、メーカー、荷扱人207社であり、発行は部式2万株のうち、筆頭の日本カーバイド工業1,500株ほか、信越化学1,050株など、上位25社で12,330株という構成であった。整理業務のため島野以下27名が残り、8名は価格調整公団へ就職した。

(4) 価格平衡資金の収支

1945年度下期以降の価格平衡資金は、朝鮮産の入荷がなくなったことで、朝鮮から内地への移入費諸掛平衡資金(1缶8銭)がなくなったが、運賃上昇に伴って3.3物価改訂の際に運賃諸掛平衡資金を1缶15銭から45銭にした関係で、表54のように46年4月以降大きく膨らむにことになった。しかし、45年度下期の支出はなく、46年度に入ってもその支出は特別経理会社へ移行する8月10日までの4ヶ月強で46,583円余に過ぎず、運賃諸掛平衡資金の残高は107万3,029円余に達した。

電力補償平衡資金は1缶当たり20銭としてきたが、1945年12月1日のカーバイド価格の大幅引

き上げ改訂の際に廃止となり、積立はほぼ45年度下期で終えている。45年下期に一举に22万4,826円余が支出されたが、これは当期の特配電力料金の補償ではなく、前述のように戦時下の積立を処理したものであり、46年4-8月期は支出していない。

この結果46年8月10日時点の運賃平衡資金の積立金は107万3,029.69円と増え続け、電力補償平衡資金も118,833.90円を有し、計123万1,274.70の平衡資金を保有していた。8月10日をもってこの価格平衡資金は第二封鎖預金に指定されたが、この点でも占領軍の指示が統制機関

の機能不全をもたらしていた。46年12月でもこの積立金残高は8月10日同額が未払い金として残っていたが、カーバイド共販は改めて価格平衡資金としての同勘定の継続を願い出ている²⁴¹⁾。

一方、1946年8月から47年2月までの運賃平衡資金は、取立額29万2,000円に対して、年末以降開始されたとみられる支払額は38万5,000円となり、運賃上昇に対応できず赤字化した。カーバイド共販としては1缶45銭という口銭の「増額必要ニ迫マレ居リシガカーバイド価格改正ニ関連アル為メ其ノ実施ヲ待チ今日ニ至ル 然共カーバイド価格ノ改正ハ未ダ予定セラズ又平衡資金ノ利用モ考慮セルガ之ハ第二封鎖預金トナリ利用不可能ニ直面セルニ除シ鉄道運賃更ニ増額実施ニ逢着シタ」として、第二封鎖預金を新勘定から外してある関係上、支払が困難になった。47年3月1日の鉄道運賃改正に対しては、従来の倍額加算でも「到底之ガ調整不可能」であるとして、46年カーバイド3.3物価を定めた大蔵省告示81号付則を改正し、45銭を超える輸送運賃は販売業者統制額に実費加算とすることを許可するよう求めていた²⁴²⁾。

この申請の可否は不明であるが、カーバイドの価格調整業務については、3月19日付けで物価庁第三部長から「諸般の事情に鑑み価格調整は絶対に必要と思うので、追って別段の通知をするまで右の業務は従来通り継続実施するようにせられたい²⁴³⁾」との通知を受けており、当然超過運賃が認可されたものと思われる。

代金決済についてもカーバイド共販解散に向けた処理が進められた。カーバイド代金の支払いについては、「自由送金ノ事ヲ本社直接ニモ各出張所カラモ各荷扱人ニ依頼シテアリマスガ未ダ徹底シテ居ナイノカ或ハ故意的ニカ予納金ニ付イテスラ封鎖送金ガアリ本社トシテハ受入兼ネマス」とし、小切手を出張所に返送している。その上で、47年1月にも「生産工場ノ操業上現在ノ状態デハ絶対ニ新円ノ必要ナル点ヲ御説明ノ上自由支払ニ御書換ヘサセ緊急御送金下サル様」に指示をしている²⁴⁴⁾。

(5) 価格調整公団への業務移管

カーバイド共販株式会社は、1947年4月15日の価格調整公団法公布によって公団が発足した6月10日、総理庁、大蔵・商工省告示第1号により閉鎖機関に指定された。価格調整公団への業務移管に伴って、カーバイド共販による買い取り、販売業務は停止し、公定価格の維持に関わる買い入れ、売り戻しの業務は価格調整公団の合成化学部カーバイド部に引き継がれた。また、物価統制令(46年3月)第19条に基づいて統制価格改訂に伴う差益の2分の1を国庫に、2分の1を価格平衡資金として積立てることになっていたが、47年3月物価庁長官からカーバイド共販に対して差益金104万8,114円のうち、52万4,057円を国庫に残りの価格平衡資金は公団に移管することが指示された²⁴⁵⁾。解散に当たって国庫納入分については、第1封鎖支払分は納付済み、第2封鎖

表54 1945年10月-46年8月の価格平衡資金繰入・支出の推移 (円)

	1945年度	1946年
	下期	4月-8月10日
運賃		
前期繰越	751,260.36	893,828.17
当期繰入	88,567.81	279,785.17
当期支出	0.00	46,583.65
差し引き残額	839,828.17	1,073,029.69
電力		
前期繰越	315,518.31	117,407.38
当期繰入	26,715.53	1,426.52
当期支出	224,826.46	0
差し引き残額	117,407.38	118,833.90
利子	39,411.11	39,411.11
残額合計	996,646.66	1,231,274.70

出所:カーバイド統制株式会社「第五期貸借対照表損益計算書」、同「第六回決算書内訳明細書」1946年8月10日現在『重要書類』前24号所収。

支払分は通牒済みであること、また積立分は4月7日化学工業連盟からの納入通知に基づき納付済みであることを4月9日に物価庁に通知している²⁴⁶⁾。

3月14日の役員会では、会社解散が決定された。カーバイド共販解散時の役職員は約70名であったが、3月末で統制業務が停止されることから一旦全員を退職させ、本社部門に精算事務員6名、各出張所に4、5人を再採用する形で残し、規程に基づき約20万円の退職金を支給することとしたが、退職積立金は46,106円に過ぎなかったため、「不足額ハ別途経費ヨリ支払フ」こととした²⁴⁷⁾。

なお、価格調整公団は前掲表34のような物価庁長官の指定する価格で製造業者から買い入れ、買い主の指定する省線または直通連帯社線着駅への到着、海運の場合は最寄り港本線乗り渡しの時点で製造業者に売り戻した。生産・輸入業者は売り戻し価格と同額の「製造業者統制額」で販売業者に販売し、販売業者は「販売業者統制価格」で販売することになった²⁴⁸⁾。配給割当票により正規販売される指定物資については価格標準化と、鉄道運賃の運賃標準化を行った。公団が発足すると、合成化学部からは各社に対して、市販カーバイドについて6月10日物価庁公示価格での販売・出荷が指示されることになった²⁴⁹⁾。そうした統制方式に切り替えた直後の8月に物価庁は一挙に公定価格の引き上げを実施した。これ以後の増産は、本稿の課題からははずれるが、表5からも明らかである。しかし、これが価格調整公団の方式への切換によるものではなく、統制解除に向けた価格設定の転換によるものと見るべきであると考えられる。

おわりに

物資動員計画の実働機関であるカーバイドの需給統制は、原燃料の計画的確保と公定価格による一定の利潤が保障された戦時体制下では有効に機能していたとみることができよう。石炭、コークス、電力という主な生産要素が総動員計画の計画対象であり、労務動員、輸送動員にも重点的な扱いを受けた計画物資ではそうした動員が可能であった。

また、計画的に「合目的配分」を目指す動員体制では、流通面でも運賃プール制によって輸送距離によって生じるコスト差を平準化することで生産能力を無駄なく活用することが可能であり、また電力需給関係の変動や高価格の特配電力を利用する場合のコスト差も平準化することが可能であった。工業組合を母体とする配給統制機関が組合員企業の利害を調整したばかりでなく、商業組合に変わって問屋・小売業利害をも調整することになった統制会社では、中小商業の企業整備、流通組織の簡素化に伴う犠牲も平準化し軽減する役割を果たしていた。

運賃・電力の平衡資金の運用において、徴収と補填の収支バランスが当初見通しより悪いのは、平衡資金勘定の銀行預金が当座貸し越しなどの運転資金調達に利用せざるを得ないほど、脆弱な資本金と薄い内部留保が背景にあった。それは僅かな原資で流通全体を調整するためのものでもあった。

企業整備のための共助金供出も、資本の脆弱な配給統制機関には大きな負担であった。転廃業者への共助金原資を、カーバイド統制が国民更生金庫を利用して無利子融資によって賄うという通常の方法で調達せずに、銀行借入としたのはやや特異な方法であった。カーバイド統制と各府県商業組合はこの共助金をそのまま統制会社に供託する形で運転資金にまわし、共助金を長期間をかけて分割支給することを選択した。生活救済的性格の国民更生金庫の共助金融資を受けられなかったのは、このためだと考えられる。おそらく、各地のカーバイド商は、カーバイドだけを扱っている訳ではなく、肥料その他の化学工業製品を広く扱っていたため、カーバイド取扱

実績の資産評価額を共助金として受け取ったが、実際に廃業するケースは少なく、共助金をそのまま供託することが可能だったのだと考えられる。有力問屋である荷取扱人の下で配給実務を担っていたとも考えられる。

終戦直前の急拵えの地方総監府を中心とする広域行政化と分権的な配給制度は、統制行政に大きな混乱をもたらした。物資統制を解除するのか継続するのかが直ちに指令されなかったことも生産と配給を混乱させた。終戦後に軍需監理局、地方商工処理部、地方商工局の役割が不明確なまま、一元的配給統制と併存させ、その後臨時物資需給調整法の下で中心的役割を担わせていったのも、GHQとの無駄に長い交渉のためとはいえ復興のための配給統制の妨げになった。

戦後の資源供給力、生産能力把握や、新たな復興需要の把握が不十分なまま1945年度第3四半期物資需給計画を策定し、かつてないほど惨憺たる結果になった。第4四半期計画が策定されず、その後の処理に追われたことも、計画的経済運営への信頼を崩壊させ、戦後経済の再建に不利になった。言うまでもなく、戦後インフレーションの爆発を止められなかったことが、計画的資源配分を困難にした最大の要因である。こうした事情から最終財であり需要は末端流通の把握が難しい市販用カーバイドの需給計画は極めて不調に終わった。カーバイド統制・カーバイド共販が、自身の市場占有率を、実際の流通量の2分の1程度とみるありさまであった。

こうした中で業界共同出資会社である同社が統制規律を遵守させようとする姿勢や価格改訂申請を申請通り認可させる企業や政府と統制組織の関係には留意する必要がある。1統制会社の事例に過ぎないが、企業行動の規律と行政との「信頼」ないし「相互依存」の関係が、総動員行政の実質部分であり、この点で本研究は有意な事例の紹介になったと考える。

また、機能不全に陥ったインフレーションと闇経済で総動員体制が弱体化すると、残された規則自体が円滑な経済運営を阻害していた可能性も見えてきた。物価調整公団に引き継がれた直後の1947年8月の物価改訂は劇的な生産拡大効果をもたらした。公団方式は統制方式としては有効性が乏しいと業界関係者が指摘していたことから見て、公団方式それ自体の優秀さを示しているとは考えられない。注目されるのは公団発足直後の大幅な価格改訂である。統制が機能しなくなり始めれば、結局市場価格に公定価格を近接させ、早期に統制解除するしかなかった。公団業務の検討は本稿の課題を超えているが、結局公団は統制解除を早める役割を果たすことになったと見てよいだろう。

1) 物資動員計画については、安藤良雄『日本資本主義の展開過程』(東京大学出版会、1961年)を中心に関連論文を編纂した同『太平洋戦争の経済史的研究』(東京大学出版会、1987年)のほか、関連する国家総動員諸計画との関係を含む分析として、山崎志郎『物資動員計画と共栄圏構想の形成』(日本経済評論社、2012年)、同『太平洋戦争期の物資動員計画』(日本経済評論社、2016年)を参照のこと。

2) 岡崎哲二「第二次世界大戦期の日本における戦時計画経済の構造と運行」『社会科学研究』40-4、1988年、同「日中戦争期日本における経済の計画化と鉄鋼部門」『社会科学研究』41-3、1989年。同「日本—戦時経済と経済システムの転換」『社会経済史学』60-1、1994年。

- 3)戦後の物資需給計画や復興政策の推移については、通商産業省編『通商産業政策史』第2巻、第3章第3節(原朗)、岡崎哲二『『傾斜生産』と日本経済の復興』、山崎志郎『戦時経済総動員体制の研究』日本経済評論社、2011年、第12章を参照のこと。
- 4)カーバイド共販株式会社「カーバイド統制沿革」1947年4月『重要書綴』前後前後3号所収。
- 5)山崎志郎「わが国における生産・設備統制の組織的調整の展開」『年報・日本現代史』第3号、1997年(原資料は資源局『本邦主要経済団体調査』1935年)。
- 6)高橋亀吉編『明治二十九年昭和七年財政経済二十五年誌』年誌年表編191~192頁。
- 7)重要産業統制法による自治的統制の公益性、有用性については、有沢広巳『日本工業統制論』有斐閣、1937年、第3章、宮島英明「産業合理化と重要産業統制法」(近代日本研究会編『年報・近代日本研究 6』山川出版社、1984年所収)を参照のこと。
- 8)前掲『本邦主要経済団体調査』78頁。
- 9)資源局による物資動員計画策定準備作業や、34年の石油業法など資源自給、生産力拡充の構想とその具体化は、山崎志郎『物資動員計画と共栄圏構想の形成』日本経済評論社、2012年、第1章参照のこと。
- 10)内閣調査局「重要産業統制法指定各産業ノ生産高及操短率」1937年3月(福島大学図書館蔵)。
- 11)臨時産業合理局の月別データでは、1931年中の推移が不明であるが、32年1月86,862缶、2月68,211缶、3月98,209となっている。同「産業の統制に関する資料 其ノ一」1932年4月、35~36頁。
- 12)商工省統制局「指定重要産業ニ関スル価格調査表」1937年6月(『美濃部洋次文書』Ba-26-16)。
- 13)経済安定本部物価局『物価要覧』1952年、285頁。
- 14)軍需大臣「価格統制令第七条第一項但書ニ依ル許可申請ニ関スル件指令」1945年2月8日前掲『重要書類』前26号所収。
- 15)カーバイド統制株式会社「価格統制令第七条第一項但書ニ依ル許可申請書」1945年6月11日前掲『重要書類』前26号所収。
- 16)通商産業省『商工政策史』第12巻中小企業、1963年、253~258頁。
- 17)「陸軍物資統制規則解説」1940年8月26日原朗・山崎志郎編『初期物資動員計画資料』第6巻所収。
- 18)松田二郎『軍需会社法と統制会社令』(『司法研究』第33輯1、1945年)130頁。
- 19)池尾勝巳編『朝鮮に於ける化学工業品の統制』1942年、190-204頁。
- 20)物資動員計画の各年度の立案事情、策定作業の経過、鉄・石炭等の中心的素材の計画の推移は、前掲『物資動員計画と共栄圏構想の形成』や山崎志郎『太平洋戦争期の物資動員計画』日本経済評論社、2016年を参照のこと。
- 21)「一般民需ニ関スル参考資料」『初期物資動員計画資料』第10巻、543,544頁。
- 22)その後、8月22日に374,355トンと全体にわたって7.4%引き上げている(企画院「昭和十五年度物資動員計画一般民需内外地需要額査定額対照表」1940年8月22日『初期物資動員計画』第10巻所収)。
- 23)商工省「物資供給力需要額四半期標準表」1940年7月『初期物資動員計画』第11巻、377頁。
- 24)企画院「需給対照及補填対策一覧表」1940年6月29日『初期物資動員計画』第11巻94,95,107,125頁。
- 25)企画院「昭和十五年度第三四半期物資動員実施計画」1940年12月4日『開戦期物資動員計画資料』第1巻、90,91頁。
- 26)企画院「昭和十五年度第四四半期物資動員実施計画」1940年12月18日『開戦期物資動員計画

- 資料』第1巻、216,217頁。
- 27) 企画院「昭和十七年度物資動員計画第一次案(備考)」1941年10月10日『物資動員計画重要資料』第2巻134頁。
- 28) 企画院「ABC配当算出表(其ノ一)(重要物資ヲ除ク)」1941年8月4日『物資動員計画重要資料』第1巻、425頁。
- 29) 企画院「AB追加要求ニ対スル調整表(重要物資)」1941年8月7日『物資動員計画重要資料』第1巻459,467,471頁。
- 30) 前掲『物資動員計画と共栄圏構想』423-429頁。
- 31) 企画院「昭和十七年度物資動員計画一般民需配当表(附 前年度配当実績表)」1942年5月30日『物資動員計画重要資料』第3巻、227,228頁。
- 32) 企画院「昭和十七年度物資動員計画第一次案(備考)」1941年10月10日『物資動員計画重要資料』第2巻134,135頁。
- 33) 企画院「昭和十七年度物資動員計画第一次案総供給力ノ対前年度比較」1941年10月10日『物資動員計画重要資料』第2巻171頁)。
- 34) 以下の1942年度実績は、商工省総務局調査課「昭和十七年度物資動員計画供給並配給ニ対スル実績総括表」1943年8月(『開戦期物資動員計画資料』第11巻、354頁)による。
- 35) 企画院「昭和十八年度物動計画ニ対スル説明資料」1943年4月24日『後期物資動員計画資料』第2巻、269頁。
- 36) 企画院「昭和十八年度第一、四半期重要物資供給実績」1943年7月14日『後期物資動員計画資料』第4巻、150頁。
- 37) 軍需省化学局「昭和十九年度第三・四半期内地重要化学工業品生産状況」、「局長会報記録」1944年2月10日『軍需省局長会報記録』第4巻、347、411-412頁。
- 38) 軍需省化学局「昭和十九年度上期重要化学工業品生産状況」1944年10月11日『軍需省局長会報記録』第7巻、64頁。
- 39) 航空機生産計画と計画造船の推移は、前掲『戦時経済総動員体制の研究』第5章、第7章を参照のこと。
- 40) 軍需省化学局「十九年度鋼材割当ヨリ見タル化学局主要所管物資生産見込ノ件」1944年4月1日、「局長会報記録」1944年4月4日『軍需省局長会報記録』第5巻、347、406-408頁。
- 41) 前掲「昭和十九年度上期重要化学工業品生産状況」。
- 42) カーバイド統制株式会社「価格平衡資金支出方申請ノ件」1944年11月9日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。本稿で利用しているカーバイド統制、カーバイド共販の資料は、現在国立公文書館つくば分館で公開されている。資料番号は原資料の綴りに閉鎖機関整理委員会が添付した整理票に記入されているものである。
- 43) 運輸省鉄道総局総務局調査課「最近の石炭事情」1946年7月、54頁。
- 44) 軍需省総動員局「昭和二十年度第一、四半期物動計画策定方針ニ就テ」1945年4月5日前掲『後期物資動員計画資料』第14巻、116頁。。
- 45) 軍需省総動員局総動員課「昭和二十年度第二・四半期物動計画運営要領」1945年7月1日前掲『後期物資動員計画資料』第14巻、318頁。
- 46) 以下の記述は、「カーバイド生産隘路打開に専門分科委員会設置」『化学工業協会誌』第22号、1943年10月、17頁、「電気化学各社外地カーバイド充足へ」同誌第21号、1943年10月、17頁、電気化学協会編『日本の電気化学工業の発展』1959年、160-161頁によっている。

- 47)「商工省物価局軽工業課への回答(仮題)」1942年10月6日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。
- 48)以下、第3期の財務状況は、カーバイド共販「第三期決算書」、同「第三期決算書内訳表」(『決算書』前14号所収)による。
- 49)カーバイド共販株式会社「価格平衡資金繰入額等ニ関スル調」「一、事業年度ニ於ケル運賃諸掛平衡資金繰入予想総額」1942年5月29日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。
- 50)カーバイド共販株式会社「手数料徴収状況調査」1942年7月17日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。
- 51)以下の1943年度上期の記述は、カーバイド共販株式会社「第六期影響報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益金処分案」、同「第六期勘定科目内訳表」による。
- 52)カーバイド統制株式会社「昭和十八年度下期 営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益金処分案」『重要書類』前24号所収。
- 53)カーバイド統制株式会社「昭和十八年度下期 営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益金処分案」『重要書類』前24号所収。
- 54)カーバイド統制株式会社「昭和十九年度上期 営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益金処分案」『重要書類』前24号所収。
- 55)以下の記述は、カーバイド統制株式会社「昭和十九年度上期営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益金処分」、同「昭和十九年度上期営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益金処分」(前掲『決算書』前14号所収)による。
- 56)カーバイド統制株式会社「昭和十九年度上期営業報告書」1944年11月『決算書』前14号所収。
- 57)カーバイド統制株式会社「昭和十九年度下期営業報告書」1945年5月『決算書』前14号所収。
- 58)カーバイド統制株式会社「価格等統制令第七条第一項但書ニ依ル許可申請書」1945年6月11日前掲『重要書類』前25号所収。同資料は、45年6月に公定価格の延長を申請したものであるが、その中で45年1月の引き上げ申請の事情について触れている。
- 59)以下の記述は、カーバイド統制株式会社「昭和二十年度上期営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益金処分」(前掲『決算書』前14号所収)による。
- 60)カーバイド共販株式会社「カーバイド統制沿革」1947年4月『重要書類』前後3号所収。
- 61)カーバイド共販株式会社「価格平衡資金」1942年2月13日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。
- 62)前掲「商工省物価局軽工業課への回答(仮題)」。
- 63)カーバイド共販株式会社「報告書」1942年10月19日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。
- 64)前掲「一、事業年度ニ於ケル運賃諸掛平衡資金繰入予想総額」。
- 65)前掲「商工省物価局軽工業課への回答(仮題)」
- 66)カーバイド共販株式会社「第六期決算書明細」。
- 67)1943年度の電力平衡資金は、45年3月によく交付が認められており、この時点では支出されていない。
- 68)前掲「価格平衡資金支出方申請ノ件」。
- 69)カーバイド統制株式会社「市販カーバイド電力補償引当金ニ就テ」『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。
- 70)カーバイド共販株式会社「価格平衡資金ニ関スル申請書」1944年3月1日『価格平衡資金支出申請書』1番336号所収。

- 71) 前掲「昭和十八年度 下期営業報告書、貸借対照表、財産目録、損益計算書、利益金処分案」。
- 72) 斉藤商店からカーバイド共販株式会社宛ての1944年4月11日付け手紙『利益配分比率その他』1番341号所収。
- 73) 1946年9月頃のカーバイド統制株式会社改組に当たっての陳情書類(タイトル不明)『重要書類』前25号所収。
- 74) カーバイド統制株式「昭和十九年度決済書類」。
- 75) カーバイド統制株式会社「カーバイド配給機構整備共助金ニ関スル件」1944年9月14日『利益配分比率その他』1番341号所収。
- 76) 流通部門の企業整備については、前掲『戦時経済総動員体制の研究』第11章を参照のこと。
- 77) カーバイド統制株式会社「共助金償還予定表」1944年12月26日、軍需省化学局「カーバイド販売価格中荷扱人扱料並ニ共助金引当金額決定ノ件」1945年1月23日『重要書類』前24号所収。
- 78) 大蔵省『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻、東洋経済新報社、1983年、108～181頁。
- 79) カーバイド統制株式会社「終戦ニ伴ヒ統制機関ニ交付ヲ要スル補償金額ニ関スル調査報告」1945年10月27日『重要書類』前26号所収。
- 80) カーバイド統制株式会社「共助金ニ関スル件」カーバイド共販『重要書類』前26号所収。
- 81) 地方総監府と物資動員計画の関係や、敗戦直前の決勝非常措置の体制については、山崎志郎『太平洋戦争期の物資動員計画』日本経済評論社、2016年、第4章を参照のこと。
- 82) 軍需省化学局「カーバイドノ生産及配給業務ノ地方委譲ニ関スル件通牒」1946年8月7日(地方軍需監理局宛)カーバイド共販株式会社『参考書類』2番123号所収。
- 83) 物資動員計画のA、B、Bxなどの配当計画区分については、前掲『太平洋戦争期の物資動員計画』〇〇頁を参照のこと。
- 84) カーバイド統制株式会社「カーバイド配給及代金決済方法ノ件」1945年6月20日『発信綴』3番18号所収。
- 85) カーバイド統制株式会社「カーバイド出荷指図ニ関スル件」1945年6月30日『発信綴』3番18号所収。
- 86) カーバイド統制株式会社営業部の荷扱人宛て通知「東京営業所設置ノ件」1945年10月5日『発信綴』3番18号所収。
- 87) カーバイド統制株式会社「出張所新設見合ノ事」1945年10月5日『発信綴』3番18号所収。
- 88) カーバイド統制株式会社「カーバイド配給ニ関スル件」1945年10月20日『本社関係重要書類高崎分室』3番14号所収。
- 89) カーバイド統制株式会社営業部の生産工場宛て通知「東京営業所設置ノ件」1945年10月5日『発信綴』3番18号所収。通知文では「郵便途中ニ於ケル戦災其他ニ起因スルモノカ貴方御発行ノ出荷案内書未着(欠番ヲ当方ニテ未着ト推定)ガ多ク弊社事務処理上甚ダシク困憊致スノミカ其ノ為貴社ニ対シテハ出荷代金未払等ノ御困惑相懸ケル事モ可有之候又弊社名古屋、大阪、門司各出張所区域内御出荷ノ場合右出張所へ出荷案内書御送付洩ノ場合モ有之其為荷受並ニ代金回収上困惑致シ居リ候間今後ハ右出張所区域内御出荷ノ場合ハ出荷案内書ノ送付漏レ無之様御配慮ニ預リ度候」としており、出荷状況の把握が困難になっている状況を伝えている。
- 90) カーバイド統制株式会社営業部「本第二四半期カーバイド配給ニ関スル件」1945年10月19日『発信綴』3番18号所収、カーバイド統制株式会社「C₂C₅関係カーバイド割当ノ件」『本社関係重要書類高崎分室』3番14号所収。
- 91) 以下、第三四半期計画の実績については、国民経済研究協会・金属工業調査会「戦後日本の経

済構造」1946年12月(国民経済研究協会編『戦後復興期経済調査資料』第1巻、440-441頁)による。戦時物動計画の立案者も多く集まった本調査は、第3四半期計画について「如何に政府当局が、かかる情勢に対して無知であったか」(440頁)と厳しい評価を下している。

92) 日本カーバイド工業株式会社魚津工場「カーバイド積出方依頼ニ関スル件回答」1945年9月6日『重要書類』前25号所収。

93) 石炭統制会東部支部「昭和二十年度第二、四半期カーバイド割当ニ関スル件」1945年10月31日前掲『重要書類』前25号所収。

94) 物資動員計画から物資需給計画への転換と計画の推移は、前掲『戦時経済総動員体制の研究』第12章「戦後物資需給計画と統制解除」を参照のこと。

95) 次官会議決定「昭和二十年度第三・四半期物資需給計画策定要領」1945年10月5日前掲『後期物資動員計画資料』第14巻、401-404頁。

96) 商工省「昭和二十年度第三四半期物資別需給計画(要旨)」1945年10月24日前掲『後期物資動員計画資料』第14巻、411頁。

97) カーバイド統制株式会社営業部「第三四半期カーバイド割当ニ関スル件」1945年10月22日『発信綴』3番18号所収。

98) カーバイド統制株式会社「昭和二十年第二四半期ヨリ以前ノ割当カーバイドニ対スル打切ニ関スル件」1945年12月10日『発信綴』3番18号所収。

99) 商工省鉱山局「終戦事態ニ即応スル銑鉄及普通鋼需給統制実施要領」1945年10月1日『日高資料』所収。

100) カーバイド統制株式会社「割当通知明細書御送付ノ件」1946年2月27日、同「第三、四半期内務省国土局割当ノ件」、同「割当通知書明細御送付ノ件」(日付不明)1946年3月11日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

101) 前掲「第三四半期内務省国土局割当ノ件」、「割当通知書明細御送付ノ件」。

102) 1944年12月に帝国瓦斯協会を瓦斯工業会に改組し、終戦後の45年8月18日に瓦斯統制会に改称。

103) 1945年度第1四半期物資動員実施計画において、重要物資の不均衡是正に尽力した点については、前掲『太平洋戦争期の物資動員計画』849-856頁を参照のこと。

104) カーバイド統制株式会社「九州地方商工処理部四、四半期発券ノ件」1946年2月13日『発信綴』3番18号所収。

105) カーバイド統制株式会社「兵器解体用カーバイド割当ノ件」1946年2月13日『発信綴』3番18号所収。

106) カーバイド統制株式会社「カーバイド需要申請ノ件」1946年2月14日『発信綴』3番18号所収。

107) カーバイド統制株式会社「コークスブリーズ提供ニ対スル割当ニ関スル件」(大阪出張所宛て)、同「コークス提供ニ依ルカーバイド出荷ニ関スル件」(大北工業宛て)1946年3月28日『発信綴』3番18号所収。

108) カーバイド統制株式会社「カーバイド容器ニ関スル件」1946年4月13日『発信綴』3番18号所収。

109) カーバイド統制株式会社「石炭統制会コークス提供ニ依ル特別配給ニ関スル件」1946年2月22日『発信綴』3番18号所収。

110) カーバイド統制株式会社「カーバイド特別割当に関する件」1946年5月2日『発信綴』3番18号所収。

111) カーバイド統制株式会社「東北地方石炭関係特配ニ関スル件」1946年3月29日『発信綴』3番18

号所収。

112) カーバイド統制株式会社「石炭四半期分(三月)割当ノ件」1946年3月22日『発信綴』3番18号所収。

113) カーバイド統制株式会社「石炭統制会割当一覧表(第三四半期以後ノ分)」カーバイド共販株式会社『受発信綴 配給課』3番11号所収。

114) 北越電化工業蔵王工場「二月分○炭中央扱口受配実績報告」、「三月分○炭中央扱口受配実績報告」1946年4月13日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

115) こうしたバーター取引の斡旋がいつまで行われたのかは判明しない。しかし、1946年11月にもカーバイド共販は新潟電気工業に対して東北亜炭鉱業連合会と東北海運振興会がそれぞれ亜炭コーライト1車提供し、前者がカーバイド400缶、後者が300缶希望していることを伝え、見本品を持参して相談するので、「貴工場で御入用かどうか」と尋ねている。また、この条件以外の希望があればコーライトの数量、価格、容器、代金決済について協議の上、切符発行手続きをするので連絡するよう伝えるなど、カーバイド共販が斡旋をしている(カーバイド共販株式会社「亜炭コーライト対カーバイドのバーターの件」1946年11月5日『発信綴』3番18号所収)。

116) 商工省工務局「(三月分)カーバイド割当ノ件通牒」1946年3月29日、同「(三月分)調整用カーバイドノ割当ノ件」1946年4月1日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

117) 東北地方商工局「三月分カーバイド配当内訳ニ関スル件」1946年4月12日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

118) カーバイド統制株式会社「カーバイド状況報告書」(東京都長官宛)1946年1月15日『重要書類』前24号所収。

119) カーバイド統制株式会社「財産目録 貸借対照表 損益計算書並明細書」1946年3月2日『重要書類』前24号所収、同「第五期貸借対照表損益計算書」より、算出。

120) 化学工業統制会東北支部「カーバイド暫定価格制定ト其ノ取扱ニ関スル件」1945年11月16日『発信綴』3番18号所収。

121) カーバイド統制株式会社「カーバイド配給並ニ価格ニ関スル件」1946年11月25日『発信綴』3番18号所収。

122) 1941年8月の重要産業団体令が統制会の機能を指示機関に限定し、直接的経済行為を禁じていた。このため、40年12月の経済新体制確立要綱を具体化するに当たって、統制団体は指導統制機関に徹する原則が謳われ、原料調達、製品配給は、統制会傘下に別途一元的統制機関を設立することになった。カーバイド統制もその一つであったが、戦時下では常に統制会による経済行為と直接統制が統制会強化の課題となっていた。こうした自治的な統制機能を高めようとする統制会側の動きについては、前掲『戦時経済総動員体制の研究』532-538頁を参照のこと。

123) 日本理化工業株式会社「カーバイド配給並に価格に関する件」1945年11月29日『発信綴』3番18号所収。

124) 「カーバイド配給価格ニ関スル件」1945年12月3日『発信綴』3番18号所収。

125) 日本カーバイド統制株式会社「日カ社五、〇〇〇缶無指図書出荷ノ件」(富山県カーバイド荷扱店宛て通知)1945年11月15日、同社「日本カーバイド工業魚津工場出荷ニ関スル件」1945年12月26日前掲『発信綴』3番18号所収。

126) 日本カーバイド工業魚津工場「弊社工場出荷カーバイドニ関スル件」1946年1月15日前掲『発信綴』3番18号所収。

127) カーバイド統制株式会社「浜岡商店無断配給四、二五三缶に関する件」1946年5月7日前掲『発

信綴』3番18号所収。

128)カーバイド統制株式会社「カーバイド統制違反及調査依頼ノ件」1946年3月25日前掲『発信綴』3番18号所収。

129)「カーバイド統制株式会社の山梨県警察部長宛て通信(仮題)」1946年6月12日前掲『発信綴』3番18号所収。

130)「カーバイド積出指図書及打切整理ニ関スル件」1945年12月8日前掲『発信綴』3番18号所収。

131)カーバイド統制株式会社「福岡県農業会ニ対スル特配分ノ件」1945年12月8日前掲『発信綴』3番18号所収。

132)カーバイド統制株式会社「石炭統制会九州支部特配ニ関スル件」1946年3月28日『発信綴』3番18号所収。

133)カーバイド統制株式会社「鉄道局向工場渡ニ関スル件」1946年5月23日前掲『発信綴』3番18号所収。

134)カーバイド統制株式会社「住友軽金属カーバイド製造ノ件」1946年4月5日『発信綴』3番18号所収。同様に、従来自家消費のみを生産していた日新化学工業(旧住友化学工業)から自家用の残部を市販したい旨の連絡に対して、カーバイド統制は本省の許可を受けた上で自社を通し出荷すること、事務連絡は4月に門司出張所を通し、同社の積出指図書に沿って出荷、荷渡以外に、自由出荷はできないことを伝えている。また近く設立されるカーバイド生産協議会にも加入するよう求めている(カーバイド統制株式会社「日本合成化学菊本工場カーバイド生産ニ関スル件」1946年4月『発信綴』3番18号所収)。

135)カーバイド統制株式会社「カーバイド売掛金取立送金方法ニ関スル件」1946年3月26日、同「カーバイド代金値増追徴及送金方法変更ノ件」1946年4月4日『発信綴』3番18号所収。

136)カーバイド統制株式会社「カーバイド代金支払に関する件」1946年4月18日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

137)カーバイド統制株式会社「カーバイド代金支払ニ関スル件」1946年5月7日『発信綴』3番18号所収。

138)大蔵省『昭和財政史 終戦から講和』第12巻金融(1)、東洋経済新報社、1976年、118-119頁。

139)カーバイド統制株式会社「封鎖預金等支払承認申請書」1946年7月5日『重要書類』前24号所収。

140)前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻、183~330頁。

141)カーバイド統制株式会社「戦時補償特別措置ニ依ル納税額」『重要書類』前24号所収。

142)カーバイド統制株式会社「航空工廠在庫払下ニ関スル件」1945年12月22日前掲『発信綴』3番18号所収。

143)カーバイド統制株式会社「大阪航空廠在庫カーバイド連合軍ヨリ払下ニ関スル件」1946年1月9日、同「特殊物件カーバイド払下許可申請書」1946年1月15日前掲『発信綴』3番18号所収。

144)関東信越地方商工処理部長「特殊物件中カーバイドノ処理ニ関スル件」1945年12月29日『重要書類東京営業所』3番4号所収。

145)カーバイド統制株式会社東京営業所「茨城県特殊物件カーバイド整理ニ関スル報告ノ件」1946年3月7日前掲『重要書類東京営業所』3番4号所収。

146)カーバイド統制株式会社東京営業所「栃木県特殊物件カーバイド整理報告ノ件」1946年3月12日前掲『重要書類東京営業所』3番4号所収。

147)カーバイド統制株式「隠匿物資等緊急措置令第一条規定ニ依ル調査物件報告書」1946年3月9日『重要書類』前25号所収。

- 148) カーバイド統制株式会社「隠匿物資等緊急措置ニ依ル調査物資報告書」1946年3月『重要書類』前25号所収。
- 149) カーバイド統制株式会社「価格等統制令第七条第一項ニ依ル許可申請」1945年11月『重要書類』前26号所収。
- 150) カーバイド統制株式会社「故五ガロン缶買取価格許可申請ニ関スル件」1946年1月15日『発信綴』3番18号所収。
- 151) 「大蔵省告示第八十一号」1946年3月3日『重要書類』前25号所収。この告示と同時に、軍需省告示第14号「カーバイドノ最高販売価格指定ノ件」(1943年11月)は廃止された。なお、製造業者価格は工場最寄りの駅貨車乗渡^{のりわたし}、船乗渡とし、1車未満や小口出荷の場合は適宜調整するとされた。さらに工場渡の場合は15銭引きとし、売主提供のドラム缶による中味売の場合は、1円50銭引き(容器返送費用は買主負担)、買主所有の容器による中味売の場合は9円引き(返送費用は買主負担)、販売業者倉庫渡・店先渡の場合は1円70銭上乘せとするなど、輸送力逼迫、深刻な容器不足の状況に合わせてきめ細かく取り決められた。
- 152) カーバイド統制株式会社「公定価格実施ニ付弊社口銭計算上ニ関スル件」1946年3月5日前掲『重要書類東京営業所』3番4号所収。
- 153) カーバイド統制株式会社「保証金追徴に関する件」1946年4月18日『重要書類』前25号所収。
- 154) 化学工業連盟監査部「価格差益ノ報告ニ関スル件」1946年9月11日『重要書類』前25号所収。
- 155) カーバイド統制株式会社「価格差益報告書」、「価格差益報告」『重要書類』前25号所収。
- 156) 政策的資材配当の方式を巡っては、民間団体による市場統制を独占禁止の観点から強く反対をしたGHQと、民間による自治的統制の有効性・効率性を主張した日本政府との間で長期わたる対立が国会審議段階でも続き、結局1941年10月1日公布・施行の臨時物資需給調整法による需給調整方式になった。この点は、前掲『戦時経済総動員体制の研究』740-744頁を参照のこと。
- 157) 前掲『戦時経済総動員体制の研究』733-736頁。
- 158) 「化学工業統制会会長石川一郎からカーバイド統制社長島野享二宛通知」1945年11月7日『重要書類』前26号所収。
- 159) 商工省工務局「企業統制方策ニ関スル件」1945年11月14日総合研究開発機構戦後経済政策資料研究会編『経済安定本部戦後経済政策資料』第4巻、所収。
- 160) 化学工業連盟『化学工業連盟月報』第1号、1946年5月1日。
- 161) 「カーバイド生産協議会設立趣意書」『重要書類』前後3号所収。
- 162) 「東海道地方需給打合会議事録」(1946年10月9日開催)『参考書類』2番123号所収。
- 163) カーバイド統制株式会社「日報ニ関スル件」1945年12月17日『発信綴』3番18号所収。
- 164) 商工省工務局化学肥料課長「統制会社令失効に伴ふ手続の件」1946年8月26日『重要書類』前後3号所収。
- 165) 「カーバイド配給機構に関する陳情書」「カーバイド統制会社ヲ配給指示機関トナス場合ノ可否ニ就テ」『重要書類』前25号所収。なお、同綴りには、陳情書の素案とみられる類似の文書(注10)も綴り込まれており、論点の整理にはこれらも適宜利用している。
- 166) カーバイド統制株式会社「配給統制規則設定ニ関スル件」1946年9月10日『発信綴』3番18号所収。
- 167) 臨時物資需給調整法第2条(1947年3月改正で削除)は、主務大臣が必要且つ適当と認める時は、民主的に組織した産業団体に物資の割当を行わせることができるとしてもので、同法付則は、経済安定本部が特定の産業団体に対して1ヶ月単位で臨時の統制権限を与えることを示していた。

- 168) カーバイド共販株式会社「カーバイド直売品ニ付共販口銭其他取立依頼ノ件」1947年3月11日『重要書類』前後3号所収。
- 169) 『化学工業連盟月報』第3号、1946年7月1日、時事通信社編『我国産業の現勢』第2輯、1947年、51頁。
- 170) 国民経済研究協会・金属工業調査会「昭和二十一年度第一・四半期物資需給計画実績検討資料」1946年9月20日前掲『戦後経済政策資料』第4巻、504頁。
- 171) 商工省「昭和二十一年度四月～六月物資需給計画」1946年3月30日、前掲『戦後経済政策資料』第4巻、178、192、207頁。この計画が5月に通知された計画でも変更されなかったことは、国民経済研究協会・金属工業会「昭和二十一年度第一・四半期物資需給計画実績検討資料」1946年9月20日(前掲『戦後経済政策資料』第4巻504-505頁)から確認できる。
- 172) 経済安定本部「昭和22年度第2.4半期物資需給計画」1947年6月25日前掲『戦後経済政策資料』第4巻、788-798頁。
- 173) 前掲「昭和二十一年度第一・四半期物資需給計画実績検討資料」505頁。
- 174) カーバイド統制株式会社「石炭部門第一、四半期割当について」、同「カーバイド特別割当の件」1946年4月27日『受発信綴 配給課』3番11号所収。
- 175) カーバイド統制株式会社「カーバイド割当ノ件」1946年4月『受発信綴 配給課』3番11号所収。
- 176) カーバイド統制株式会社「割当証明書発券団体ニ就テ」1946年5月15日『受発信綴 配給課』3番11号所収。小規模需要団体の事例を取り上げてみると、日本農機具工業統制組合分に関しては、7月になってようやく地方商工局からカーバイド統制株式会社に割当が通知されている。統制組合九州支部に対しては1,200缶の割当となり、これを統制組合九州支部で企業別や各県農機具統制組合別の割当を決定し、門司出張所に配給申請を提出する。割当証明書は出張所が発行し、統制組合九州支部経由で各社、各県統制組合に送付している。この割当通知明細書が各荷扱人にも通知され、配給手続き(容器買主提供)を進めるよう指示された(門司出張所「日本農機具工業統制組合九州支部第一、四半期割当カーバイドノ事」1946年7月11日『受発信綴 配給課』3番11号所収)。
- 177) 石川県知事「昭和二十一年度第一、四半期カーバイド割当方申請ノ件」1946年4月2日『受発信綴 配給課』3番11号所収。
- 178) カーバイド統制株式会社「統制会社トシテノ希望」日付不明『受発信綴 配給課』3番11号所収。
- 179) 1946年3月に示された経済科学局係官私案によって経済等への民間団体の関与が否定される。その後臨時物資需給調整法とその実施方法を巡って長い論争が展開する点は、前掲『戦時経済総動員体制の研究』739-744頁参照のこと。
- 180) 商工省工務局「(民生産業用)昭和二十一年度第一、四半期カーバイド割当ニ関スル件」1946年5月13日『受発信綴 配給課』第3番11号所収。
- 181) 商工省電力局長「昭和二十一年度第一、四半期カーバイド配当に関する件」1946年5月30日『受発信綴 配給課』3番11号所収。
- 182) 商工省電力局長「昭和二十一年度第一・四半期カーバイド配当に関する件」1946年5月30日『受発信綴 配給課』3番11号所収。
- 183) 商工省工務局「化学肥料用資材ノ優先確保ニ関スル件」1946年5月8日『受発信綴 配給課』第3番11号所収。
- 184) カーバイド統制株式会社「化学肥料用資材ノ優先確保ニ関スル件」1946年5月30日『受発信綴 配給課』第3番11号所収。
- 185) 国民経済研究協会・金属工業調査会「昭和二十一年度第一・四半期物資需給計画実績検討資

料」1946年9月20日前掲『戦後経済政策資料』第4巻、504-505頁。この調査によるカーバイド供給実績は、時事通信社編『我国産業の現勢』第2輯、1947年、60頁のものと僅かに異なる。

186) 戦後物資需給計画において、進駐軍需要が重圧になっていたことは、前掲『戦時経済総動員体制の研究』第12章「戦後物資需給計画と統制解除」を参考のこと。

187) 大分県土木課長「カーバイド特別配当申請書」1946年7月、厚生大臣官房総務課長「『カーバイド』特別割当決定に関する件」1946年9月3日『受発信綴 配給課』第3番11号所収。

188) 大阪出張所「調整用割当月別数量報告ノ件」1946年10月5日『受発信綴 配給課』第3番11号所収。

189) 門司出張所「調整用トシテ発券数量御通知ノ件」1946年10月18日『受発信綴 配給課』第3番11号所収。

190) カーバイド統制株式会社「カーバイド代金取立ニ関スル件」1946年5月8日前掲『発信綴』3番18号所収。

191) カーバイド統制株式会社「カーバイド出荷ト新円ノ件」1946年5月23日前掲『発信綴』3番18号所収。

192) 前掲「東海道地方需給打合会議事録」。

193) カーバイド統制株式会社「カーバイド出荷ト新円ノ件」1946年5月23日『発信綴』3番18号所収。

194) 以下の新潟での視察状況については、カーバイド統制株式会社営業部「出張報告書」(『重要書類』前25号所収)による。

195) カーバイド統制株式会社「カーバイド統制株式会社富山駐在員事務所設置ニ関する件」1946年7月15日『発信綴』3番18号所収。

196) 日本カーバイド工業株式会社『日本カーバイド工業株式会社二十年史』1958年、208頁には、日本石灰窒素工業会によるカーバイドの全国生産、市販用出荷のデータが掲載され、1946年は170,839トンの生産中、24,375トンが市販分とされている。この市販量は、カーバイド統制による公式出荷額に相当しており、この時期の闇販売が横行していた需給状況を反映してしていないと考えられる。

197) カーバイド統制株式会社門司出張所「九州地方商工局調整用割当発券ニ就テ」1946年9月13日『受発信綴 配給課』3番11号所収。

198) カーバイド統制株式会社「岩根橋工場無指図出荷ニ関スル件」1946年5月22日前掲『発信綴』3番18号所収。

199) 日本合成化学工業東京営業所「カーバイド貸越出荷ノ件」前掲『発信綴』3番18号所収。

200) カーバイド統制株式会社「カーバイド出荷ニ関スル件」1946年5月7日前掲『発信綴』3番18号所収。

201) カーバイド統制株式会社「前輸送に関する件」1946年8月12日前掲『発信綴』3番18号所収。

202) カーバイド統制株式会社「カーバイド配給統制違反の件」1946年10月3日前掲『発信綴』3番18号所収。

203) カーバイド共販株式会社「日カ社に対する指図書ノ件」1946年12月3日『発信綴』3番18号所収。

204) カーバイド共販株式会社「電化社出荷分島田商会直取引契約の件」1946年12月6日『発信綴』3番18号所収。

205) 「カーバイド統制株式会社の1946年5月20日付け仙台駐在員宛通信」前掲『発信綴』3番18号所収。

206) カーバイド統制株式会社「北海道地区製造工場の出荷の件」1946年5月前掲『発信綴』3番18号所収。

- 207) カーバイド共販株式会社「報国砂鉄製錬株式会社カーバイド生産の件」1946年10月2日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 208) カーバイド共販株式会社「報国砂鉄カーバイド製造の件」1946年10月12日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 209) カーバイド統制株式会社「カーバイド代金決済法方法改正ニ伴フ割当及指図書ニ関スル件」1946年8月6日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 210) カーバイド統制株式会社「富山駐在員ノ指図ニ関スル件」1946年8月14日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 211) カーバイド統制株式会社「カーバイド代金支払ニ関スル件」1946年8月15日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 212) カーバイド統制株式会社「配給統制規則設定ニ関スル件」1946年9月10日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 213) カーバイド統制株式会社「カーバイド配給統制規則期限延長ノ件」1946年8月13日『重要書類』前後第3号所収。
- 214) カーバイド統制株式会社「配給統制規則設定ニ関スル件」1946年9月10日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 215) カーバイド統制株式会社「カーバイド配給機関に関する御依頼」1946年9月1日、カーバイド共販株式会社「カーバイド配給統制規則ノ件」1946年10月3日『重要書類』前後3号所収。
- 216) 「カーバイド割当及割当証明書発行要領」前掲『重要書類』前後3号所収。
- 217) 経済安定本部第一部「物調法統制機構に付E.S.S.ライト統制班長と会見要旨」1946年10月15日前掲『経済安定本部戦後経済政策資料』第4巻所収。
- 218) 「臨時物資需給調整法による統制方式」1946年11月15日前掲『経済安定本部戦後経済政策資料』第4巻所収。
- 219) カーバイド共販株式会社「東北地方工業協力会開催延期依頼の件」1946年10月21日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 220) 連合軍最高司令部覚書「臨時物資需給調整法にもとづく統制方式」前掲『経済安定本部戦後経済政策資料』第4巻所収。
- 221) カーバイド共販株式会社「地方需要団体に対する割当に関する件」(名古屋出張所からの問い合わせへの回答)1947年1月8日『発信綴』3番18号所収。
- 222) 前掲「地方需要団体に対する割当に関する件」。
- 223) カーバイド共販株式会社「配給機構変革に付販売業者意見具申の件」(東部地区委員7社連名の書翰)1947年1月29日『発信綴』3番18号所収。
- 224) カーバイド共販株式会社「請求書及割当証明書発行に関する件」1946年10月23日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 225) カーバイド共販株式会社「割当証明書発行の件」1946年11月4日前掲『発信綴』3番18号所収。
- 226) 臨時物資需給調整法による戦後の配給統制方式が制定される過程は、前掲『戦時経済総動員体制の研究』731-744頁を参照のこと。
- 227) 物価庁第三部長「指定生産資材の価格調整業務に関する件」1947年3月19日『重要書類』前25号所収。
- 228) カーバイド共販株式会社「カーバイド直販品ニ付共販口銭其他取立依頼ノ件」1947年3月11日『重要書類』前後第3号所収。

- 229) 前掲「地方需要団体に対する割当に関する件」。
- 230) 前掲『日本経済統計図解』12頁。
- 231) カーバイド共販株式会社「カーバイド積出指図書」の件」1946年11月8日『発信綴』3番18号所収。
- 232) 1946年11月19日、日本カーバイド工業からカーバイド共販に対して電力制限と炭素素材不足によって「今後ノ出荷ニ対シテハ現指図書ノ整理ノ必要アル為メ本社ヨリ連絡スル迄新規ノ指図ヲ停止方申入」があった。カーバイド共販株式会社「日カ社カーバイド出荷ニ関スル件」1946年11月19日(『発信綴』3番18号所収)。
- 233) カーバイド共販株式会社「日カ社に対する指図書」の件」1946年12月3日『発信綴』3番18号所収。
- 234) カーバイド共販株式会社「昭和二十一年1/4半期出荷に関する件」1946年12月27日『発信綴』3番18号所収。
- 235) カーバイド共販株式会社「管轄外指図取消の件」1946年12月7日『発信綴』3番18号所収。
- 236) カーバイド統制株式会社「昭和廿年下期決算報告書」『重要書類』前24号所収。
- 237) カーバイド統制株式会社「財産目録貸借対照表損益計算書並明細書」1946年3月2日『重要書類』前24号所収。
- 238) カーバイド共販株式会社「第六期決算書並明細書」1946年8月10日『重要書類』前24号所収。
- 239) 以下の記述は、閉鎖機関「カーバイド共販株式会社」総合勘定貸借対照表総合勘定損益計算書」1947年6月9日(『資料綴』後23所収)による。
- 240) カーバイド共販整理事務所「報告書」『資料綴』後23所収。
- 241) カーバイド共販株式会社「価格平衡資金設定申請書」(日本橋税務署長宛)1946年12月『重要書類』前24号所収。
- 242) カーバイド共販株式会社「昭和二十二年三月一日鉄道貨物運賃改正ニ関スルカーバイド運賃許可申請書」1947年2月28日『重要書類』前25号所収。
- 243) 物価庁第三部長「指定生産資材の価格調整業務に関する件」1947年3月19日『重要書類』前25号所収。
- 244) カーバイド共販株式会社「封鎖送金返戻ノ件」(名古屋出張所宛)1947年1月15日『発信綴』3番18号所収。
- 245) 物価庁長官石橋湛山「価格差益の処理に関する件」1947年3月1日、「統制機関が解散し又は統制機能を廃止する場合に於ける価格差益処理要領」『重要書類』前後第3号所収。
- 246) カーバイド共販株式会社「統制機関ガ解散シ又ハ統制機能ヲ廃止スル場合ニ於ケル価格差益ノ処理ニ関スル件」1947年4月9日『重要書類』前25号所収。
- 247) 役員会「会社解散ニ関スル件」1947年3月14日『重要書類』前後第3号所収。
- 248) 「価格調整公団合成化学部カーバイド課分掌規程細則(案)」『重要書類』前後第3号所収。
- 249) 価格調整公団合成化学部「カーバイド買取売戻に関する件」1947年7月17日『重要書類』前後3号所収。